



すくすく🌸さくら

佐倉市こども計画

(令和7年度～令和11年度)

令和7年3月

佐倉市

はじめに

令和5年4月にこども家庭庁が発足し、こども基本法が施行され、同年12月にはこども大綱が閣議決定されました。こども大綱は、すべてのこどもが健やかに成長し、幸福な生活を送るための包括的な支援方針を示したものです。



少子高齢化や核家族化が進む中で、こども・若者を取り巻く環境は大きく変化しています。こどもの貧困やヤングケアラーなどが社会問題として取り上げられるようになり、子どもの貧困対策に関する法律や子ども・若者育成支援推進法の改正が行われました。これにより、困難な状況にあるこども・若者に対する支援がますます重要となっています。

本計画は第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画と、第4次佐倉市青少年育成計画を統合し、こども・若者が安心して、自由にのびのび成長できる環境を整えることを目指しています。こどもの誕生前から妊娠・出産期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期に至るまで、切れ目のない支援の提供を目指すとともに、こども・若者が社会とつながりを持ち、自己肯定感を高めることができるよう、多様で自由な体験活動の推進や居場所づくりに取り組んでまいります。

さらに、こどもの貧困対策や、特別な支援・配慮が必要なこども・若者への支援、ヤングケアラーへの支援など、困難な状況にあるこどもやその家庭、若者への包括的な支援も重要な柱としています。地域全体でこども・若者を見守り、支え合う社会を築くために、市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

本市は、令和6年11月に、「こどもまんなか、さくら宣言」を行い、すべてのこども・若者が希望を抱きながら健やかに成長し、幸せに暮らせる社会を目指しています。こども・若者の声や意見を大切にできるまち、そして選ばれるまちとなるよう、「こどもどまんなか 佐倉」を合言葉に、こども・若者の笑顔が咲き誇る佐倉市を共に創り上げていきましょう。

令和7年3月

佐倉市長 西田三十五

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景.....	1
2 計画の位置づけ.....	5
3 計画の対象.....	7
4 計画の期間.....	7
5 計画の策定方法.....	7

第2章 佐倉市のこども・若者の現状

1 総人口と世帯等の推移.....	9
2 少子化の動向.....	11
3 子育て支援サービスの現状.....	13
4 こども・若者を取り巻く状況.....	18
5 第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況.....	31
6 第4次佐倉市青少年育成計画の進捗状況.....	32
7 こども計画策定のためのニーズ調査結果 概要.....	33
8 佐倉市のこども・若者を取り巻く現状と課題.....	34

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念.....	39
2 計画の基本目標.....	40
3 計画の体系.....	43
4 施策の体系.....	45

第4章 施策の展開

基本目標1 安心して子を産み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち.....	51
基本目標2 いろいろな経験・体験を通して、成長できるまち.....	57
基本目標3 こども・若者が自ら考え行動し、のびのび 成長できるまち.....	65
基本目標4 こども・若者を温かく見守り、支え合い、ともに成長するまち.....	69

第5章 佐倉市こどもの貧困対策計画

1 こどもの貧困と日本のこどもの状況	79
2 佐倉市のこどもや家庭を取り巻く主な現状と課題	83
3 こどもの貧困対策に関する施策の展開	85
4 こどもの貧困対策に関する各種取組	89

第6章 こども・子育て支援施策

1 子ども・子育て支援制度の事業体系	101
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み	102
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域	103
4 教育・保育の提供	106
5 地域子ども・子育て支援事業の提供	122

第7章 計画の実現のために

1 計画の推移体制	159
2 計画の進捗管理	159

資料編 資料編1～8

1 計画策定の経過	161
2 第4章 活動指標	163
3 第4章 主な取組一覧	168
4 用語集	190
5 施設一覧	195
6 委員名簿	201
7 こどもの権利条約（児童の権利に関する条約）	205
8 こども基本法	207

第 1 章
計画の策定にあたって

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

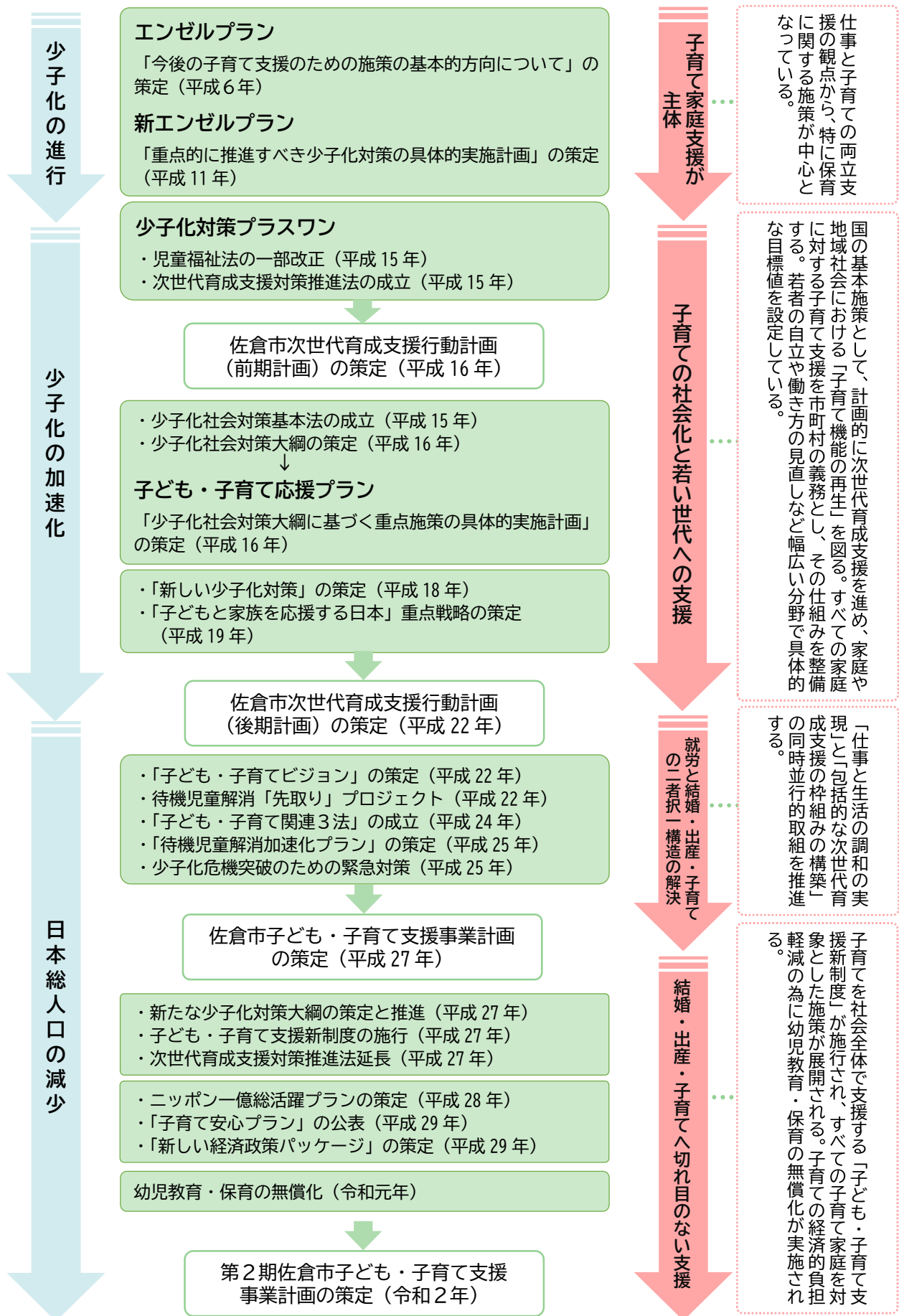
我が国のこどもたちを取り巻く社会環境をみると、少子高齢化や核家族化の進行によりライフスタイルや価値観のニーズが多様化しています。また、生活環境の変化とともに、児童虐待やひきこもりなど、地域社会のつながりの希薄化などが大きな問題となってきました。さらに、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、子育て家庭の孤独・孤立、格差拡大などの問題も近年顕在化しています。

このような社会情勢を背景に、国は、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

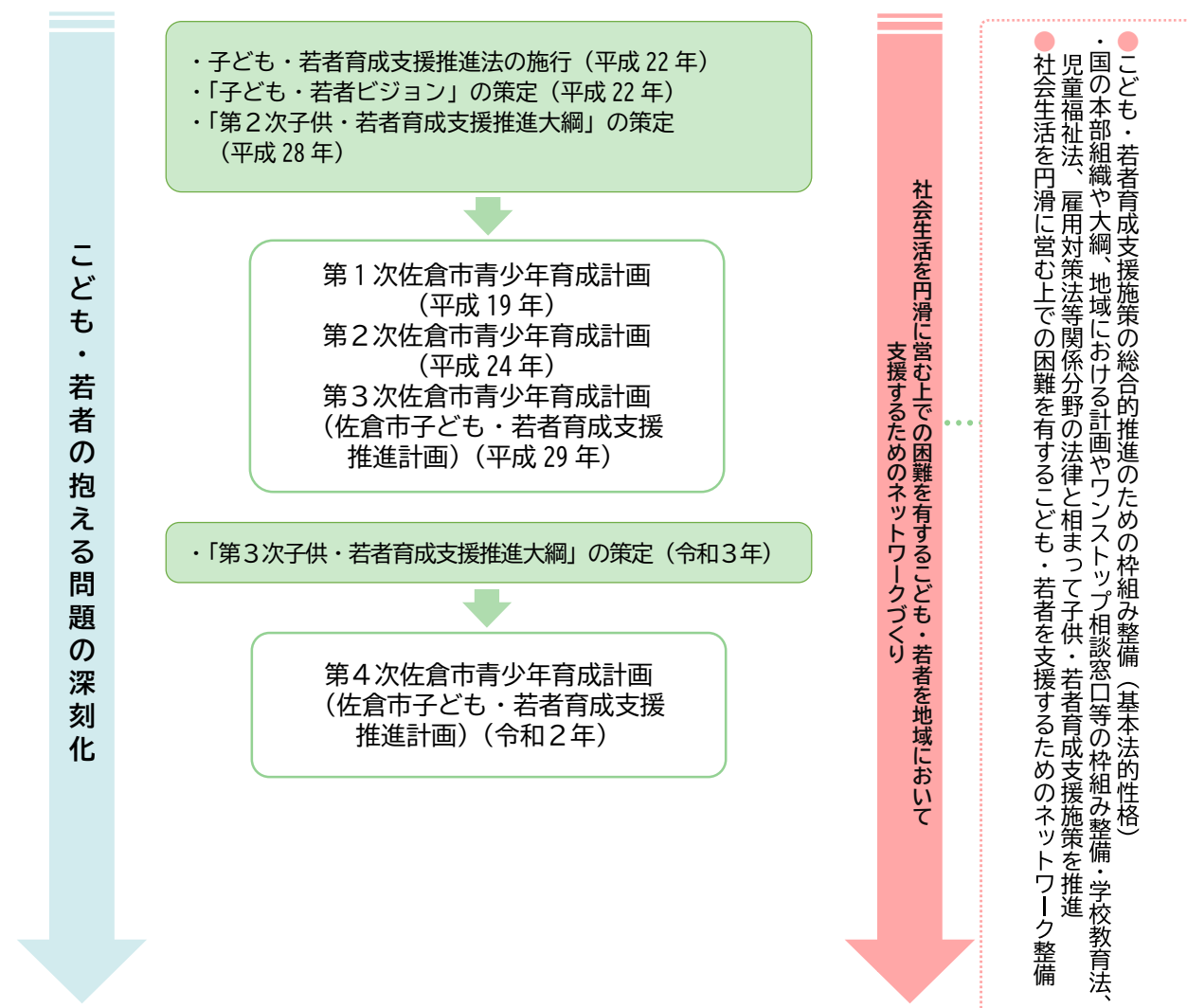
近年の重要な展開として、令和4年に児童福祉法が改正されました。児童虐待など子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を図るものです。令和5年4月には、「こども基本法」が施行されました。「こども基本法」は、日本国憲法、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5年4月に、「こども家庭庁」が発足し、令和5年12月には、こども基本法の理念に基づき、こども政策を総合的に推進するための基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。令和6年には子ども・子育て支援法が改正され、「こども未来戦略」の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるものです。このように、「こどもまんなか社会」の実現、こどもや若者、子育て当事者の幸福追求において非常に重要な進展がみられました。

佐倉市こども計画（以下、「本計画」という。）は、これらの社会情勢や国の動向を踏まえて策定した、こども基本法、子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法、子ども・若者育成支援推進法及び子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく一体的な計画です。妊娠から出産、育児を経て、生まれた子が成長して大人になるまでの切れ目のない支援を、一体的に計画しています。

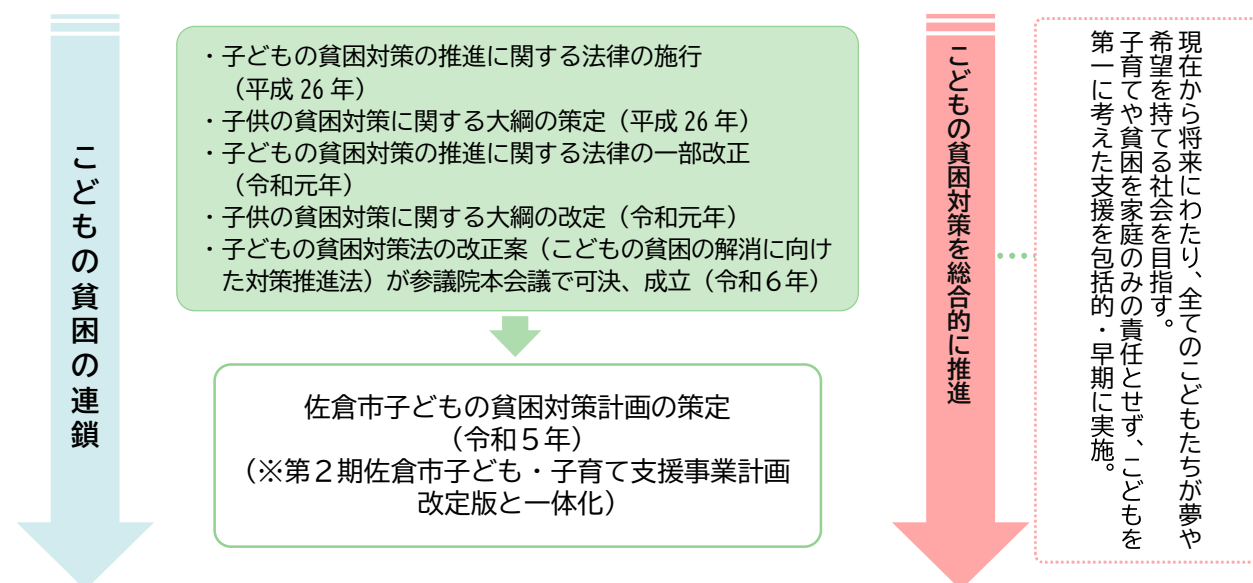
① 国の少子化対策の流れと第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画策定までの流れ



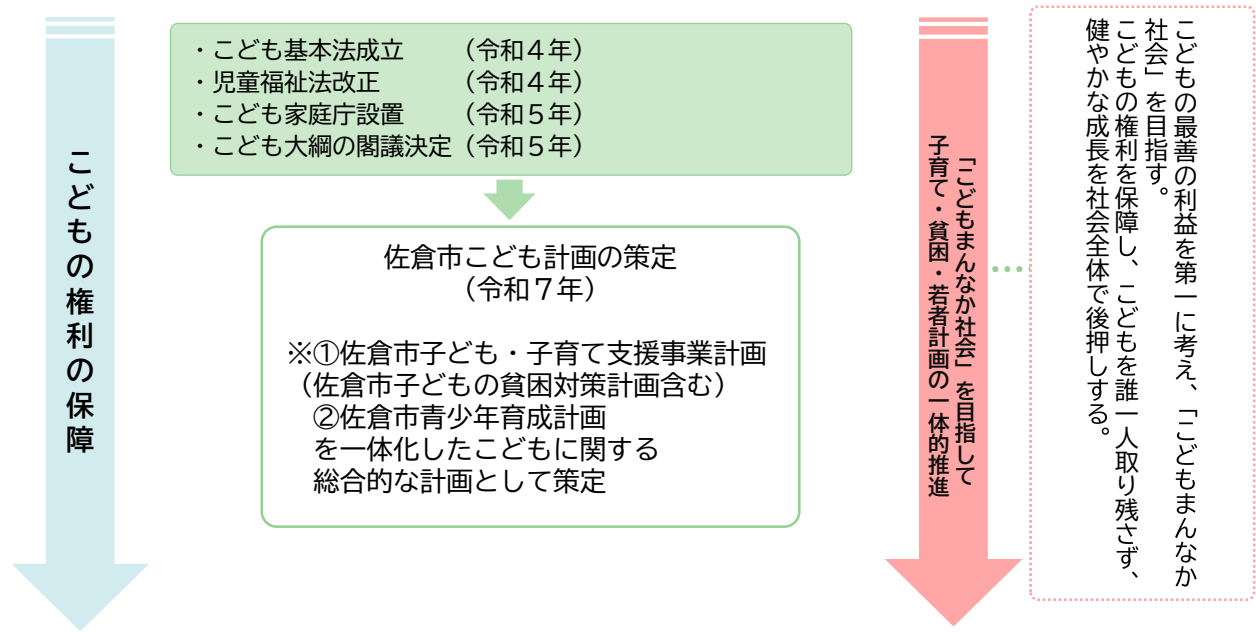
② 国の子ども・若者育成支援の流れと佐倉市子ども・若者育成支援推進計画策定までの流れ



③ 国の子どもの貧困対策の流れと佐倉市子どもの貧困対策計画策定までの流れ



④ 国のこども政策の推進と佐倉市こども計画策定までの流れ

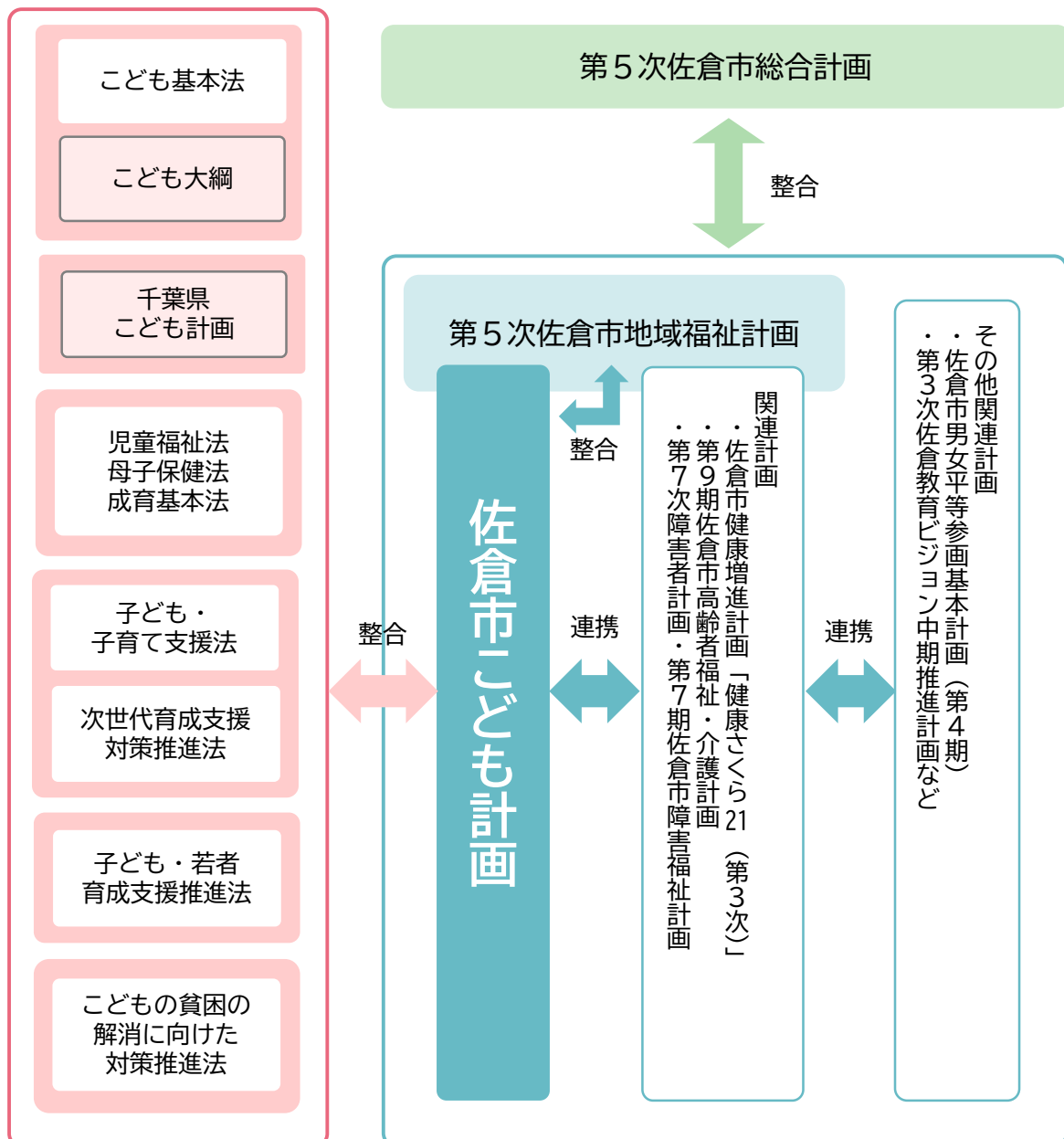


2 計画の位置づけ

(1) 関連する法令や計画との関係性

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づき、こども大綱や千葉県こども計画を勘案し、策定するものです。佐倉市のこども・子育て支援に関する総合的な計画で、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に該当し、第2期計画と同様、次世代育成支援対策推進法第8条に基づく「市町村行動計画」の性格を併せ持ち、少子化対策のための行動計画と一体のものとして位置づけています。また、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「こどもの貧困対策推進計画」、子ども・若者育成支援推進法にもとづく「市町村子ども・若者計画」を包含しています。

なお、本計画は、「第5次佐倉市総合計画」を上位計画とし、各種関連計画と整合を図り策定するものです。



(2) SDGsとの関係性

SDGs（エス・ディー・ジーズ）とは、「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称です。2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択されたもので、国連に加盟している193か国が、2016年（平成28年）から2030年（令和12年）の15年間で達成するために掲げた目標です。

SDGsは、国際交流が深まり経済活動が活発化し豊かになる一方で、所得格差による貧困や飢餓、自然環境が破壊され、経済・社会の基盤となる地球の持続可能性が危ぶまれたことに起因して、「誰一人取り残さない」という理念のもとに、17のゴールと169のターゲットを掲げ、各国で積極的に取り組まれています。

佐倉市では、SDGsが掲げる多様な目標やターゲットの追及が、地域課題を解決し、地域創生に資するものと捉えていることから、本計画で整理した施策を展開することで、SDGsが目指す「誰一人取り残さない」社会の実現に寄与することを目指しています。



3 計画の対象

本計画は、すべての子どもとその家庭、地域、企業などすべての個人及び団体を対象とします。

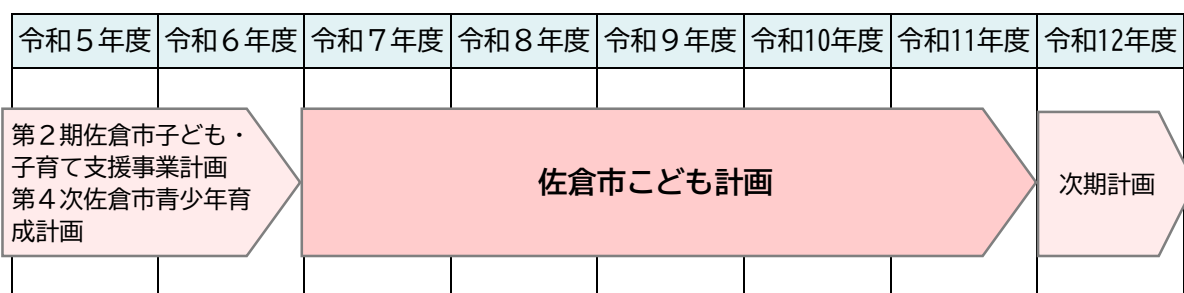
なお、本計画における「子ども」は、年齢により区切るものではなく、子ども基本法の趣旨に鑑み、「心身の発達の過程にある者」を広く含んだ概念としています。

また、本計画における「若者」は、思春期のうち高校生年代と青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満）及びポスト青年期（青年期を過ぎ、40歳未満）の者としています（以下、本計画では、青年期とはポスト青年期を含めたものとします。）。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

計画期間



第4次佐倉市青少年育成計画は、令和7年度末までの計画でしたが、佐倉市こども計画策定のタイミングに合わせて、佐倉市こども計画に内包されます。

5 計画の策定方法

本計画は、市民や保育の専門家等から選ばれた委員により構成する「佐倉市子育て支援推進委員会」において計画の協議、検討を行いました。また、青少年の健全育成に係る関係機関や有識者で構成される「佐倉市青少年問題協議会」からも学童期・思春期、青年期等に対する意見を聴取するとともに、市役所の関係各課で構成する「佐倉市こども計画庁内検討会」を設置し、事業間の調整や今後の方針など、具体的な施策の検討を行いました。

さらに、令和6年5月～6月に実施した子ども・子育て支援に係るニーズ調査結果や令和6年8月～10月に実施した高校生ワークショップ、令和7年2月～3月に実施したパブリックコメントなど広く市民の方の意見をお聞きして策定しました。

The background of the page features a soft, circular gradient in shades of pink and white, creating a subtle spiral effect. Scattered throughout this background are numerous small, stylized pink petals, some of which are slightly larger and more detailed than others, giving the impression of falling cherry blossoms.

第2章

佐倉市のこども・若者の現状

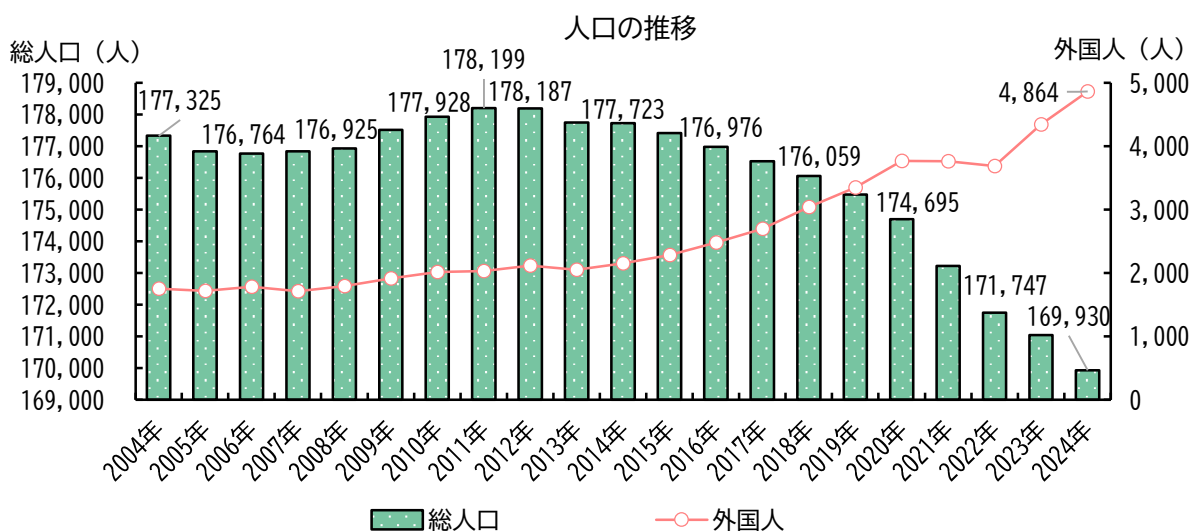
第2章

佐倉市のこども・若者の現状

1 総人口と世帯等の推移

(1) 人口の推移

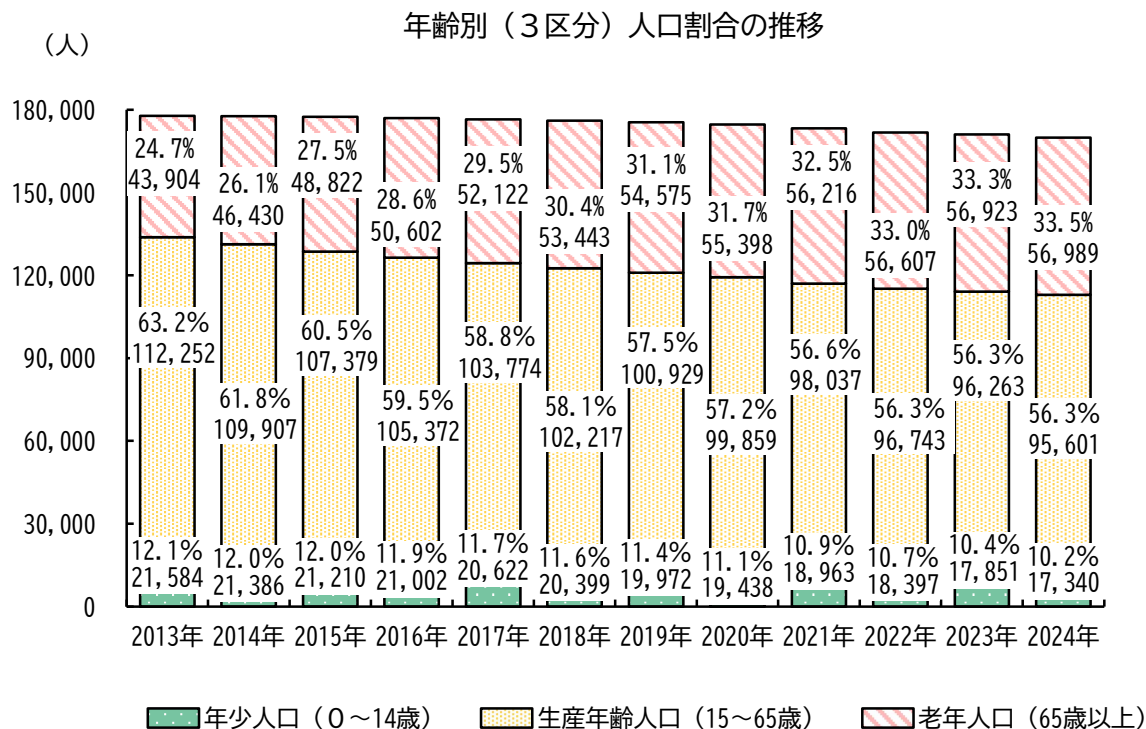
本市の人口は平成 23 (2011) 年をピークに減少傾向となり、令和 6 (2024) 年には 17 万人を割り込みました。外国人は近年増加しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末。外国人を含む）

(2) 年齢別（3区分）人口割合の推移

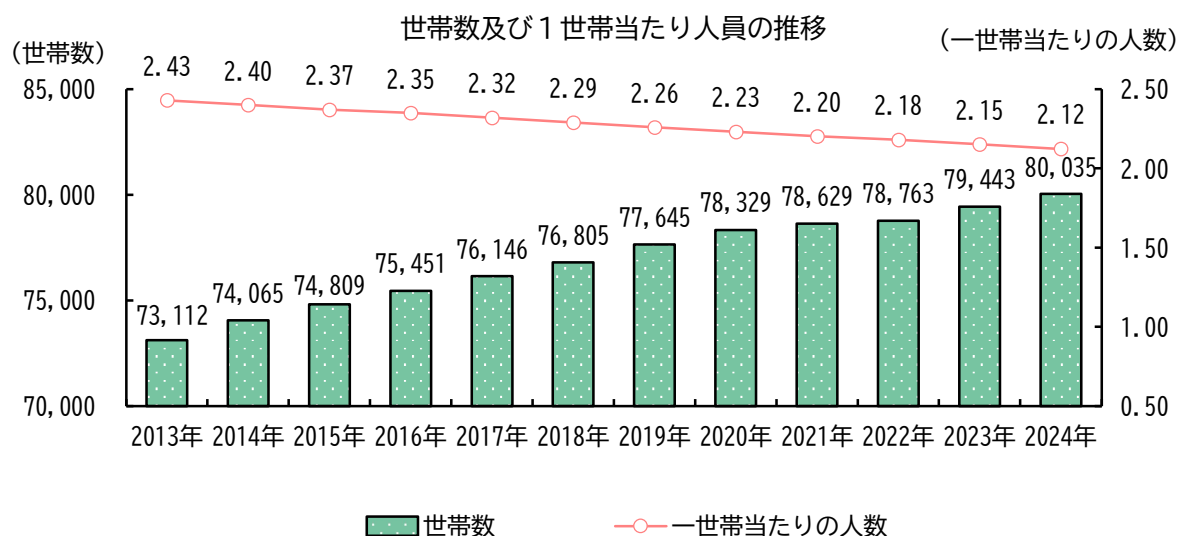
本市の老年人口は増加し、年少人口及び生産年齢人口が減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末。外国人を含む）

(3) 世帯数及び1世帯当たり人員の推移

本市では、人口が減少している一方で世帯数は増加しており、一世帯当たりの人数は減少しています。

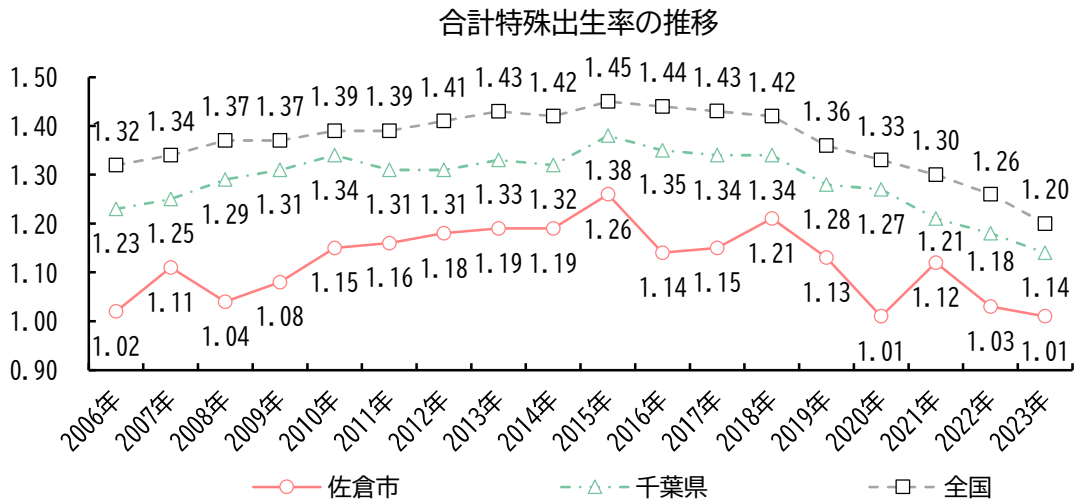


資料：住民基本台帳（各年3月末。外国人を含む）

2 少子化の動向

(1) 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率の推移をみると、平成 27 (2015) 年には 1.26 まで回復しました。しかし、その後再び増減を繰り返し、令和 5 (2023) 年には 1.01 まで減少しています。千葉県、全国に比べても大きく下回っています。

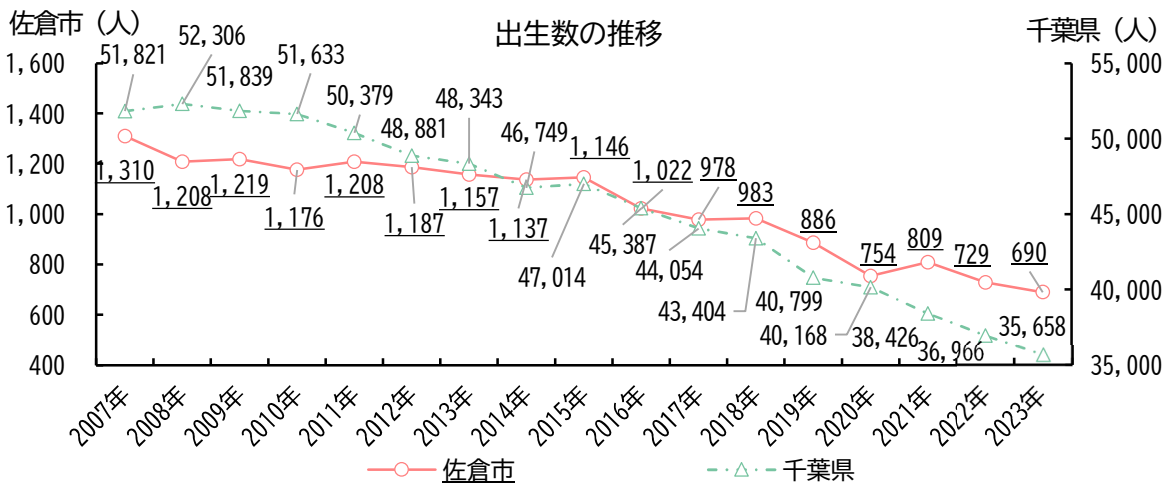


資料：千葉県衛生統計年報、人口動態統計（令和 5 年）

(2) 出生数の推移

本市の出生数の推移をみると、平成 29 (2017) 年に 1,000 人を下回り、令和 5 (2023) 年には 700 人を割り込みました。

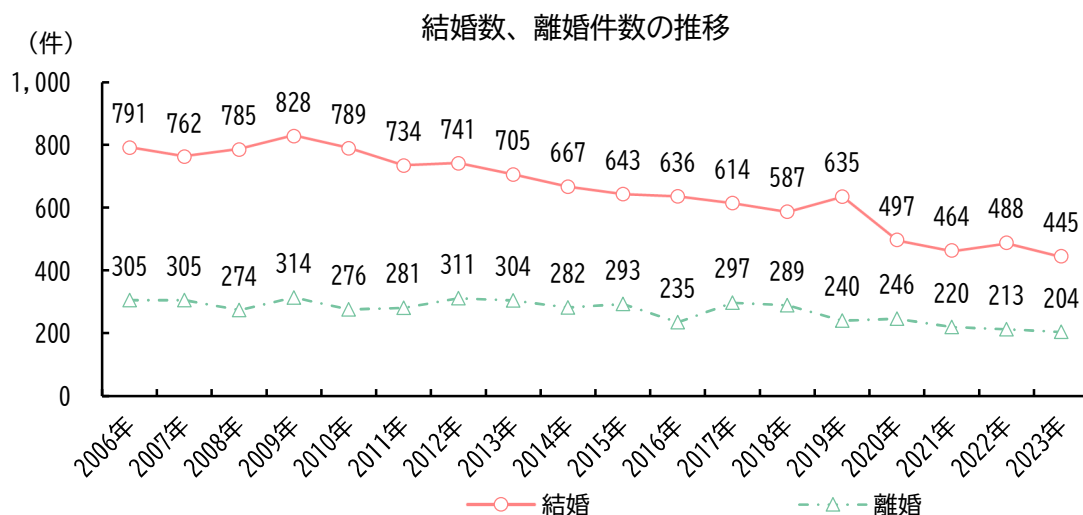
千葉県の出生数は、平成 24 (2012) 年以後は急激に減少傾向となり、令和 5 (2023) 年には約 35,658 人まで減少しています。



資料：佐倉市統計書、千葉県衛生統計年報、人口動態統計（令和 5 年）

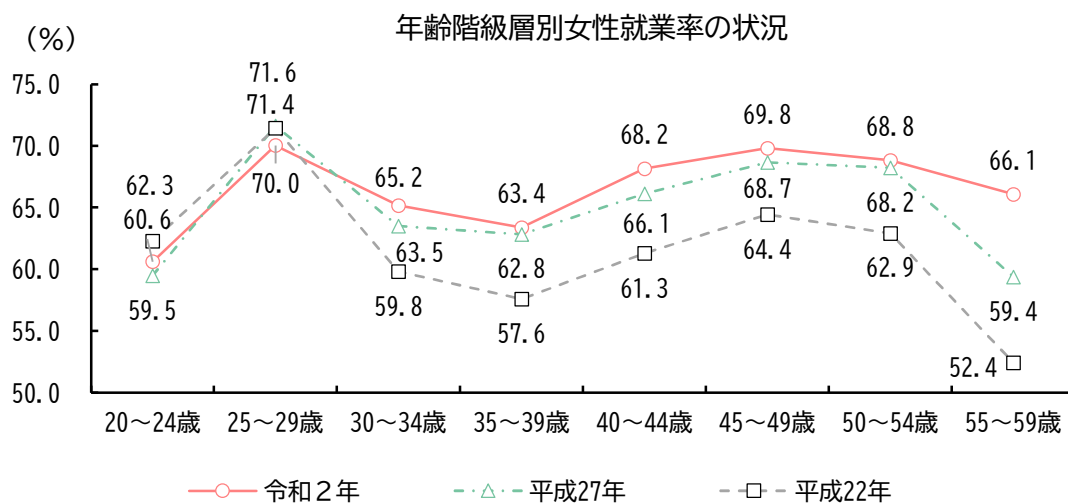
(3) 結婚数、離婚件数の推移

本市の結婚件数についてみると、平成 22(2010)年からは減少傾向となり、令和 2(2020)年には 500 件を割り、令和 5(2023)年では 445 件となっています。離婚の件数は年度により増減がありますが、300 件前後で推移し、令和 5(2023)年には 204 件まで減少しています。



(4) 年齢階級層別女性就業率の状況

本市の女性の就業率は、出産や育児により低下し、こどもの成長とともに上昇する傾向にあり、20 歳代と 40～50 歳代を 2 つの頂点とし、30 歳代を谷とする M 字カーブを描いています。年齢階層別の女性就業率の推移をみると、平成 22 年から令和 2 年で M 字カーブが次第に緩やかになっていることから、子育てをしながら就労する女性が増加していることが考えられます。



3 子育て支援サービスの現状

(1) 幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の状況

令和6年5月1日時点で、本市には、公立幼稚園が1園、私立幼稚園が4園、認定こども園8園の合計13園あります。

地区別でみると、佐倉区域に4園、根郷区域には1園、臼井・千代田区域に3園、志津北部区域に3園、志津南部区域に2園あります。

市内の幼稚園の認可定員の合計は令和6年5月1日時点で1,590人、認定こども園（幼稚園部分）の認可定員は993人となっています。区域別では、臼井・千代田区域で幼稚園と認定こども園（幼稚園部分）の合計で795人と最も多くなっています。

増加する保育ニーズへの対応のため、預かり保育の充実や認定こども園へ移行する幼稚園が増えていきます。

幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）入園児数

（単位：人）

年度	公・私	園数	認可定員	園児総数	3歳	4歳	5歳
H28年度	公立	3園	290	80	-	45	35
	私立	10園	2,980	2,314	716	788	810
	認定こども園	1園	25	23	8	7	8
H29年度	公立	3園	290	83	-	36	47
	私立	9園	2,710	2,243	688	768	787
	認定こども園	2園	98	67	28	20	19
H30年度	公立	3園	290	71	-	33	38
	私立	8園	2,610	2,057	607	702	748
	認定こども園	3園	179	149	38	60	51
H31年度 (R元年度)	公立	3園	290	79	-	47	32
	私立	7園	2,340	1,685	510	555	620
	認定こども園	4園	374	382	132	115	135
R2年度	公立	3園	290	64	-	15	49
	私立	5園	1,840	1,210	348	426	436
	認定こども園	7園	659	642	191	249	202
R3年度	公立	3園	290	29	-	12	17
	私立	5園	1,840	1,135	351	347	437
	認定こども園	7園	659	637	198	199	240
R4年度	公立	3園	290	30	-	16	14
	私立	5園	1,840	1,328	293	376	359
	認定こども園	7園	659	572	172	201	199
R5年度	公立	3園	290	17	-	1	16
	私立	4園	1,380	702	220	224	258
	認定こども園	8園	993	762	206	250	306
R6年度	公立	1園	210	8	-	7	1
	私立	4園	1,380	656	194	231	231
	認定こども園	8園	993	675	313	335	383

資料：学務課、こども政策課（各年5月1日時点）

区域別幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）の認可定員、入園児数

(単位：人・%)

区域	認可定員	入園児数	入園率
佐倉区域	705	368	52.2
根郷・和田・弥富区域	73	23	31.5
臼井・千代田区域	795	396	49.8
志津北部区域	625	295	47.2
志津南部区域	385	257	66.8
合計	2,583	1,339	51.8

資料：学務課、こども政策課（令和6年5月1日時点）

(2) 保育園等の状況

令和6年4月1日時点で、本市には、公立保育園が6園、私立保育園が26園、私立の認定こども園が8園、小規模保育事業等が3園、合計43園あります。

地区別でみると、佐倉区域に7園、根郷・和田・弥富区域に7園、臼井・千代田区域に10園、志津北部区域に9園、志津南部区域に10園あります。

市内の保育園等の認可定員の合計は令和6年4月1日現在2,989人となっています。公立と私立で分けると、公立728人に対して私立が2,261人です。

地区別では、幼稚園と同様に、人口の多い志津地区で1,379人と最も多くなっています。各年4月1日時点の待機児童数については、令和3年以降は0人となっています。

保育園等入園児数

(単位：人)

年度	公・私	園数	認可定員	園児総数	0歳	1～2歳	3歳以上
H28年度	公立	7園	828	809	34	268	507
	私立	22園	1,278	1,244	67	487	690
H29年度	公立	7園	828	819	40	275	504
	私立	29園	1,618	1,444	79	593	772
H30年度	公立	7園	828	781	39	244	498
	私立	31園	1,737	1,572	91	627	854
H31年度 (R元年度)	公立	7園	828	753	32	231	490
	私立	32園	1,866	1,715	102	653	960
R2年度	公立	7園	828	731	38	219	474
	私立	36園	2,025	1,820	84	681	1,055
R3年度	公立	7園	828	709	34	214	461
	私立	37園	2,091	1,813	66	659	1,088
R4年度	公立	7園	828	638	19	196	423
	私立	37園	2,091	1,906	110	677	1,119
R5年度	公立	7園	828	568	21	171	376
	私立	38園	2,187	2,081	91	769	1,221
R6年度	公立	6園	728	492	16	161	315
	私立	37園	2,261	2,116	92	771	1,253

資料：こども保育課（各年4月1日時点）

区域別保育園等の認可定員、入園児数

(単位：人・%)

区域	認可定員	入園児数	入園率
佐倉区域	576	549	95.3
根郷・和田・弥富区域	443	338	76.3
臼井・千代田区域	591	535	90.5
志津北部区域	678	618	91.2
志津南部区域	701	568	81.0
合計	2,989	2,608	87.3

資料：こども保育課（令和6年4月1日時点）

※入園率は、小数点第2位を四捨五入

待機児童数

(単位：人)

年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
待機児童数	34	41	0	15	29	11	0	0	0	0

資料：こども政策課（各年4月1日時点）



赤ちゃん、ママ、パパが笑顔になるまちを目指して

佐倉市では、赤ちゃん、ママ、パパを地域ぐるみで見守ることで、子育てに優しい環境を整備する「佐倉市 WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」を推進しています。令和7年1月現在、市内 47 企業に賛同いただき、子育て支援の輪が広がっています。主な取組内容は以下のとおりです。



「赤ちゃんの駅」登録マーク

① 「泣いてもいいよ」ステッカー等の配布

佐倉市は、子育て中のママやパパ、赤ちゃんを見守り応援する「WE ラブ赤ちゃんプロジェクト」（エキサイト株式会社）の趣旨に共感し、千葉県内の自治体として初めて賛同しました。周囲の「赤ちゃん、泣いてもいいよ」の思いを可視化するために、ステッカーや缶バッジ等啓発グッズを配布しています。

② 赤ちゃんの駅

授乳やおむつ替え等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録し可視化することで、乳幼児を連れたママ、パパが安心して外出できる環境づくりをしています。

③ 子育て応援自動販売機の設置

おむつや液体ミルクを扱った子育て応援自動販売機を佐倉図書館等新町活性化複合施設「夢咲くら館」に設置しました。

④ 子育て応援バスラッピング

市全体で子育てに優しい機運の醸成を図っていくため、こどもたちからイラストを募集し、ちばグリーンバスのラッピングデザインとして採用しました。「赤ちゃん、ママ、パパ、みんなの笑顔があふれるまち佐倉」をテーマにしたイラストが 53 作品集まり、そのうちの 1 作品をラッピングした路線バスが令和6年11月から1年間佐倉市を中心に運行しています。

(3) 学童保育所の状況

令和6年4月1日時点で、市内には各小学校区に1か所以上の学童保育所があります。
 (公立：34か所、私立：3か所) 定員数の合計は1,915人となっており、地区別では青菅小学校区域の195人が最も多くなっています。毎日利用していない方もいるため、平日の定員に対する利用者の割合は49.8%となっていますが、学童保育所の利用登録者数の合計は1,886人で、平日の定員数に対する登録者の割合は98.5%となっています。登録者の増加に合わせて施設整備を進めていますが、平成29年度以降待機児童が発生している状況です。

学童保育所登録者数

(単位：人)

年度	公・私	か所数	定員数	登録者数	うち1～3年生	うち4～6年生
H28年度	公立	29 か所	1,430	1,222	925	297
	私立	5 か所	230	297	231	66
H29年度	公立	30 か所	1,535	1,325	990	335
	私立	3 か所	170	243	167	76
H30年度	公立	30 か所	1,535	1,402	1,056	346
	私立	3 か所	170	229	152	77
H31年度 (R元年度)	公立	30 か所	1,535	1,466	1,117	349
	私立	3 か所	170	224	165	59
R 2 年度	公立	32 か所	1,650	1,547	1,160	387
	私立	3 か所	170	209	135	74
R 3 年度	公立	33 か所	1,690	1,528	1,190	338
	私立	3 か所	170	186	120	66
R 4 年度	公立	33 か所	1,690	1,498	1,204	294
	私立	3 か所	170	184	122	62
R 5 年度	公立	34 か所	1,745	1,654	1,261	393
	私立	3 か所	170	160	100	60
R 6 年度	公立	34 か所	1,745	1,728	1,336	392
	私立	3 か所	170	158	100	58

資料：こども保育課（各年4月1日時点）

区域別学童保育所の定員数、登録者数、平均利用人数

(単位：人・％)

区域	か所数	定員数	登録者数		登録者数 /定員数	平均利用 人数 (平日)	平均利用人数 (平日) /定員
			1～3年	4～6年			
佐倉小学校区域	2	120	92	36	106.7	71	59.1
内郷小学校区域	1	65	35	18	81.5	33	50.6
佐倉東小学校区域	1	60	31	9	66.7	18	29.5
白銀小学校区域	1	40	47	13	150.0	27	66.3
根郷小学校区域	2	115	78	40	102.6	75	65.2
寺崎小学校区域	3	115	130	20	130.4	83	72.4
山王小学校区域	1	65	26	13	60.0	22	33.5
和田小学校区域	1	30	9	10	63.3	10	34.7
弥富小学校区域	1	50	7	12	38.0	12	24.8
臼井小学校区域	1	50	23	9	64.0	18	35.2
印南小学校区域	1	70	24	3	38.6	19	27.4
千代田小学校区域	1	65	46	21	103.1	32	49.2
間野台小学校区域	2	70	93	9	145.7	70	99.6
王子台小学校区域	2	55	56	4	109.1	51	93.1
染井野小学校区域	1	45	26	13	86.7	17	38.4
志津小学校区域	2	100	79	27	106.0	51	50.9
井野小学校区域	3	145	113	30	98.6	68	46.6
小竹小学校区域	2	70	50	13	90.0	33	47.3
青管小学校区域	4	195	116	55	87.7	25	12.7
上志津小学校区域	2	110	80	33	102.7	52	47.0
下志津小学校区域	1	65	56	14	107.7	31	47.2
南志津小学校区域	1	65	66	9	115.4	43	66.8
西志津小学校区域	3	150	153	33	124.0	95	63.1
合計	39	1,915	1,436	444	98.2	955	49.8

※平均利用人数は令和5年度の平均値

※井野小学校区域、小竹小学校区域及び間野台小学校区域、王子台小学校区域において、区域を越えて同一施設を利用しているため、2か所が重複して計上されています。

資料：こども保育課（令和5年4月1日時点）

待機児童数

(単位：人)

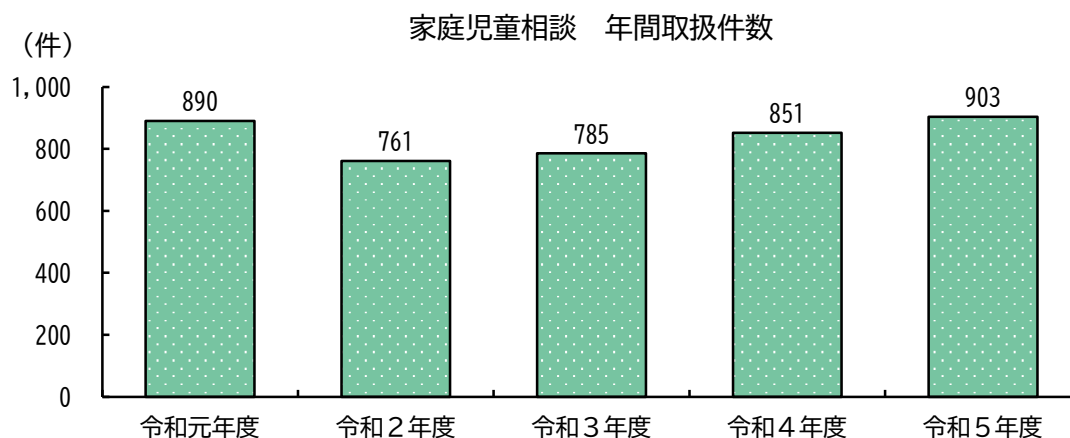
年	H27年	H28年	H29年	H30年	H31年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
待機児童数	0	0	19	20	30	41	7	33	4	58

資料：こども保育課（各年4月1日時点）

4 こども・若者を取り巻く状況

(1) 家庭児童相談 年間取扱件数

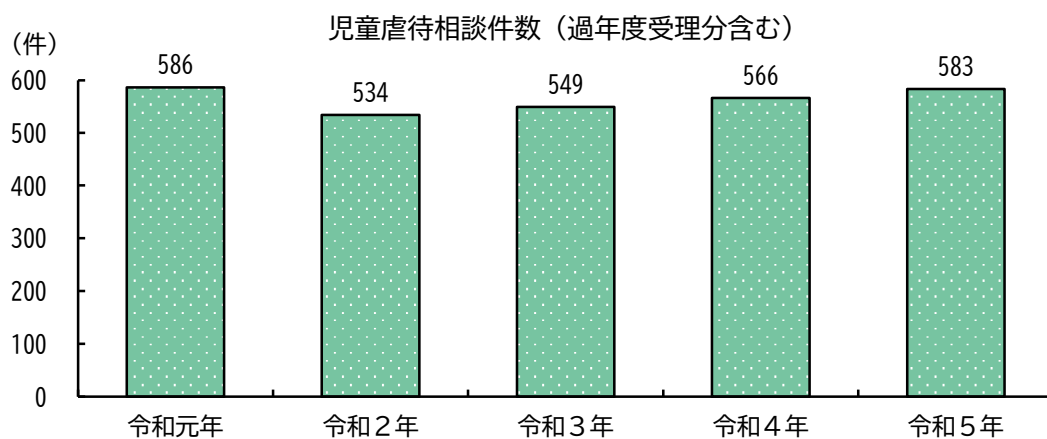
本市の家庭児童相談の年間取扱件数は令和2年度以降増加しており、令和5年度で903件となっています。



資料：庁内資料

(2) 児童虐待相談件数（過年度受理分含む）

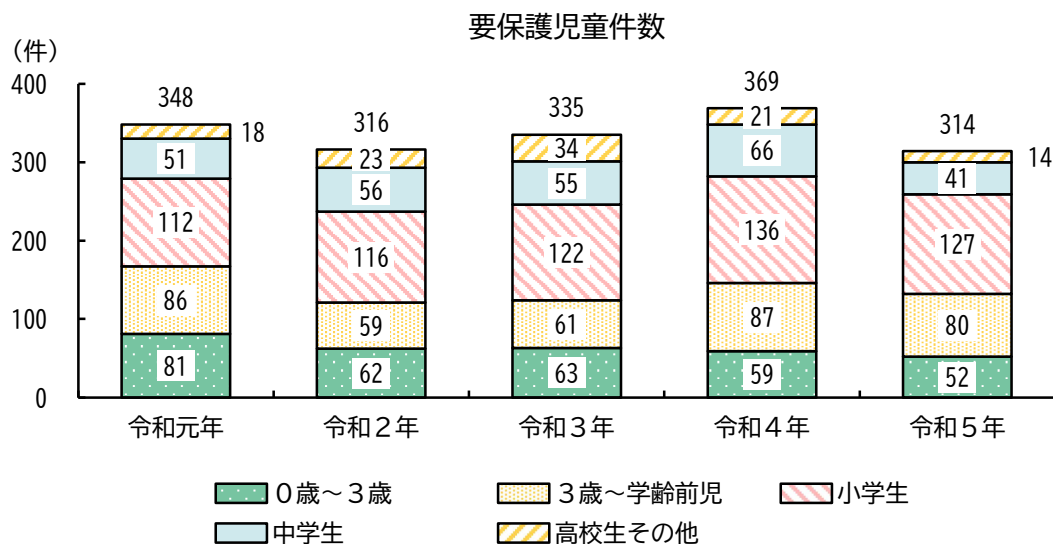
本市の児童虐待相談件数は増加しており、令和5年に583人となっています。



資料：こども家庭課

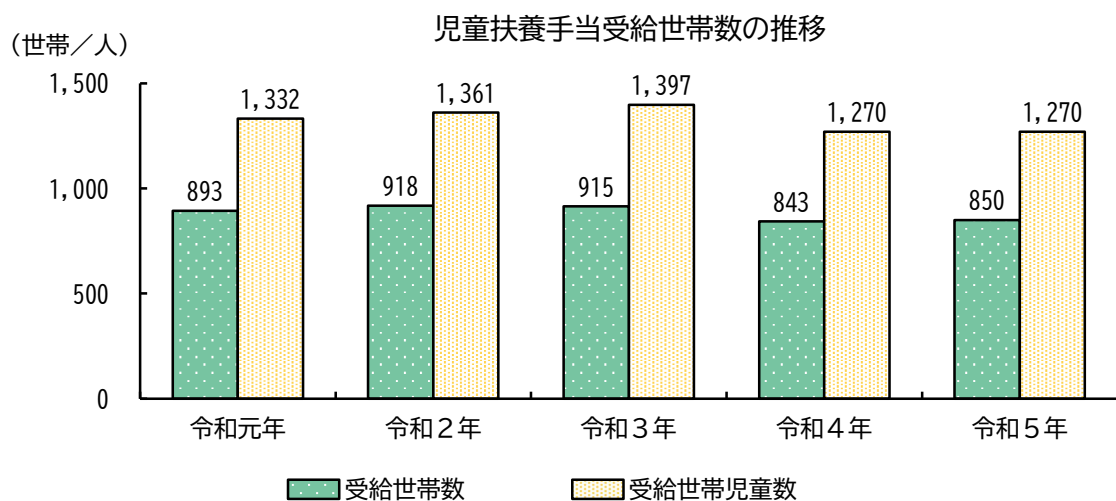
(3) 要保護児童件数

本市の要保護児童件数は増減しています。令和元年と比べ令和5年で、小学生が15件増加しています。



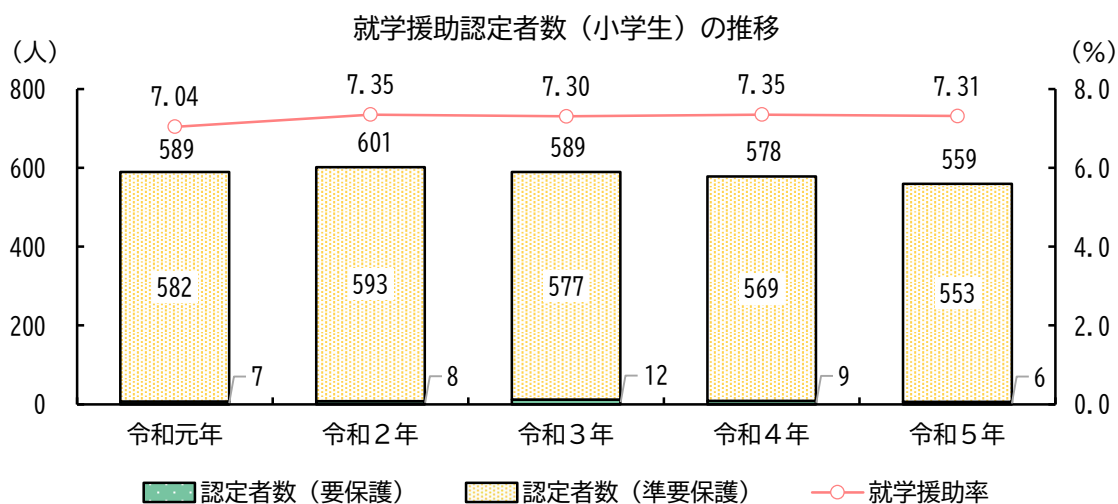
(4) 児童扶養手当受給世帯数の推移

本市の児童扶養手当受給世帯数・受給世帯児童数は減少傾向にあり、令和5年で受給世帯数が850世帯、受給世帯児童数が1,270人となっています。



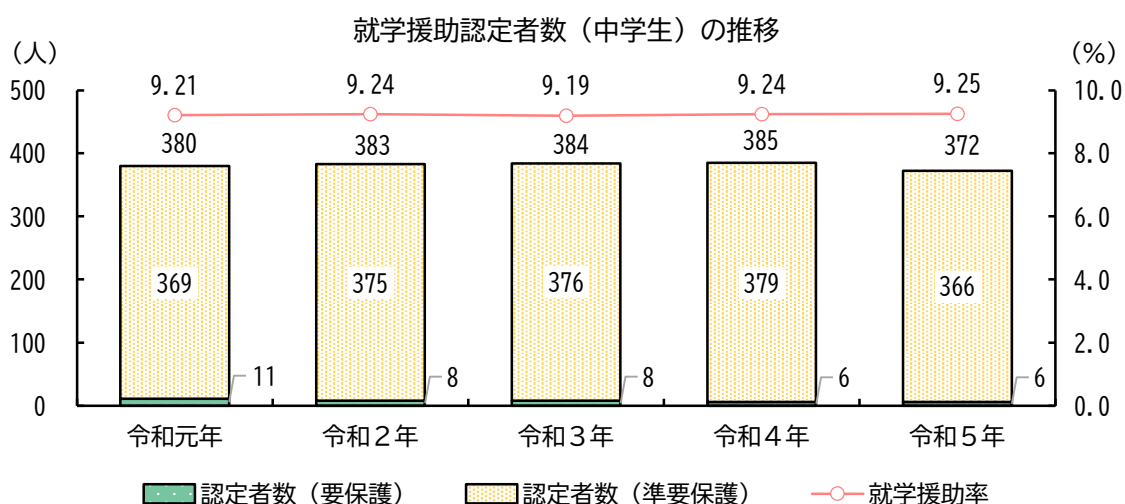
(5) 就学援助認定者数（小学生）の推移

本市の小学生における就学援助認定者数は減少傾向にあり、令和5年で認定者数は559人、認定率は7.31%となっています。



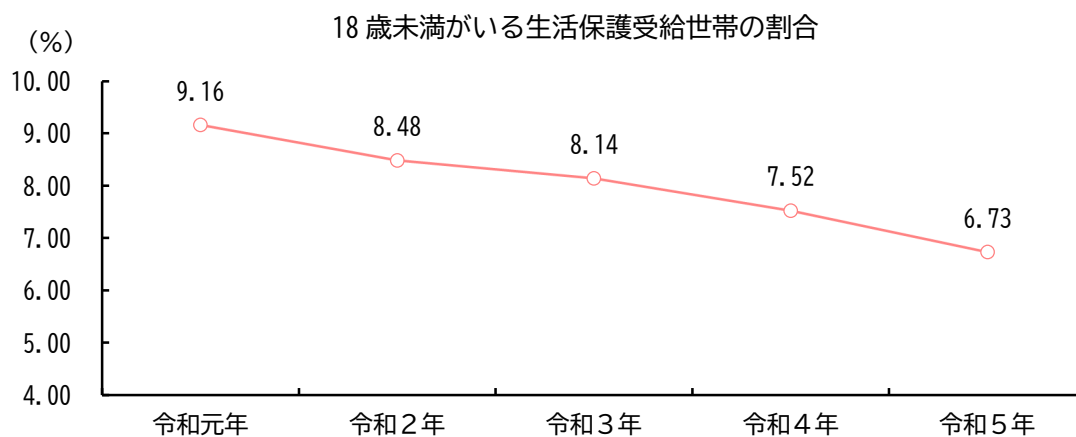
(6) 就学援助認定者数（中学生）の推移

本市の中学生における就学援助認定者数はほぼ横ばいで推移しており、令和5年で認定者数は372人、認定率は9.25%となっています。



(7) 18歳未満がいる生活保護受給世帯の割合

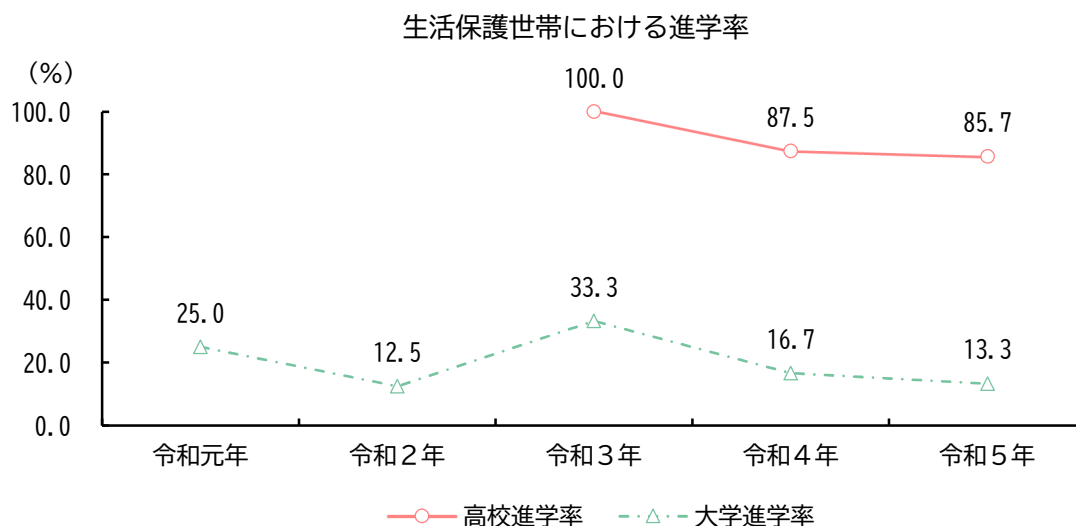
本市において、生活保護を受給している世帯で18歳未満がいる世帯の割合は、過去5年間で減少傾向にあり、令和5年には6.73%となっています。



資料：社会福祉課

(8) 生活保護世帯の進学率

生活保護世帯における進学率について、高校進学率は令和4年以降90%を割っており、大学進学率は過去5年間でほぼ横ばいとなっています。



※ 高校進学率：令和2年度以前のデータなし

資料：社会福祉課

(9) こどもの学力について

令和5年度の全国学力・学習状況調査の結果をみると、佐倉市の公立小学校は、算数は県の平均正答率を上回りましたが、他は県および国の平均正答率と同程度となりました。公立中学校は、国語、算数ともに県・国の平均正答率を下回りました。

こどもの学力について

(単位：％)

科目	公立小学校		公立中学校	
	国語	算数	国語	数学
佐倉市	67	63	68	49
千葉県	67	62	69	51
全国	67	63	70	51

資料：令和5年度 全国学力・学習状況調査

(10) こどもの体力について

令和5年度の新体力テストで、佐倉市の小学5年生と中学2年生の結果をみてみると、上回る種目も下回る種目もあり、こども達の体力については、ほぼ県平均の水準といえます。

こどもの体力について

種目	市・県	小5		中2	
		男子	女子	男子	女子
握力 (kg)	佐倉市	17.00	17.63	29.63	23.11
	千葉県	17.13	17.10	29.79	23.48
上体おこし (回)	佐倉市	19.54	19.36	27.54	23.27
	千葉県	20.32	19.13	26.72	22.16
長座体前屈 (cm)	佐倉市	34.34	38.82	49.31	49.72
	千葉県	35.48	40.14	47.01	48.36
反復横とび (回)	佐倉市	43.32	41.71	53.75	47.31
	千葉県	42.66	40.31	51.92	45.94
20m シャトルラン (回)	佐倉市	47.54	40.39	82.15	53.84
	千葉県	49.54	38.93	80.97	52.20
50m 走 (秒)	佐倉市	9.19	9.38	7.75	8.74
	千葉県	9.23	9.51	7.77	8.79
立ち幅とび (cm)	佐倉市	153.43	150.19	198.02	171.04
	千葉県	155.87	148.03	200.28	168.12
ボール投げ※ (m)	佐倉市	21.08	13.95	19.84	12.09
	千葉県	21.25	13.52	20.04	12.24

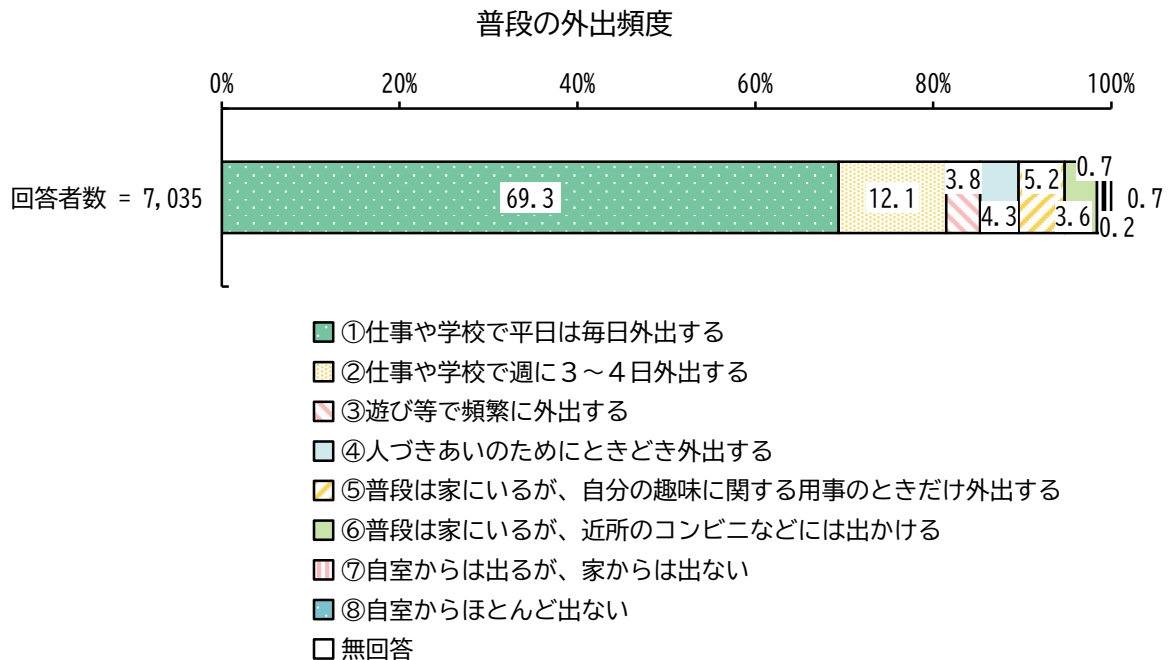
※ 小学生はソフトボール、中学生はハンドボール

資料：令和5年度 千葉県体力・運動能力調査結果

(11) ひきこもりの状態にある者の推計

厚生労働省は、「⑤普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」「⑥普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」「⑦自室からは出るが、家からは出ない」「⑧自室からほとんど出ない」に該当し、原則的には6ヶ月以上自宅に留まり続けている状態を「広義のひきこもり」、「広義のひきこもり」に該当する者のうち、⑥～⑧を「狭義のひきこもり」、⑤を「準ひきこもり」と定義しています。

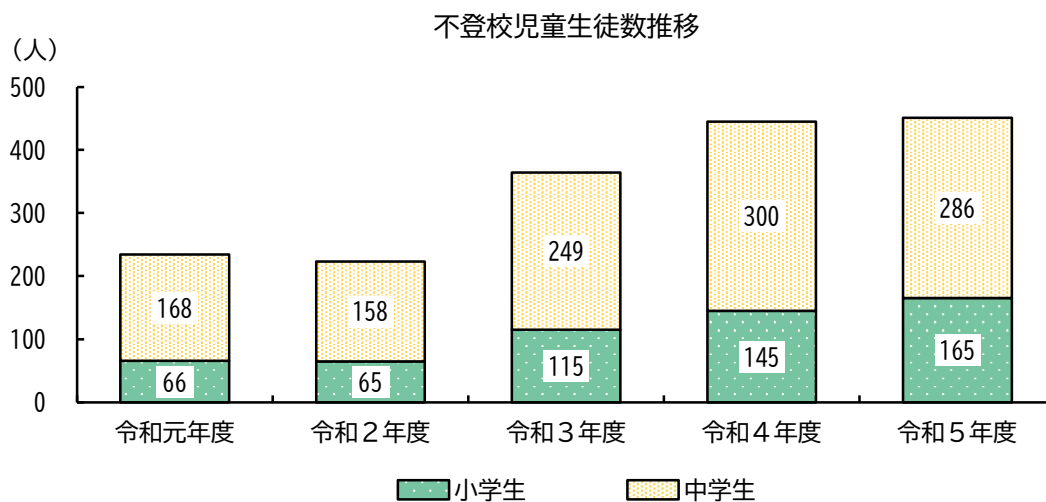
内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4年度）」の普段の外出頻度によると、15歳以上39歳以下での⑥～⑧の割合は4.5%で、そのうち1.09%が「狭義のひきこもり」としています。また、⑤～⑧の割合は9.7%で、そのうち2.05%が「広義のひきこもり」としています。令和5年3月末における佐倉市の同年齢者（15～39歳）の数38,258人をもとに計算すると、市内で「狭義のひきこもり」は417人、「広義のひきこもり」は784人と推計されます。



資料：こども・若者の意識と生活に関する調査（15～39歳）（令和4年度）

(12) 不登校児童生徒数推移

不登校児童生徒数は、年々増加傾向にあります。中学生の人数が多いですが、小学生の人数が徐々に増えている現状があります。

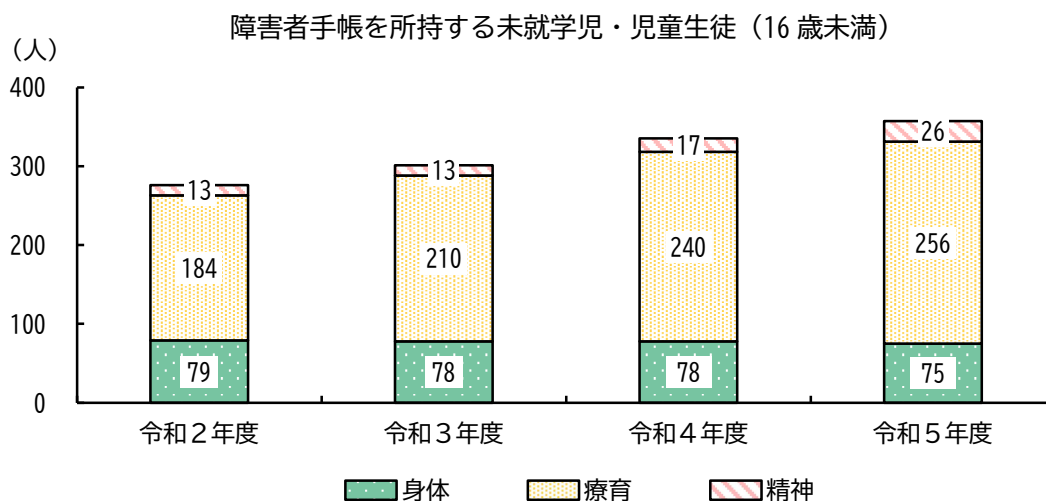


※ 令和3年度から学校に登校していないものすべてが欠席数に入っています（集計方法変更のため）

資料：庁内資料

(13) 障害者手帳を所持する未就学児・児童生徒（16歳未満）

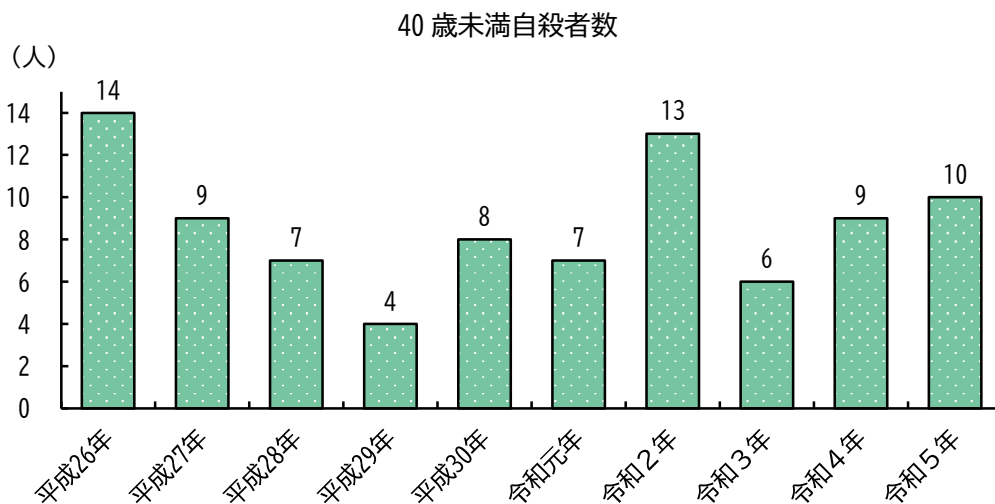
療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の取得数は増加傾向にあります。保護者の障害に対する理解が深まり、取得数が増加していると考えられます。



資料：庁内資料

(14) 40歳未満自殺者数

40歳未満の自殺者数は、増減を繰り返しながら推移しており、令和5年で10人となっています。

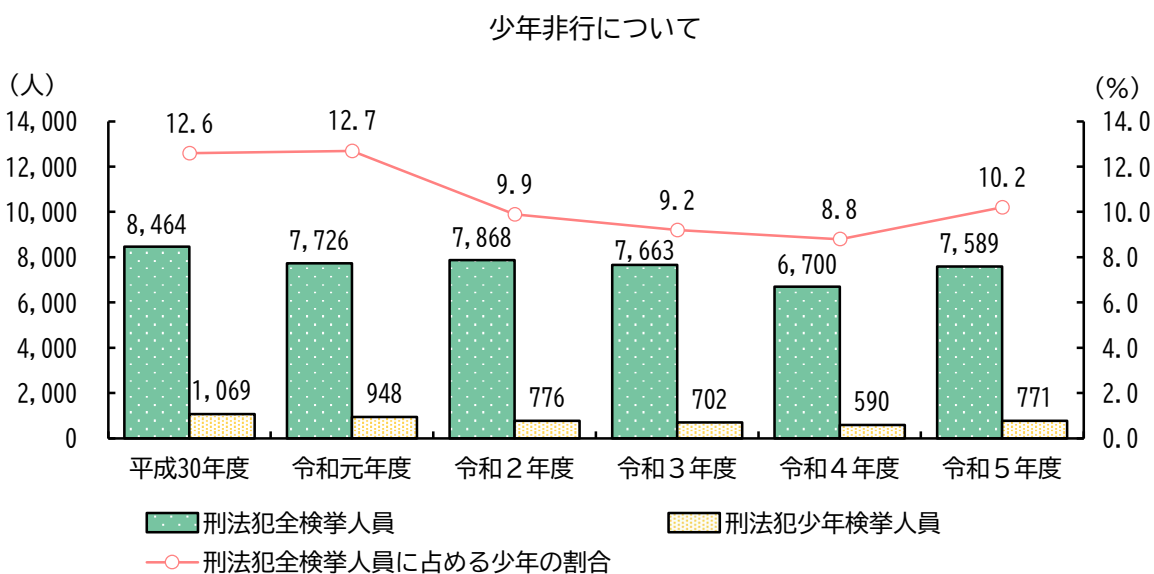


資料：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

(15) 少年非行について

令和6年版「ちばの少年非行」によると、千葉県全体における刑法犯少年は令和4年度まで減少傾向にありましたが、令和5年度では増加しています。

各種犯罪別では、窃盗犯が全体の5割を占める429人となっており、学識別では高校生（47.7%）、次いで有職少年（18.2%）となっており、高校生、有職少年で全体の6割強を占めています。

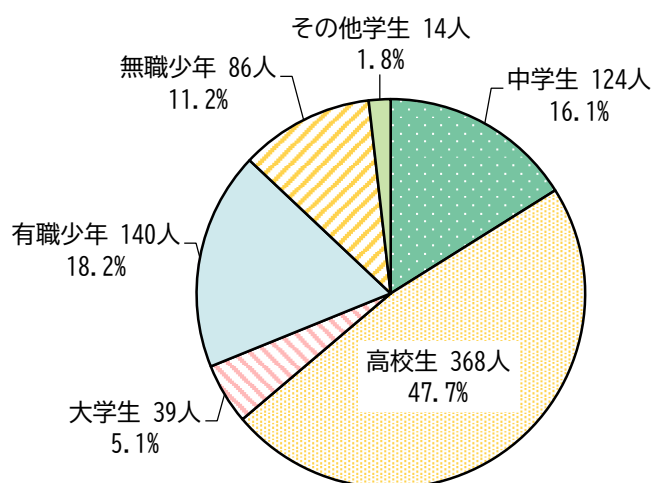


資料：令和6年度「ちばの少年非行」

(単位：人・%)

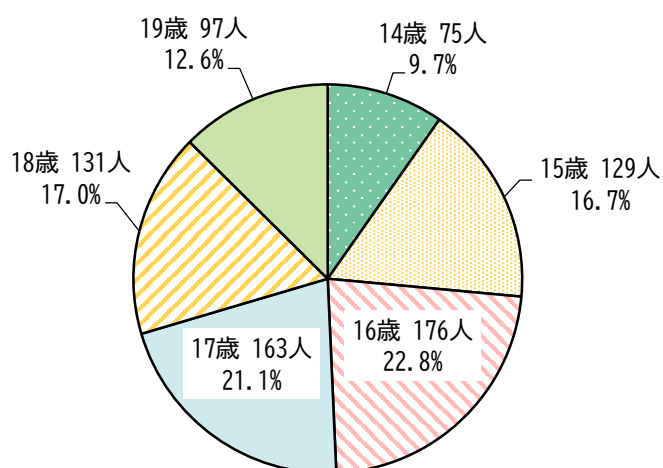
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
刑法犯全検挙人員	8,464	7,726	7,868	7,663	6,700	7,589
刑法犯少年検挙人員	1,069	948	776	702	590	771
刑法犯全検挙人員に占める少年の割合	12.6	12.7	9.9	9.2	8.8	10.2

学識別状況（令和5年 総数 771 人）



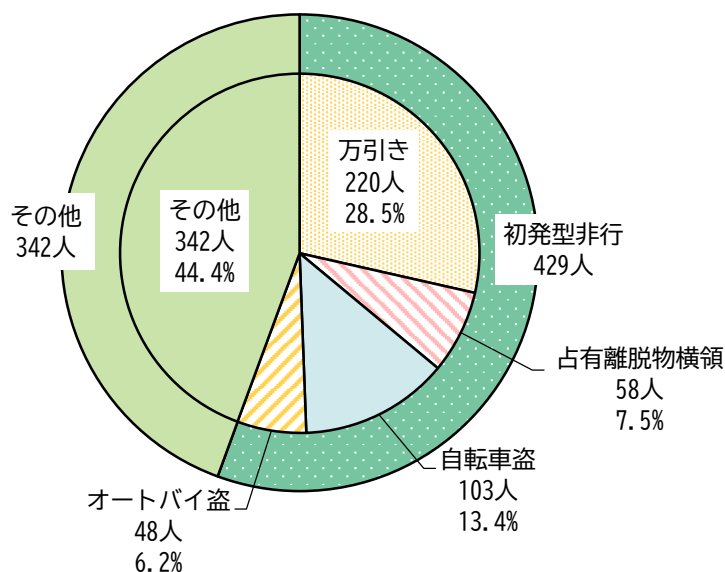
資料：令和6年度「ちばの少年非行」

年齢別状況（令和5年 総数 771 人）



資料：令和6年度「ちばの少年非行」

令和5年刑法犯少年に占める初発型非行の割合
(総数 771 人)



資料：令和6年度「ちばの少年非行」

(単位：人・%)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
万引き	322	269	182	188	160	220
占有離脱物横領	135	108	86	50	36	58
自転車盗	85	102	80	71	54	103
オートバイ盗	56	45	32	21	25	48
計	598	524	380	330	275	429
刑法犯少年検挙数に占める割合	55.9	55.3	49.0	47.0	46.6	55.6



身近に潜むインターネット犯罪、トラブル

現代社会において、勉強の手段や友達・家族との連絡手段として、また趣味・娯楽へのアクセスとして、インターネットは、こどもにとってなくてはならないものとなっています。

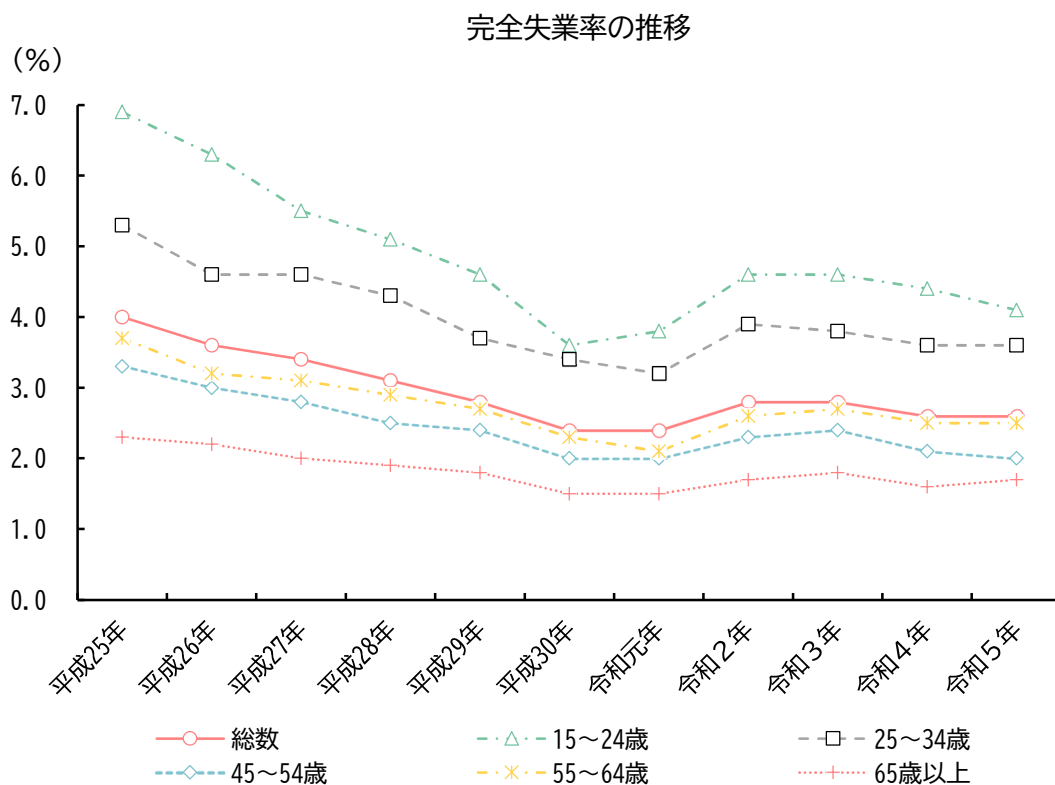
いつでもどこでも様々な情報と繋がることができる便利な機能を持つ一方で、インターネット上で起こる犯罪やトラブルも増加しています。

最近では、SNS等を通して「闇バイト」に応募したことがきっかけで、犯罪組織に利用されるケースも報道されています。このようなトラブルを回避するためにも、日ごろから保護者や教育機関がこどもとインターネットの適正利用について考えることが大切になります。

(16) 雇用状況について

若年層における完全失業率は、中高年層、高齢層と比べると高い傾向にあります。

年次別にみると、平成30年までは減少傾向にありましたが、令和元年から令和2年に増加し、令和3年で再び減少傾向へと推移しています。



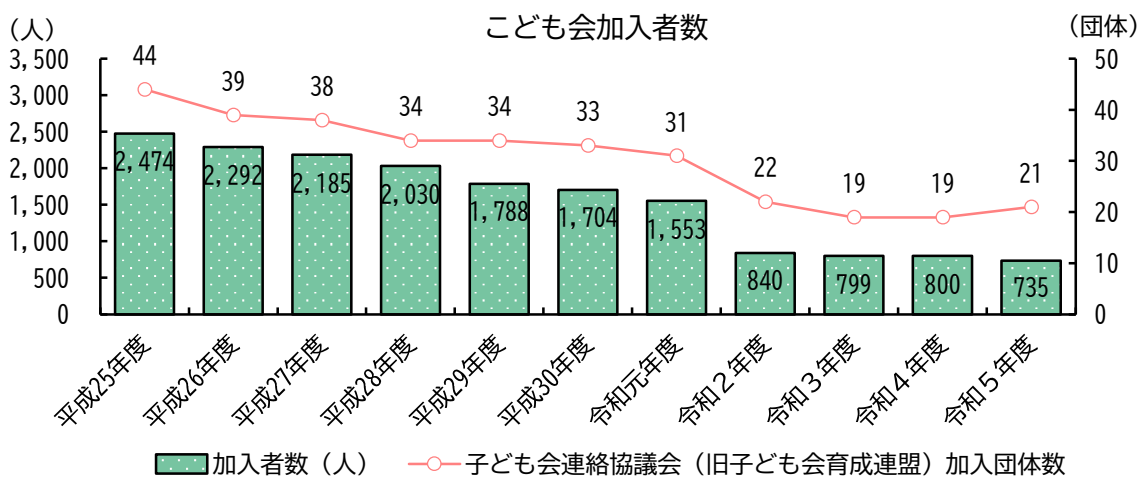
資料：労働力調査結果（総務省統計局）

(単位：%)

	総数	15～24歳	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55～64歳	65歳以上
平成25年	4.0	6.9	5.3	3.8	3.3	3.7	2.3
平成26年	3.6	6.3	4.6	3.4	3.0	3.2	2.2
平成27年	3.4	5.5	4.6	3.1	2.8	3.1	2.0
平成28年	3.1	5.1	4.3	2.9	2.5	2.9	1.9
平成29年	2.8	4.6	3.7	2.6	2.4	2.7	1.8
平成30年	2.4	3.6	3.4	2.2	2.0	2.3	1.5
令和元年	2.4	3.8	3.2	2.2	2.0	2.1	1.5
令和2年	2.8	4.6	3.9	2.5	2.3	2.6	1.7
令和3年	2.8	4.6	3.8	2.5	2.4	2.7	1.8
令和4年	2.6	4.4	3.6	2.4	2.1	2.5	1.6
令和5年	2.6	4.1	3.6	2.4	2.0	2.5	1.7

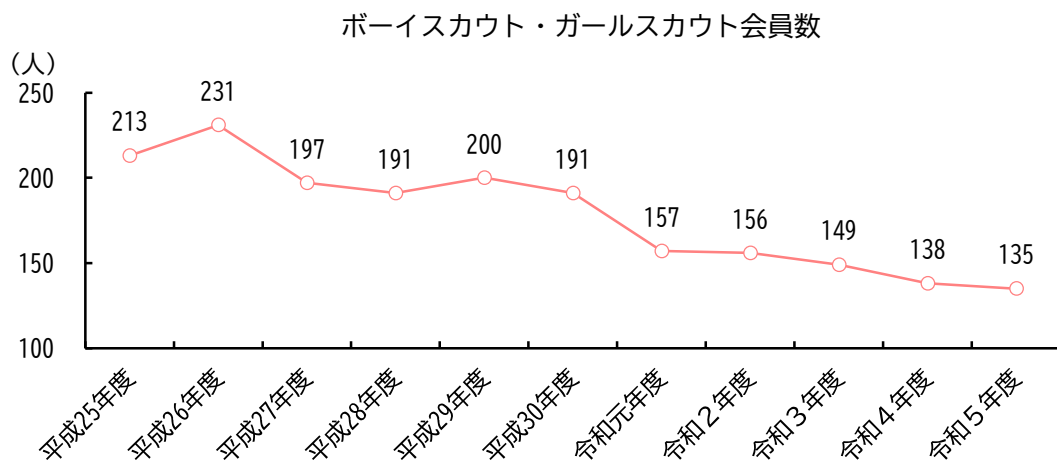
(17) 青少年育成団体への加入者

子ども会連絡協議会（旧子ども会育成連盟）・ボーイスカウト・ガールスカウト育成会の加入者は、ともに減少傾向となっています。特に、こども会では令和2年、ボーイスカウト・ガールスカウト育成会では令和元年で大幅に減少しています。



資料：こども政策課（各3月31日時点）

（単位：人・団体）



資料：こども政策課（各3月31日時点）

（単位：人）

(18) 青少年のスマートフォンの所有率及び利用内容

令和5年度内閣府の実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査」によると、自分専用のスマートフォン所持率は、小学生・中学生・高校生ともに男子より女子の割合が高くなっています。

また、インターネット利用内容は、すべての学年・性別で主に「検索する」「動画をみる」「ゲームをする」の割合が高くなっています。

令和5年度 自分専用のスマートフォン所持状況

(単位：％)

	男子	女子
小学生	67.0	73.0
中学生	92.3	93.7
高校生	99.0	99.6

令和5年度 学年別インターネット利用内容

(単位：％)

	回答人数	投稿やメッセージ交換(メールやチャットを含む)	ニュースをみる	検索する	地図を使う	音楽を聴く	動画をみる
小学生男子	481	39.3	33.9	67.8	21.4	40.5	89.0
小学生女子	455	54.1	34.7	78.0	23.3	61.5	92.1
中学生男子	635	70.4	51.8	83.1	43.3	74.0	94.0
中学生女子	606	82.2	52.1	88.0	45.5	86.1	94.2
高校生男子	508	85.8	62.6	89.4	65.6	92.1	95.9
高校生女子	536	91.6	62.5	92.5	70.5	94.2	95.7

	読書をする	漫画を読む	ゲームをする	買い物をする	勉強をする	撮影や制作、記録をする	その他
小学生男子	7.1	7.9	90.6	4.2	66.5	23.1	16.4
小学生女子	9.7	11.4	84.2	5.7	68.1	38.2	18.5
中学生男子	11.8	28.3	95.4	11.2	70.6	28.3	11.5
中学生女子	15.8	34.8	79.2	15.7	75.7	43.1	16.2
高校生男子	22.4	53.3	92.3	31.9	76.2	37.8	11.6
高校生女子	23.5	51.3	71.1	47.9	80.2	54.1	9.3

資料：令和5年度 青少年のインターネット利用環境実態調査

5 第2期佐倉市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

第2期計画で定めた、令和6年度末までの主要な子育て支援事業の目標事業量（数値目標）の達成状況は下表のとおりです。

事業名 (目標の内容)	事業内容		実績値（達成状況） (令和6年4月1日)
	令和2年3月31日 現状値	目標事業量 ※1 (令和2年度～ 令和6年度)	
通常保育事業 (保育園等定員)	保護者が労働又は疾病等により、家庭において当該児童を保育することができないと認めるときに、保護者に代わり保育園での保育を実施する事業		2,597 人 (保育園 32 園) (認定こども園 8 園) (地域型保育事業 3 園)
	2,653 人	3,003 人	
延長保育事業 (延長保育実施施設定員)	保護者の就労形態の多様化に対応するため、通常の開所時間（11 時間）を超えて保育を行う事業		2,274 人
	2,545 人	2,746 人	
放課後児童健全育成事業 (学童保育所定員)	保護者が就労等により、日中、家庭にいない小学生に、放課後や長期休業中の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業		1,915 人（37 か所）
	1,705 人（35 か所）	1,885 人（37 か所）	
子育て短期支援事業 (利用可能人数)	保護者が病気やけがによりこどもの養育が困難となった場合に 7 日間を限度にこどもを預かる事業		100 人（1 か所）
	100 人（1 か所）	100 人（1 か所）	
地域子育て支援拠点事業 (拠点数)	子育て不安に対する相談・指導や、子育てサークルへの支援等地域の子育て家庭に対する育児支援を行う事業		12 か所（34,560 組）
	18 か所（42,665 組）	20 か所（52,120 組）	
(一般型) 一時預かり事業 (利用可能人数)	専業主婦等が育児疲れの場合や急病の場合などに保育園において一時的な保育を行う事業		28,890 人（12 か所）
	20,520 人（9 か所）	25,380 人（12 か所）	
病児保育事業 (利用可能人数)	病気や病気の回復期にあり、保育園等での集団保育が困難なこどもを一時的に預かる場所		2,430 人（3 か所）
	885 人（3 か所）	885 人（3 か所）	
ファミリーサポートセンター事業 (利用可能人数)	こどもの預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）が相互に助け合い、地域の中で子育てをすることを支援する事業		延べ 6,372 人
	延べ 8,000 人	延べ 8,000 人	
(基本型) 利用者支援事業 (相談可能件数)	こどもや保護者の身近な場所で、子育てコンシェルジュが、幼稚園、保育園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて、相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業		6,906 件
	5,000 件	7,100 件	
(母子保健型) 利用者支援事業 (相談可能件数)	妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に、保健師等の専門職が相談、支援を実施し、必要に応じて個別プランを作成するなど、保健・医療・福祉等の関係機関による切れ目のない支援を行う事業		847 件
	860 件	800 件	

※1 目標事業量はすべて公立、私立それぞれを合算した数値

資料：庁内資料

6 第4次佐倉市青少年育成計画の進捗状況

第4次計画で定めた関連指標における、計画策定時点と令和5年度実績を比較した関連指標（数値目標）の達成状況は下表のとおりです。

関連指標	事業内容		実績値（達成状況） （令和6年3月31日時点）
	第4次計画現状値	目標	
自己肯定感	自分にはよいところがあると思うと答えた児童生徒の割合		81.0%
	78.7%	増加を目指します	
基本的生活習慣の形成	朝食を毎日食べていると答えた児童生徒の割合		92.3%
	83.7%	増加を目指します	
ボランティア活動への参加促進	自治会やボランティア団体、NPO団体などが取り組むまちづくり活動に参加した市民（18～29歳）の割合		10.7%
	10.6%	増加を目指します	
若者の就労などへの支援	ひきこもり訪問サポーター派遣事業における電話、メール、訪問などの相談延べ人数		12人
	27人	50人	
困難な状況下にある者への支援	学校に行くのは楽しいと答えた児童生徒の割合		90.4%
	91.4%	増加を目指します	
犯罪抑止する活動の推進	市内における刑法犯認知件数		793件
	905件	減少を目指します	
児童虐待への対応	家庭児童相談における継続相談ケース		443件
	247件	減少を目指します	
青少年育成活動の推進	青少年健全育成団体の取組への満足度		10.6%
	5.5%	15%	
学校と地域の連携	学校ボランティアに協力したことがあると答えた市民の割合		22.8%
	22.9%	増加を目指します	
地域の防犯力の向上	青少年育成団体の実施した夜間パトロールの実施数、参加者数		47回（512人）
	50回（1,288人）	増加を目指します	
インターネットの適正利用	インターネットやSNSの適正な利用や危険について児童・生徒に啓発を実施した回数		1回
	1回	増加を目指します	

資料：庁内資料

7 こども計画策定のためのニーズ調査結果 概要

① 調査の目的

こども・青少年の健やかな成長を支える社会の実現に向けて、こども施策に関する現状やニーズを把握し、佐倉市こども計画を策定するための調査を実施しました。

調査結果については、「佐倉市こども計画策定のためのニーズ調査結果報告書」に記載しています。

② 調査対象

調査の種類	調査対象
小学生本人	小学5年生 327名。地域性・学年人数を考慮して学校を選定
中学生本人	中学2年生 350名。地域性・学年人数を考慮して学校を選定
青少年	15歳～39歳の方の中から、無作為に 900名
就学前児童保護者	市内にお住まいの就学前児童を持つ保護者の中から、無作為に 400名
小学生保護者	回答いただいた小学生本人の保護者 327名
中学生保護者	回答いただいた中学生本人の保護者 350名

③ 調査期間

調査の種類	調査期間	調査方法
青少年	令和6年5月13日～令和6年6月12日	郵送配布、webによる回答
就学前児童保護者		
小学生本人	令和6年5月15日～令和6年6月12日	学校に配布、webによる回答
中学生本人		
小学生保護者		
中学生保護者		

④ 調査方法

郵送による配布、webによる回答

⑤ 回収状況

調査の種類	配布数	有効回答数	有効回答率
小学生本人	327通	211通	64.5%
中学生本人	350通	322通	92.0%
青少年	900通	226通	25.1%
就学前児童保護者	400通	201通	50.3%
小学生保護者	327通	155通	47.4%
中学生保護者	350通	179通	51.1%

8 佐倉市のこども・若者を取り巻く現状と課題

ニーズ調査結果を踏まえた現状と課題

①保護者の働き方について

就学前児童保護者のアンケート調査では、父親が突出して、「フルタイムで働いており、育休・介護休業中でない」の割合が97.4%と高くなっている一方で、母親の回答は広く分布していることがわかります。

小学生保護者のアンケート調査では、母親が平成30年度調査と比較すると、「フルタイムで働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が10.1ポイント増加しています。

また、中学生保護者のアンケート調査では、父親が「フルタイムで働いており、育休・介護休業中でない」の割合が97.7%と最も高い一方で、母親は、「パート・アルバイト等で働いており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合が48.3%と最も高くなっています。

保護者の就労状況をみると、就学前児童保護者・小学生保護者の母親ではフルタイムでの就労が増加しており（それぞれ10.1ポイント、11.4ポイント増）、保育を必要とする市民が多く存在することが想定されます。今後も共働きや保育ニーズの多様化により、一時的な預かり・託児等の需要が見込まれますが、少子化に伴い利用児童数が減少することも想定されることから、地域ごとの動向も見据えて、教育・保育等のニーズの変化に対応していくことが必要です。

②こどもの育ちをめぐる環境について

子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所の有無について、就学前児童保護者・小学生保護者・中学生保護者のアンケート調査では、「いる／ある」の割合が8割以上と高くなっています。

また、その相手は誰（どこ）かについて、就学前児童保護者のアンケート調査では、「祖父母等の親族」の割合が80.7%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が73.3%、「保育士」の割合が31.6%となっています。一方、小学生保護者・中学生保護者では、「友人や知人」の割合がそれぞれ80.0%、79.7%と最も高く、次いで「祖父母等の親族」の割合がそれぞれ78.5%、77.2%、「学校の先生」の割合がそれぞれ23.1%、24.1%となっています。

困難を抱える家庭の状況を行政が把握するためには、公的機関への相談割合をより高くすることが必要です。公的機関への相談が容易かつ気軽に行うことができるよう、教育・保育施設や関係団体と連携しながら周知を行っていく必要があります。

子育てにおいて、悩みや不安を持っているかについて、就学前児童保護者のアンケート調査では、「仕事や自分のやりたいことが十分できないこと」の割合が23.4%、「病気や発育・発達に関すること」の割合が22.9%などとなっています。小学生保護者・中学生保護者でのアンケート調査では、「こどもの教育に関すること」の割合がそれぞれ32.9%、36.9%となっています。

小学生保護者・中学生保護者のアンケート調査では、教育や進路に関する悩みが多くなっており、学業や進学に関するサポートが重要となっています。育児と仕事の両立支援や健康に関する相談体制の充実、教育に関する情報提供や学習サポートの強化が必要です。

③こどもの放課後の過ごし方について

こどもを放課後に、すごさせたい場所について、小学生保護者のアンケート調査では、「自宅」の割合が73.5%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が50.3%、「公園」の割合が45.8%となっています。

中学生保護者では、「自宅」の割合が80.4%と最も高く、次いで「部活動」の割合が73.7%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が39.7%となっています。

自宅での過ごし方に加え、習い事や公園などの活動をバランスよく提供できる環境が求められます。

④ヤングケアラーについて

小学生では、ヤングケアラーについて「知らない」と答えた割合が73.0%と高く、中学生では45.7%、青少年で24.3%となっています。年齢が上がるにつれて認知度が高くなり、内容も知っている割合が増えています。特に小・中学生における周知が必要となっています。

⑤子育て支援の認知度について

事業や場所の認知度について、就学前児童保護者のアンケート調査では、『保育園や幼稚園などの園庭開放』の認知度が86.6%と高くなっています。一方、『SNS等を活用した相談事業（親子のためのSNS相談@ちば）』の認知度は5.5%と低くなっています。

また、平成30年度調査と比較すると、『市こども家庭課・子育て世代包括支援センター（子育て総合相談窓口）』の認知度が22.8ポイント増加しています。

保護者が必要な情報にアクセスしやすく、多様な支援を受けられる環境を整えることが重要です。特に、オンライン相談事業の認知度向上と利用促進に注力することで、保護者の不安や悩みを解消する支援体制の充実が必要です。

⑥地域における子育て情報の取得について

地域活動の情報取得について、小学生保護者・中学生保護者のアンケート調査ともに、「回覧板」の割合がそれぞれ58.1%、55.9%と最も高く、次いで「学校を通じたチラシ」の割合がそれぞれ51.0%、47.5%、「市の広報紙」の割合がそれぞれ25.8%、18.4%となっています。

回覧板、学校のチラシ、市の広報紙以外にも、デジタルメディアやSNSなどの情報提供手段の導入を検討することが必要です。

⑦こどもの権利について（保護者）

「子どもの権利条約」の認知度について、就学前児童保護者のアンケート調査では、「言葉も内容も知っている」の割合が41.3%と最も高く、次いで「言葉だけは聞いたことがある」の割合が39.3%、「知らない」の割合が19.4%となっています。

小学生保護者・中学生保護者のアンケート調査ともに、「言葉だけは聞いたことがある」の割合がそれぞれ46.5%、42.5%と最も高く、次いで「言葉も内容も知っている」の割合がそれぞれ

れ29.0%、32.4%、「知らなかった」の割合が24.5%、25.1%となっています。

「こども基本法」の理念の実現を図るためには、こどもを権利ある存在として適切に扱うことが求められます。佐倉市において、「子どもの権利条約」の内容について知っている割合は50%を下回る状況となっており、今後、更なる周知が必要です。

⑧こどもの権利について（こども本人）

小学生本人・中学生本人のアンケート調査では、「子どもの権利条約」の認知度について、「言葉も内容も知っている」の割合が小学生本人が42.7%、中学生本人が64.9%と最も高く、次いで「言葉だけは聞いたことがある」の割合が小学生本人が33.6%、中学生本人が22.4%、「知らなかった」の割合が小学生本人が23.7%、中学生本人が12.7%となっています。

また、周りに「外国にルーツを持つこども」がいるかについて、「いない」の割合が小学生本人が57.8%、中学生本人が50.0%と最も高く、次いで「いる」の割合が小学生本人が31.8%、中学生本人が45.3%となっています。外国をルーツに持つ人の困りごとについて、「特にない」の割合が小学生本人が60.0%、中学生本人で64.3%と最も高くなっていますが、「授業内容の理解」や、「日本文化や日本での生活」等の回答も見受けられます。

子どもの権利条約については一定の認知度がある一方で、さらなる周知、啓発が必要です。また、外国にルーツを持つこどもが一定の割合でいるため、言語や文化の面での支援が必要となっています。

⑨人との付き合い・居場所について

小学生本人・中学生本人のアンケート調査では、インターネット上における人やグループとの関わり方について、『(3) 楽しく話せる時がある』『(4) こまったときは助けてくれる』で「そう思う」の割合が高くなっています（小学生本人はそれぞれ61.1%、46.4%、中学生本人はそれぞれ41.9%、23.6%）。一方、『(1) 会話やメール等をよくしている』『(5) 他の人には言えない本音を話せることがある』で「そう思わない」の割合が高くなっています（小学生本人はそれぞれ54.0%、46.4%、中学生本人は55.3%、56.5%）。

また、スマートフォン等の利用時間について、小学生本人のアンケート調査では、平日「1時間以上、2時間より少ない」の割合が22.7%と最も高く、次いで「2時間以上、3時間より少ない」の割合が17.5%、「1時間より少ない」の割合が16.1%となっています。土日祝日では、「4時間以上」の割合が25.1%と最も高く、次いで「2時間以上、3時間より少ない」の割合が17.1%、「1時間以上、2時間より少ない」の割合が16.1%となっています。

中学生本人のアンケート調査では、平日「3時間以上、4時間より少ない」の割合が27.0%と最も高く、次いで「2時間以上、3時間より少ない」の割合が21.4%、「1時間以上、2時間より少ない」の割合が20.8%となっています。土日祝日では、「4時間以上」の割合が48.4%と最も高く、次いで「3時間以上、4時間より少ない」の割合が20.5%、「2時間以上、3時間より少ない」の割合が15.5%となっています。

また、居場所の有無について、「ある」の割合が小学生本人で91.9%、中学生本人で95.3%、「ない」の割合が小学生本人で4.3%、中学生本人で4.7%となっています。その居

場所がどこかについて、「家庭」の割合が小学生本人で 91.2%、中学生本人で 89.6%と最も高く、次いで「学校」の割合が小学生本人で 39.2%、中学生本人で 40.1%となっています。

インターネット上での交流は一部で楽しい時間やサポートとして役立っているものの、本音で話すなどの深いコミュニケーションにはあまり利用されていません。また、インターネットを利用して、嫌な思いをしたり、困ったりしたことがあると回答した方がいることから、こども・青少年のスマートフォン、インターネットの適切な利用や危険性についての啓発など、情報教育の推進が必要です。さらに、多くのこどもたちは家庭を主要な居場所と感じているなかで、学校や塾、公園も重要な居場所となっていることから、公園や学校外での安心・安全なこどもの居場所作りが求められています。

地域社会やコミュニティセンターなど、さまざまな居場所を提供し、こどもたちが多様な環境で自分を表現し、成長できる機会を増やすことが重要です。

⑩外出について

青少年のアンケート調査では、普段どのくらい外出するかについて、「仕事や学校で平日は毎日外出する」の割合が 73.5%と最も高く、次いで「仕事や学校で週に 3～4 日外出する」の割合が 10.6%となっています。一方、「普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」から「自室からはほとんど出ない」に回答したほとんど外出しない割合は 7.1%となっています。

外出しなくなったのはいつ頃かについて、「20 歳～24 歳」の割合が 37.5%と最も高く、次いで「15 歳～19 歳」の割合が 25.0%、「25 歳～29 歳」、「30 歳～34 歳」、「35 歳～39 歳」の割合が 12.5%となっています。

外出しなくなってからどのくらい経過したかについて、「1 年～3 年未満」の割合が 25.0%と最も高く、次いで「3 年～5 年未満」、「10 年～15 年未満」の割合が 18.8%となっています。

ほとんど外出しなくなったきっかけについて、「病気になったこと」の割合が 31.3%と最も多く、次いで「就職活動がうまくいかなかったこと」の割合が 25.0%、「学校・職場になじめなかったこと」、「妊娠・出産をしたこと」の割合が 12.5%と続きます。

外出しなくなる傾向が「15 歳～24 歳」の若年層に集中していることから、この年齢層への早期介入が重要です。特に、学校や職場での適応支援や、就職活動におけるサポートを強化することが求められます。

また、長期的に外出しなくなる人々に対して持続的なサポートが必要です。他にも、育児中の保護者に対する支援体制を強化する必要があります。

第3章
計画の基本的な考え方

第3章

計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画の基本理念は、以下のとおりとします。

こどもどもんなか 佐倉

のびのび育ち、笑顔咲く

「こどもどもんなか」は、「こどもまんなか」に「ど」を加えて、「よりこどもを中心に考えていく」、「より子育てをサポートしていく」という思いを表現しています。

サブタイトルの「のびのび育ち、笑顔咲く」は、ワークショップで高校生たちが重要視していた言葉です。「自由にのびのびと成長でき、笑顔が咲き誇るまち」という子育て・子育ての理想を表現しています。

また、基本理念は、子育て支援推進委員会での議論を経て決定しましたが、こどもの「やりたい」が実現できること、こどもたちを「みんなで育てていく」こと、すべてのこどもが「ひとりひとり」幸せになれる、そういった願いも込められています。

こども基本法の理念に則り、こどもの権利や尊厳を守り、笑顔や希望に満ちたウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)の達成を目指すという強い思いが込められています。



※「高校生ワークショップ」の様子(市内在住・在学の高校生)

2 計画の基本目標

こどもは、妊娠・出産・乳幼児期、学童期・思春期、青年期における様々な学びや体験を通じて成長します。大人として自分らしく社会生活を送ることができるようになるまでのこどもの成長の過程は、置かれた環境にも大きく依存し、かつ、乳幼児期からの連続性を持つものです。そのため、本計画では、ライフステージを通した重要事項へ対応ができるよう基本目標を設定しました。

(1) 安心して子を産み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち (こどもの誕生前から幼児期まで)

安全で安心な妊娠、出産環境を確保するとともに、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させ、妊娠・出産期から乳幼児期における切れ目のない支援を行います。

また、乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期ですが、乳幼児の保護者には、こどもの発育・発達等に悩みや不安をもつ方もいらっしゃると思います。そのため、様々な子育てに関する悩みを保護者が気軽に相談できる公的な相談機関の充実を図ります。

相談機関を充実させ保護者の育児不安を解消させることに加え、乳児家庭全戸訪問事業や、子育てに関する講座・研修の実施により、行政と保護者や乳幼児と関わりをつくり、保護者同士の交流を図ることで、保護者を孤立させない、支援を必要とされる家庭の早期発見や対応につながる体制づくりを目指します。

(2) いろいろな経験・体験を通して、成長できるまち (学童期・思春期)

学童期は、心身の成長とともに自己肯定感や社会性を育む大切な時期です。

また、集団生活で役割や責任を学び、協調性や自主性を身に付けます。安全で安心な環境で小さな失敗を経験しながら課題に取り組み、こどもたちが自らの自己肯定感を高められるよう安心・安全なこどもの居場所づくりやこどもの人権に関する啓発を推進します。

また、こどもが、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習や、多様で自由な体験活動、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

一方、思春期は、性的成熟と内面的変化が始まり、アイデンティティを形成する時期で、学校生活に関する葛藤や悩みも増える時期です。こどもが相談しやすい環境を整え

るとともに、いじめの防止や不登校等の児童生徒の対策にも力を入れ、こどもたちが自己肯定感を高め、環境の制約なく進路等を選択できるよう支えていきます。

(3) こども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち (青年期)

青年期は、若者が心理的、社会的に発達し、大学等への進学や就職に伴い新たな環境に適応し、専門性や職業性を身に付け、将来の夢や希望を抱いて自己の可能性を伸展させる時期です。

また、人生における様々なライフイベントが重なる時期でもあり、自らの価値観や生き方を確立しようとする一方、同時に、社会的な役割や責任に対する不安なども感じることがあります。若者が社会や人々との関係を築くことができるよう、ひきこもりの状態にある方も社会参加ができるようなサポート体制を強化します。

また、結婚を希望する人々へ、出会いや結婚に向けた支援を行います。

(4) こども・若者を温かく見守り、支えあい、ともに成長するまち (ライフステージを通じたもの)

特定のライフステージではなく、ライフステージを通して縦断的に実施すべきものとして、貧困、虐待、障害・医療的ケア、ヤングケアラー、非行などを始め、困難な状況にあるこども・若者やその家族への支援に、福祉、保健、教育政策において包括的に支援していきます。

また、多世代が地域でつながり、協力し合える関係性の中で、こどもが安心して健やかに成長できるよう、地域の力の向上を図ります。そして、こどもや若者の視点に立ち、こどもや若者にとって最善の利益を考え、当事者の意見を政策に反映し、「こどもまんなか」社会の実現を目指していきます。

すくすく* コラム

「こどもまんなか、さくら宣言」

佐倉市では、令和6年11月にこども家庭庁と協力し、こどもまんなかアクションリレーシンポジウムを千葉県内で初めて開催しました。

佐倉市長が「こどもまんなか、さくら宣言」を行い、こども家庭庁の呼びかける「こどもまんなか応援サポーター」への参加を宣言しました。

「こどもまんなか応援サポーター」とは、こどもたちが健やかで幸せに成長できる社会を実現するために、さまざまなアクションに取り組む団体や個人のことです。

佐倉市は、「こどもまんなか応援サポーター」として、引き続き市内の子育て施策を推進します。

こどもまんなか、さくら宣言

佐倉市は、「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、すべてのこどもたちが夢や希望を抱きながら健やかに成長し、幸せに暮らせる社会を目指します。

こどもたちの笑顔がより一層輝く未来を創るために、こどもたちの声に耳を傾けます。また、こどもたちの可能性を最大限に引き出すために、さまざまな主体と連携し、地域全体でこどもを育てる、温かい支援の輪を広げていきます。

佐倉市は、「こどもまんなか、さくら」を合言葉に、こどもまんなか応援サポーターとして、こどもたちの未来を共に築き、支えていくことを宣言します。



令和6年11月16日 佐倉市長 西田 三十五

3 計画の体系

基本理念

こどもどまんなか 佐倉
～のびのび育ち、笑顔咲く～

基本目標3 青年期

こども・若者が自ら考え行動し、
のびのび成長できるまち

【基本方針】

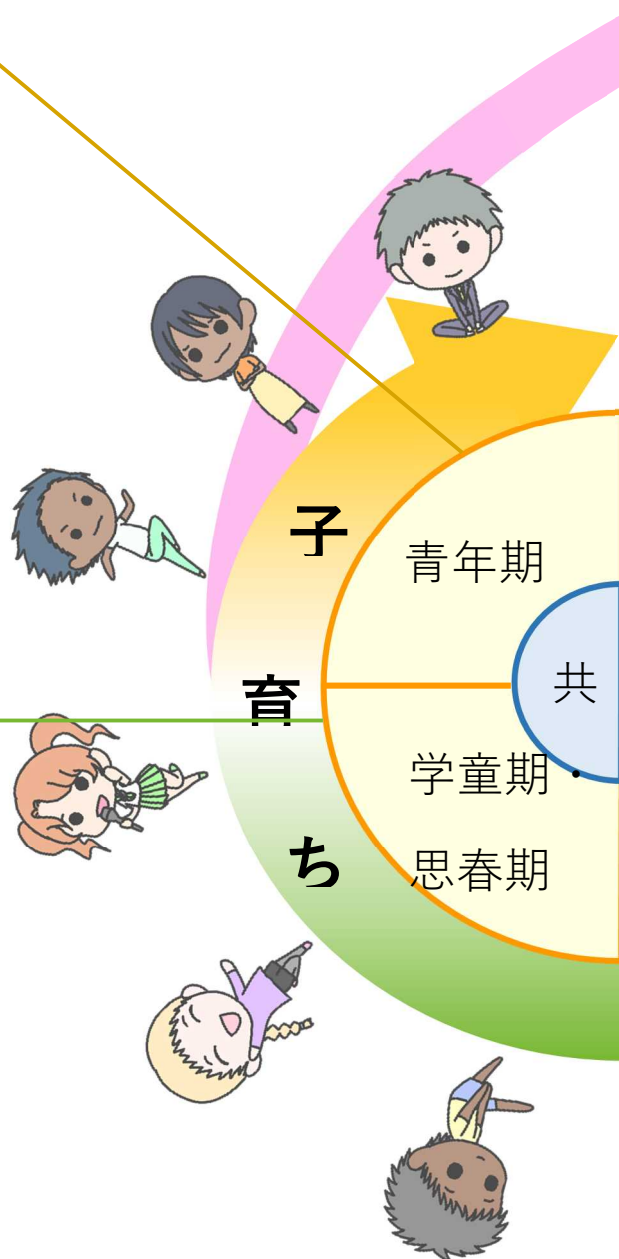
- (1) 社会参加・更正活動への支援
・・・P65
- (2) 就労及び結婚を希望する方への
支援・・・P67

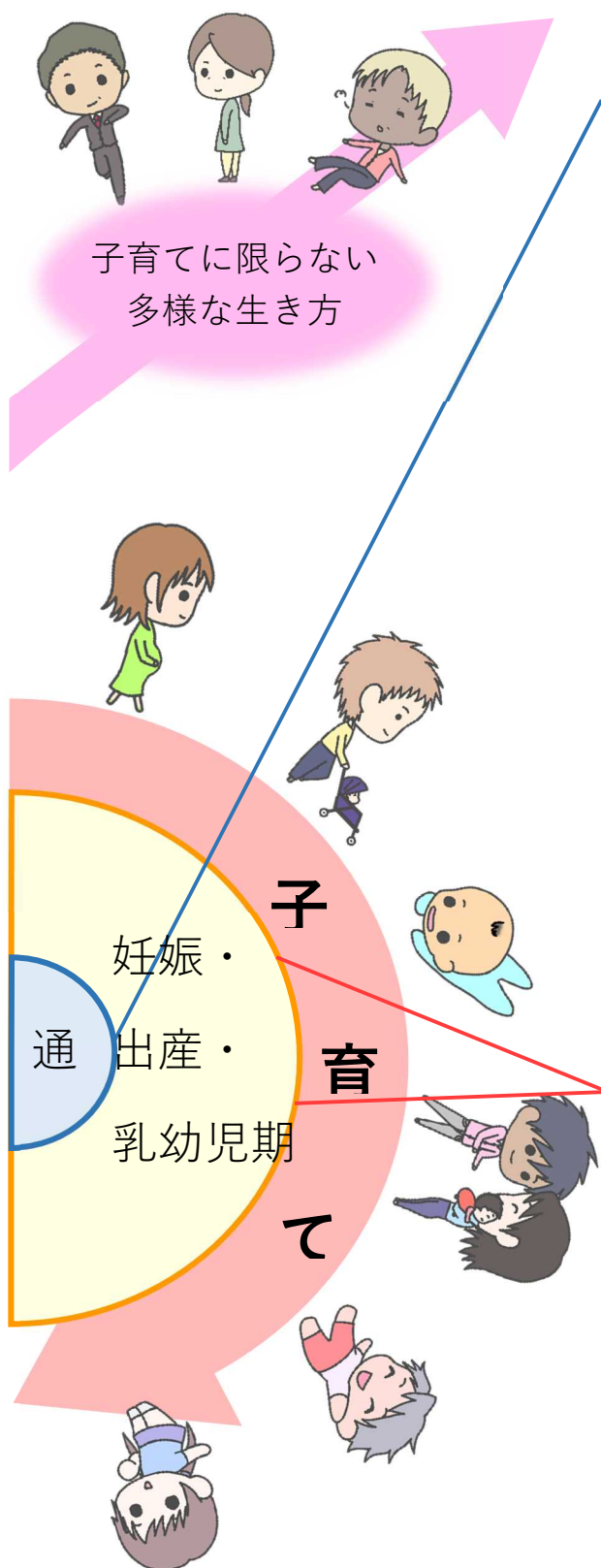
基本目標2 学童期・思春期

いろいろな経験・体験を通して
成長できるまち

【基本方針】

- (1) こどもの居場所づくり・・・P57
- (2) こどもの生きる力と
豊かな心を育む・・・P59
- (3) 社会を生き抜く力の育成・・・P61
- (4) こども・若者の健康と
安全の確保・・・P63





基本目標4 ライフステージを通じたもの

こども・若者を温かく見守り、
支えあい、ともに成長するまち

【基本方針】

- (1) 困難な状況にあるこども・若者
やその家族への支援・・・P69
- (2) 家庭・学校・地域が協力して
子育てを行う支援の輪の拡大
・・・P71
- (3) すべてのこども・若者が広く
活躍できる機会づくり・・・P73
- (4) こどもの貧困対策・・・P75

基本目標1 こどもの誕生前から幼児期まで

安心して子を産み、明るい将来を
見据え、子育てを楽しめるまち

【基本方針】

- (1) 妊娠から子育てまでの
切れ目のない支援・・・P51
- (2) 教育・保育環境の整備・充実
・・・P53
- (3) すべての家庭が安心して子育てが
できる環境の充実・・・P55

4 施策の体系

【基本目標1】安心して子を産み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち

基本方針	施策
(1) 妊娠から子育てまでの 切れ目のない支援	1 相談支援体制を充実させます。 
	2 妊娠前から妊娠、出産、乳幼児期までの切れ目のない母子保健事業を推進します。
	3 安心できる小児医療の体制を維持します。
	4 安心して外出できる環境を整備します。
(2) 教育・保育環境の整備・ 充実	5 子育てを楽しめるよう交流・相談の場を充実させます。 
	6 質の高い教育・保育を提供します。
	7 仕事と子育ての両立を支援します。
(3) すべての家庭が安心して 子育てができる環境 の充実	8 児童虐待の予防、発見、フォローアップの体制づくりを強化します。 
	9 子育て世帯に対する経済的な支援を充実します。
	10 ひとり親家庭に対する支援を充実します。
	11 特別な支援や配慮が必要なこどもへの支援を充実します。

【基本目標2】いろいろな経験・体験を通して成長できるまち

基本方針	施策
(1) こどもの居場所づくり	12 安全・安心なこどもの居場所づくりを推進します。  (ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる)
(2) こどもの生きる力と豊 かな心を育む	13 こどもの権利についての理解の促進を図ります。 
	14 こどもの心を育てる取組を推進します。
	15 こどもが気軽に相談できる環境づくりを推進します。
	16 家庭教育を推進します。
(3) 社会を生き抜く力の育 成	17 多様で自由な体験活動を推進します。 
	18 確かな学力の向上を図ります。
	19 スポーツ・文化・芸術活動を推進します。
	20 こども・若者の社会参加を促進します。
(4) こども・若者の健康と安 全の確保	21 いじめ防止対策を推進し、不登校児童生徒を支援します。 
	22 健康維持・体力向上を目指すとともに食育と規則正しい生活習慣を推進します。
	23 非行の発生を抑止し、安全な環境づくりを推進します。

【基本目標3】こども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち

基本方針	施策	
(1) 社会参加・更正活動への支援	24	ひきこもりの状態にある方を支援します。  重点
	25	若者の社会参加の促進や、立ち直りへの支援の充実を図ります。
(2) 就労及び結婚を希望する方への支援	26	出会いや結婚に向けた支援の充実を図ります。  重点
	27	若者の就労支援の充実を図ります。

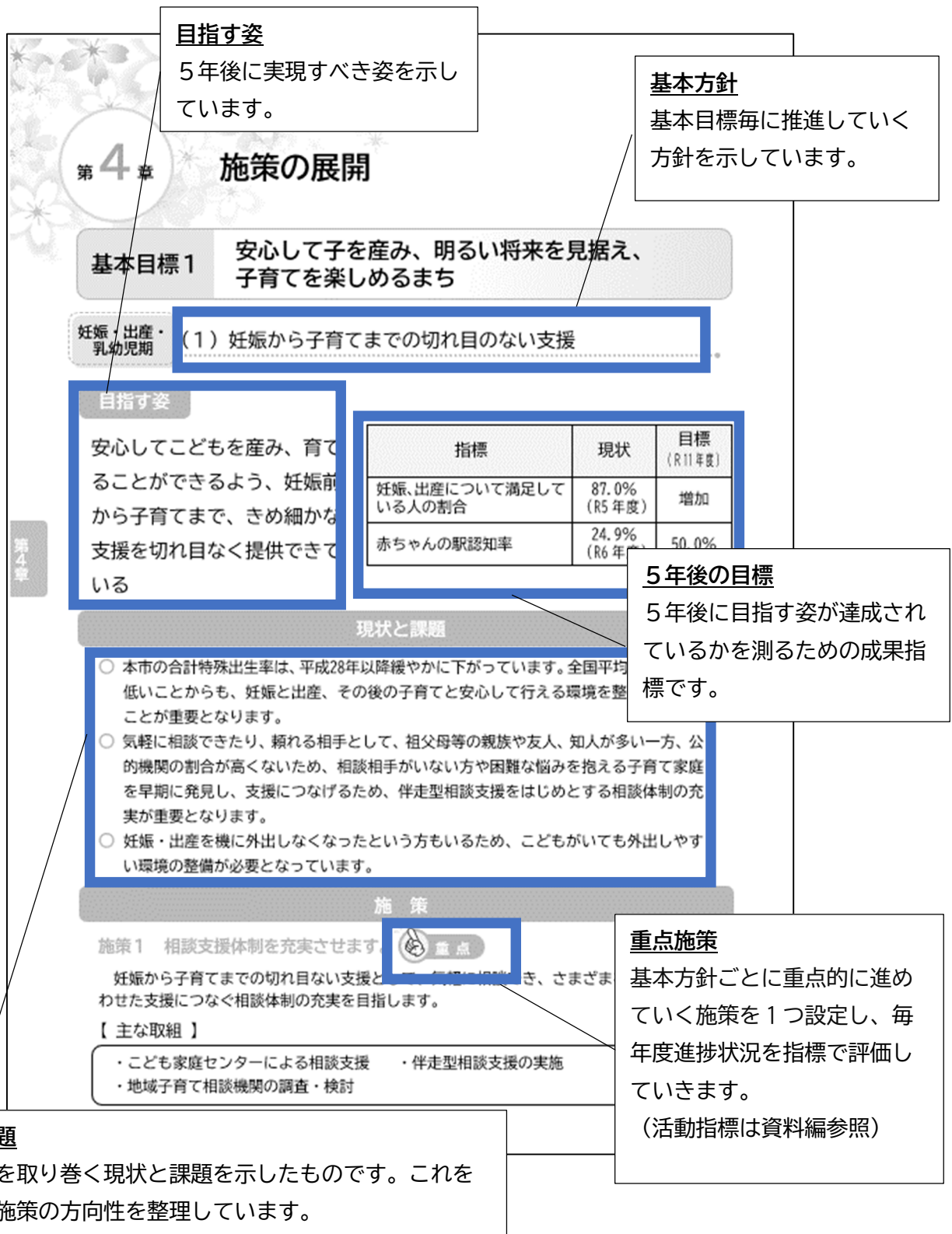
【基本目標4】こども・若者を温かく見守り、支えあい、ともに成長するまち

基本方針	施策	
(1) 困難な状況にあるこども・若者やその家族への支援	28	特別な支援や配慮が必要なこども・若者への支援を推進します。  重点
	29	自殺対策を推進します。
	30	こどもの養育について支援が必要な家庭への援助を行います。
(2) 家族・学校・地域が協力して子育てを行う支援の輪の拡大	31	地域教育力の向上を図ります。  重点
	32	地域における子育て支援の充実や地域のボランティア団体との交流を推進します。
	33	青少年育成活動の充実を図ります。
(3) すべてのこども・若者が広く活躍できる機会づくり	34	こどもまんなか社会を推進します。  重点
	35	外国人への支援や、人権、男女平等参画への意識を醸成します。
(4) こどもの貧困対策	第5章を参照	

The background of the page is a light pink color. It features a series of concentric circles in a slightly darker shade of pink, creating a subtle radial pattern. Scattered throughout the entire background are numerous small, stylized pink petals, some of which have a slight glow or gradient, giving the impression of falling cherry blossoms.

第4章
施策の展開

■計画の見方

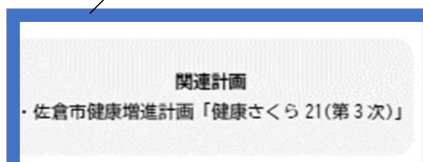
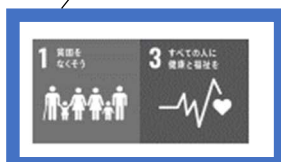


SDGs のゴール

施策を実施することで、SDGs のゴールにつながるものを示したものです。

関連計画

基本方針に関連する佐倉市の計画を示しています。



施策

施策2 妊娠前から妊娠・出産・乳幼児期までの切れ目ない母子保健事業を推進します。

妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や、母子に対する心身のケア、育児のサポートなど、安心して子育てができる支援体制を整備します。

【主な取組】

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ・妊娠届出及び母子健康手帳の交付 | ・妊娠・出産・育児に関する知識の普及 |
| ・地域子育て相談機関の調査・検討 | ・乳幼児健康診査の実施 |
| ・乳児家庭全戸訪問の実施 | ・妊婦等支援給付 |
| ・産後ケア事業の実施 | ・妊産婦健康診査の実施 |
| ・プレコンセプションケアの推進 | ・多胎家庭支援 |
| ・養育者のメンタルヘルスに係る取組の実施 | |

施策3 安心できる小児医療の体制を維持します。

子どもが必要な医療を適切に受けられるよう、子ども医療費や救急医療体制を維持し、安心して子どもを産み、育てることができる環境を整備します。

【主な取組】

- | | |
|---------------|------------|
| ・小児初期急病診療所の運営 | ・子ども医療費の助成 |
|---------------|------------|

施策4 安心して外出できる環境を整備します。

子育て世帯を地域ぐるみで温かく見守り、授乳やおむつ替えができる施設を推進し、乳幼児を連れてママやパパが、安心して外出を楽しめる環境を整備します。

【主な取組】

- | | |
|---------------------|-----------------|
| ・赤ちゃんの駅の拡充 | ・子育て交流センター事業の実施 |
| ・マタニティマークの普及 | ・地域子育て支援拠点事業の実施 |
| ・WE ラブ赤ちゃんプロジェクトの推進 | |

施策

基本方針毎に計画期間で推進していく施策の方向性を示したものです。より具体的な取組については、「主な取組」として示しています。
(取組の内容は資料編参照)

第4章

施策の展開

基本目標1

安心して子を産み、明るい将来を見据え、子育てを楽しめるまち

妊娠・出産・乳幼児期

(1) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援

目指す姿

安心してこどもを産み、育てることができるよう、妊娠前から子育てまで、きめ細かな支援を切れ目なく提供できている

指標	現状	目標 (R11年度)
妊娠、出産について満足している人の割合	87.0% (R5年度)	増加
赤ちゃんの駅認知率	24.9% (R6年度)	50.0%

現状と課題

- 本市の合計特殊出生率は、平成28年以降緩やかに下がっています。全国平均と比較して低いことから、妊娠と出産、その後の子育てと安心して行える環境を整備していくことが重要となります。
- 気軽に相談できたり、頼れる相手として、祖父母等の親族や友人、知人が多い一方、公的機関の割合が高くないため、相談相手がいない方や困難な悩みを抱える子育て家庭を早期に発見し、支援につなげるため、伴走型相談支援をはじめとする相談体制の充実が重要となります。
- 妊娠・出産を機に外出しなくなったという方もいるため、こどもがいても外出しやすい環境の整備が必要となっています。

施策

施策1 相談支援体制を充実させます。 重点

妊娠から子育てまでの切れ目のない支援として、気軽に相談でき、さまざまなニーズに合わせた支援につなぐ相談体制の充実を目指します。

【主な取組】

- ・ こども家庭センターによる相談支援
- ・ 伴走型相談支援の実施
- ・ 地域子育て相談機関の調査・検討



関連計画

・佐倉市健康増進計画「健康さくら 21(第3次)」

施策

施策2 妊娠前から妊娠・出産・乳幼児期までの切れ目ない母子保健事業を推進します。

妊娠・出産に関する正しい知識の啓発や、母子に対する心身のケア、育児のサポートなど、安心して子育てができる支援体制を整備します。

【主な取組】

- ・妊娠届出及び母子健康手帳の交付
- ・妊娠・出産・育児に関する知識の普及
- ・乳児家庭全戸訪問の実施
- ・乳幼児健康診査の実施
- ・産後ケア事業の実施
- ・妊婦等支援給付
- ・プレコンセプションケアの推進
- ・妊産婦健康診査の実施
- ・多胎家庭支援
- ・養育者のメンタルヘルスに係る取組の実施

施策3 安心できる小児医療の体制を維持します。

こどもが必要な医療を適切に受けられるよう、子ども医療費や救急医療体制を維持し、安心してこどもを産み、育てることができる環境を整備します。

【主な取組】

- ・小児初期急病診療所の運営
- ・子ども医療費の助成

施策4 安心して外出できる環境を整備します。

子育て世帯を地域ぐるみで温かく見守り、授乳やおむつ替えができる施設を推進し、乳幼児を連れたママやパパが、安心して外出を楽しめる環境を整備します。

【主な取組】

- ・赤ちゃんの駅の拡充
- ・子育て交流センター事業の実施
- ・マタニティマークの普及
- ・地域子育て支援拠点事業の実施
- ・WE ラブ赤ちゃんプロジェクトの推進

目指す姿

共働き・共育てが推進され、
相談・交流の場や多様なサー
ビスの提供が図られている

指標	現状 (R6年度)	目標 (R11年度)
結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向かっている	11.4%	52.2%
こどもとの時間を充分に取れていない人の割合	22.4%	減少

現状と課題

- 地域の子育て支援サービスの内容や利用方法がわからないという方が、少なからずいるため、保護者が孤立感を感じないよう、適切な情報発信や相談体制の充実が重要となっています。
- 本市においても、共働き世帯の割合が大きく、保護者の働き方やライフスタイルの多様化に伴い、保育ニーズも多様化していることから、さまざまなニーズに対応するために保育サービスの充実が求められます。また、保護者の悩みも多岐にわたるため、適切に対応できる人材の確保や資質の向上が重要となっています。
- 多様化する保育ニーズへの対応が求められる一方、少子化に伴い利用者が減少することも想定されることから、地域ごとの動向も見据えて対応していくことが必要です。

施策

施策5 子育てを楽しめるよう交流・相談の場を充実させます。

重点

保護者が孤立感や不安を感じることなく楽しく育児ができるよう、相談・交流・情報交換ができる場の整備を推進します。

【主な取組】

- ・ 子育て交流センター事業の実施
- ・ 地域子育て支援拠点事業の実施
- ・ 子育てコンシェルジュの配置



施 策

施策6 質の高い教育・保育を提供します。

こどもたちが心身ともに健やかに成長するために、こどもの発達段階や興味に応じた個別のニーズ、多岐に渡る相談内容などに対応するために、教育・保育従事者の資質の向上や人材の確保を推進します。また、教育委員会と連携し、円滑に小学校生活を送れるような環境づくりを目指します。

身近な場所の子育て環境の整備や子育て関連施設の環境改善、本市の豊かな自然を活かした保育を推進します。

【 主な取組 】

- ・ 幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の接続
- ・ 教育・保育従事者の人材確保施策の充実
- ・ 給食内容の充実と、食物アレルギーへの対応の推進
- ・ 幼稚園教諭、保育士等の資質の向上
- ・ こども・子育て支援機能の強化、子育て関連施設の環境改善
- ・ ちば・うみやま保育（千葉県自然環境保育認証制度）の推進

施策7 仕事と子育ての両立を支援します。

既存施設の活用や地域ごとの動向を見据えながら保育の受け皿を整備し、さまざまな働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。また、共働き・共育てを推進し、仕事と子育ての両立がしやすい環境を整備します。

【 主な取組 】

- ・ 多様な保育サービスの充実
- ・ 一時預かり事業
- ・ 病児保育事業
- ・ 保育施設、学童保育所における待機児童の解消
- ・ 共働き・共育ての推進と普及啓発
- ・ 子育て短期支援事業の実施
- ・ ファミリーサポートセンター事業

(3) すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実

目指す姿

育児や生活に関して孤立感や不安を感じることなく、子育てができるよう、支援体制が充実している

指標	現状	目標 (R11年度)
体罰等によらない子育てをしている親の割合(3歳児)	70.0% (R5年度)	増加
こども・若者に関する経済的支援が必要だと感じている人の割合	58.0% (R6年度)	減少
障害のあるこども・若者の地域社会への参加などが推進されていると思う人の割合(就学前保護者)	8.0% (R6年度)	増加

現状と課題

- 児童虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的などの要因が複雑に絡み合って起こるとされており、地域のつながりの希薄化や家庭の養育力の低下、子育てにおける孤立感などが児童虐待につながらないように、問題の早期発見や相談に適切に対応できるような体制が必要となっています。
- 若者の多くが将来や生活費に不安を感じているため、安心して子育てができる環境の整備に向け、子育てに係るさまざまな経済的負担を軽減することが重要です。
- 相談相手として保育士、学校の先生の割合が大きいことから、ひとり親家庭の抱えている悩みや特別な支援や配慮が必要なこどもの支援など、多様な相談内容に対する教育・保育従事者の対応力が重要となっています。

施策

施策8 児童虐待の予防、発見、フォローアップの体制づくりを強化します。 重点

体罰によらない子育ての周知啓発、子育てが大変な時に保護者がリフレッシュできる体制づくりを行うとともに、児童相談所、警察、医療機関、学校、保育施設等関係機関による連携を強化し、児童虐待の発生予防から早期発見・早期対応、支援に至るまで、切れ目のない包括的な支援を推進します。

【主な取組】

- ・ こども家庭センターによる相談支援
- ・ 入園の支援
- ・ 子育てに関する講座・研修の実施
- ・ 親子関係形成支援事業の調査・検討
- ・ 一時預かり事業、子育て短期支援事業の実施
- ・ 子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業の実施
- ・ 乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診、訪問指導等の実施



関連計画

- ・佐倉市健康増進計画「健康さくら 21(第3次)」
- ・第7次障害者計画

施策

施策9 子育て世帯に対する経済的な支援を充実します。

すべての家庭が安心してこどもを育てることができるように、幼児教育・保育の無償化や児童手当の支給等により、子育てに係る経済的負担を軽減します。

【主な取組】

- ・幼児教育・保育の無償化
- ・児童手当の支給
- ・子ども医療費の助成

施策10 ひとり親家庭に対する支援を充実します。

ひとり親家庭の抱えている育児や生活に関する悩みや就労に対する相談窓口を充実させるとともに、経済的負担の軽減を実施することにより、ひとり親家庭の生活の安定と自立に向けた支援を行います。

【主な取組】

- ・ひとり親家庭等医療費等の助成
- ・児童扶養手当の支給
- ・ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の配置
- ・ひとり親家庭に対する経済的支援・就労支援の実施

施策11 特別な支援や配慮が必要なこどもへの支援を充実します。

年齢・発達等に応じた相談支援を充実させるとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等における受入体制の充実や、関係機関の連携を強化し、特別な支援等を必要とするこどもの療育環境の充実を図ります。また、障害の有無に関わらず、共に育つ取組を進めます。

【主な取組】

- ・巡回相談支援事業の実施
- ・障害児通所支援の実施
- ・就学相談の実施
- ・こどもの成長・発達に関する相談支援の実施
- ・保育所等における要配慮児童・医療的ケア児の受入体制の充実

基本目標2

いろいろな経験・体験を通して、成長できるまち

学童期・思春期

(1) こどもの居場所づくり

目指す姿

多様で、安全・安心なこどもの居場所が充実し、こども・若者のウェルビーイングが向上している

指標	現状 (R6年度)	目標 (R11年度)
家庭、学校以外で安心して過ごせる場所の割合	42.3%	増加
こどものために自然の中での体験活動ができている人の割合	38.8%	増加

現状と課題

- 塾などの習い事や公園などが、こどもの居場所としてニーズが高くなっていることから、自宅や学校以外での安全・安心な居場所づくりが重要となっています。
- 習い事や公園などで放課後を過ごすことが多いことから、地域ごとの動向や、こども・若者のニーズに合ったこどもの居場所の整備が重要となっています。
- 少子化に伴い、利用者が減少することも想定されるため、既存の施設を活用していくことも重要となっています。

施策

施策12 安全・安心なこどもの居場所づくりを推進します。

(ふやす、つなぐ、みがく、ふりかえる)



重点

佐倉市の自然や既存の地域資源（里山や公園など）を活用しながら、こども・若者が、その場を知り、見つけ、安全・安心に利用できるように、多様なニーズを踏まえたこどもの居場所づくりを推進します。また、教育・福祉部門や居場所同士との連携、協働も図りながら、利用しやすいこどもの居場所づくりを進めていきます。

【主な取組】

- ・ こどもの居場所の充実
- ・ 自然を活かした居場所づくり
- ・ こども食堂等地域のこどもの居場所作り
- ・ 地域において親子で集える場の周知
- ・ 学校開放の実施
- ・ 児童センター管理運営事業

すくすく*
コラム

プレーパークで思い切り遊ぼう！

プレーパークとは、こどもが自主的に工夫して遊びを作り出す等、自発的に自由な遊びを実現させる活動の場所を指します。

近年、こどもたちが自由に遊び、想像力を発揮できる遊び場が佐倉市でも少しずつ増えています。

佐倉市では、プレーパークを運営する民間団体の活動に要する経費を補助しており、市内のこどもの健やかな成長を支える遊び環境の充実を目指しています。



佐倉市内のプレーパーク
で自由に遊ぶこどもたち
の様子



すくすく*
コラム

こどももおとなもみんな集まれー！

みんなのためのこども食堂

こども食堂の活動は、こどももおとなも「食」を通じて、地域で繋がることができる環境づくりを行っています。無料又は安価で、栄養のある食事や温かな団らんを提供する取組を行っています。

市内のこども食堂のネットワークとして、「さくらあったか食堂ネットワーク」があります。「さくらあったか食堂ネットワーク」とは、佐倉市社会福祉協議会が事務局となり、様々な取組や課題の情報交換、余った食材や物品を分け合うなど、食堂間で協力し合う体制を備える佐倉市内の協力組織のことです。

さくらあったか食堂ネットワークの詳細は、こちらの QR コードから
(佐倉市社会福祉協議会 HP)



目指す姿

こども・若者が自分らしく生きていくために、健全に成長できる環境が整っている

指標	現状 (R6 年度)	目標 (R11 年度)
子どもの権利条約を知っている人の割合（小学生・中学生）	30.8%	増加
心配事や悩みを相談できる人がいない割合（中学生）	8.7%	減少

現状と課題

- こどもの権利についての認知度が低いことから、こども・若者や、子育て当事者、教育・保育に携わる者を始めとする大人に対して、広く周知し、社会全体で共有を図っていく必要があります。
- こどもの教育に関して悩みを抱える保護者が多くなっていることから、将来の進路選択や学習面でのサポート体制を充実することが求められています。
- こどもの悩みについて、保護者や親族など身近な人に相談する割合が大きいことから、保護者や周囲の大人が相談内容に対して、適切に対応できるように親育てへの支援が重要となっています。

施策

施策13 こどもの権利についての理解の促進を図ります。

重点

すべてのこどもは権利の主体であり、「差別のないこと」、「こどもの最善の利益」、「命を守られ成長できること」、「こどもの意見の尊重」という4つの原則が守られ、健全に成長していくために、こどもの権利に関する啓発を推進します。

【主な取組】

- ・ こどもの権利についての啓発
- ・ 人権について学ぶ機会の提供
- ・ 障害に対する理解の促進と、共に育つ取組の実施



関連計画

- ・第7次障害者計画
- ・第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画

施策

施策14 こどもの心を育てる取組を推進します。

こどもたちがたくましく豊かに成長していくために、学校の道徳授業研究会への支援や、道徳教材に係る検討委員会を開催し道徳教材の普及・開発を行うなど、地域性を活かして児童生徒の心を育てる取組を推進します。

【主な取組】

- ・道徳教育の研究
- ・「佐倉学道徳副読本と教材活用の手引き」の作成・配布

施策15 こどもが気軽に相談できる環境づくりを推進します。

こどもが成長していく過程で、不安を感じたり、悩んだりしたときに、安心して相談できる場を確保するとともに、こども自身が相談できる力を育むための相談体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・スクールカウンセラーの配置
- ・学校教育相談員の配置
- ・心の教育相談員の配置

施策16 家庭教育を推進します。

家庭教育に関する事業や、親子で参加する事業等を推進することにより、こどもの相談に対して保護者が適切に対応できるよう親育ての支援をします。

【主な取組】

- ・家庭教育学級事業の実施
- ・公民館活動の実施

目指す姿

こども・若者が自らの可能性を最大限に発揮し、未来を切り拓いていく力を育むことができる

指標	現状	目標 (R11年度)
学習状況調査の平均正答率 (基礎学力)	82.1% (R5年度)	90.0%
自己肯定感(自分にはよいところがあると思うと答えた人の割合)の向上	81.0% (R5年度)	83.0%
こどもや若者の遊びや体験活動の機会や場が充分にあると思う人の割合	12.5% (R6年度)	増加

現状と課題

- 生活様式の変化やコミュニケーション不足により、家族や地域とのつながりが希薄になっており、家庭や地域の教育力の低下や体験活動の不足は、生命尊重の心や自己肯定感、社会参加への意欲の低下などを招いています。
- 社会の変化に的確に対応し、自らの可能性を広げ、積極的に行動することにより、社会を生き抜いていけるように、たくましく生きる力を育てることが重要となっています。
- インターネット上におけるかかわり合いについて、本音を話せるようなコミュニケーションが乏しいことから、こどもたちがさまざまな環境で本音を話すことができる環境づくりが必要であるとともに、自分の意見を表明できる機会をつくっていくことが求められています。

施策

施策17 多様で自由な体験活動を推進します。



重点

佐倉市の特性を活かした多様な体験活動を推進します。また、青少年育成団体への補助金・交付金を支給し、活動を支援します。

【主な取組】

- ・乳幼児とのふれあい体験の推進
- ・公民館での体験活動
- ・平和施策事業の推進
- ・自然を活かした居場所づくり
- ・青少年健全育成推進事業の実施
- ・歴史体験活動の実施



関連計画

・第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画

施策

施策18 確かな学力の向上を図ります。

社会の変化に柔軟に対応していけるよう、教育の効果的な展開や学習指導の内容や指導方法の改善を通して、こどもの学力の向上に向けた取組を推進します。また、情報化社会に適切に対応するために、情報活用能力の育成を進めます。

【主な取組】

- ・教育課題研究事業の実施
- ・好学チャレンジ教室の実施
- ・情報教育の推進
- ・日本語適応事業の実施
- ・佐倉市学習状況調査の結果分析と指導改善

施策19 スポーツ・文化・芸術活動を推進します。

公共図書館や学校教育において、こどもが読書に親しみやすい環境や機会を充実させ、こどもの読書活動を推進します。また、市内の芸術文化活動に関する情報発信や、芸術作品の展示およびコンサートの実施等により、こどもたちが芸術活動に触れる機会を提供します。

【主な取組】

- ・読書の普及推進
- ・公共図書館の利用促進
- ・学校図書館の図書整備
- ・学校図書館の利用促進
- ・国語科学習の推進
- ・文化の普及
- ・美術館企画展事業等の実施
- ・部活動地域移行の推進
- ・市民音楽ホール自主文化事業の実施
- ・食育をテーマとした読書啓発の実施

施策20 こども・若者の社会参加を促進します。

こども・若者が主体的に行動し、参加するイベントや行事等を通して、こども・若者の社会参加を促進します。

【主な取組】

- ・ボランティアセンターの活用
- ・ボランティア講座の実施
- ・各種媒体を活用した情報発信
- ・市民活動の周知
- ・小中高連携交流事業の実施
- ・高等学校等連携事業の推進
- ・各種スポーツイベントの開催

目指す姿

生きる力の基本である健康や
体力向上が図られ、心身共に
健やかに生活でき、安心・安
全が確保されている

指標	現状	目標 (R11年度)
学校が楽しいと感じる、児童・生徒の割合	90.4% (R5年度)	94.0%
インターネットを利用して嫌な思いをしたことがある人の割合	8.2% (R6年度)	減少

現状と課題

- 健康は生きる力の基本であり、不規則な生活習慣は、学習効果の低下や健康・情緒の安定への悪影響を招く可能性があるため、規則正しい生活習慣や食育の推進が重要となっています。
- いじめや不登校などの問題が深刻化しているなか、こどもたちは、大人からの理解と支持を求めている。こどもたちが抱える悩みや不安を受け止めるため、気軽に相談できる体制の整備が重要となっています。
- こどもの非行防止には、問題行動を早期発見して適切な支援につなげることが重要ですが、非行の兆候を発見することが難しく、対応が遅れてしまうことが課題となっています。また、非行防止のために、正しい情報を発信していくことも重要です。

施策

施策21 いじめ防止対策を推進し、不登校児童生徒を支援します。



重点

いじめを防止するために、全小中学校に対するいじめ防止対策に係る指導助言を行います。また、保護者・学校・関係機関と連携して、児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた指導支援を行います。

【主な取組】

- ・ ルームさくらの設置運営
- ・ いじめ防止対策の推進
- ・ 校内教育支援センターの設置運営



関連計画

- ・佐倉市健康増進計画「健康さくら 21(第3次)」
- ・第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画

施策

施策22 健康維持・体力向上を目指すとともに食育と規則正しい生活習慣を推進します。

体力向上と健康増進を図るため、各種行事を開催するとともに、教職員の指導力と資質の向上を図るための実技研修を実施します。また規則正しい生活習慣や食育の推進を目的として、早寝・早起き・朝ごはん運動や、地元農家と連携した学校給食の充実を図ります。

【主な取組】

- ・学校開放の実施
- ・プレコンセプションケアの推進
- ・競技大会への参加費用の助成
- ・教職員のスポーツ実技研修
- ・学校給食応援事業の実施
- ・佐倉市文化祭小学校体育大会の開催
- ・体力テストの実施
- ・早寝・早起き・朝ごはん運動の推進
- ・各種スポーツイベントの開催

施策23 非行の発生を抑止し、安全な環境づくりを推進します。

インターネットやSNSの適正利用と危険性についての啓発をするとともに、警察や交通安全関係団体と協力し、正しい交通ルールの啓発を行います。また、思春期のたばこ・お酒・薬物乱用の弊害についての周知・啓発や、警察と協力し、児童や青少年が犯罪に巻きこまれない環境づくりを推進します。

【主な取組】

- ・地域防犯活動の推進
- ・通学路巡視の実施
- ・交通安全啓発事業の実施
- ・インターネットやSNSの適正利用や危険性についての啓発
- ・20歳未満の飲酒・喫煙の防止、飲酒や喫煙の害についての啓発
- ・青少年育成活動団体の支援
- ・アイアイプロジェクト活動の推進
- ・交通安全移動教室の実施
- ・薬物乱用防止等の啓発

基本目標3

こども・若者が自ら考え行動し、のびのび成長できるまち

青年期

(1) 社会参加・更生活動への支援

目指す姿

こども・若者が社会の一員として、主体的に参画できるための体制が整備されている

指標	現状 (R6 年度)	目標 (R11 年度)
ひきこもりの状態にある方への訪問支援件数	—	100 件
こども  若者いけんぷらすさくら人数	—	20 人
こども・若者からの意見聴取回数	3 回	4 回

現状と課題

- 外出しなくなったきっかけについて、病気、就職活動の失敗、学校・職場になじめないなどの割合が高くなっています。学校や職場での適応支援や、就職活動におけるサポートの強化などの支援が重要となっています。
- 外出しなくなる傾向が、15歳から24歳の若年層に集中しているため、若年層に向けた早期の支援を充実していくことが必要です。
- 若者の立ち直りへの支援には、社会に貢献しているという社会参画意識や自己肯定感が重要であり、こども・若者のボランティア活動や社会貢献を促す取組が求められています。

施策

施策24 ひきこもりの状態にある方を支援します。 重点

ひきこもりの状態にある方やその家族に対する相談・訪問支援などの実施により、ひきこもりの状態にある方への支援を充実させます。

【主な取組】

- ・ 暮らしサポートセンター佐倉の設置運営
- ・ ちば地域若者サポートステーションとの連携
- ・ ひきこもり訪問サポーター派遣事業の実施

施 策

施策25 若者の社会参加の促進や、立ち直りへの支援の充実を図ります。

若者が社会の一員として積極的に社会参加をするために、地域活動やボランティアなどに関する機会を通して社会とのつながりを深めることを推進します。また、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動についての理解を促進します。

【 主な取組 】

- ・成人式の運営・開催 ・こども ✿ 若者いけんぷらすくら
- ・保護司会等の活動支援と「社会を明るくする運動」の実施



こどもの非行・犯罪抑止と立ち直り支援

令和6年版「ちばの少年非行」によると、千葉県全体における刑法犯として検挙された少年は、平成22年から連続して減少していたものの、直近の令和5年は771人（前年比+181人）と増加に転じています。

少年の非行防止には、こどもの問題行動を早期に発見して適切な支援をしていくことが重要で、家庭・学校・地域・関係機関が連携して非行・犯罪の抑止及び立ち直り支援に取り組む必要があります。

佐倉市では、非行・犯罪を抑止する活動として、広報啓発活動や防犯パトロール、「社会を明るくする運動」等を実施し、保護司会佐倉市分会や佐倉市更生保護女性会などの関係団体と連携して、罪を犯したこどもの更生活動を支援しています。

目指す姿

就労や結婚を希望すること
も・若者に対して、その希望
に応じて社会全体で支えてい
くような体制が整っている

指標	現状 (R6 年度)	目標 (R11 年度)
結婚、妊娠、こども・子育てに 温かい社会の実現に向か っていると思う人の割合(青 少年)	10.6%	48.7%

現状と課題

- 少子化が進むことにより若年層の労働人口が減少すること、本市においても不安定な生活を送っている若者が少なからずいることなどから、ひとりひとりに合わせた就労支援や職業訓練の取組が求められています。
- 結婚や妊娠・出産、子育ては、個人の自由な意思決定に基づくものであるため、多様な価値観を尊重しながら、結婚生活やこどものいる生活の情報交換ができる機会の提供や、出会いの機会として婚活支援の推進が重要となっています。

施策

施策26 出会いや結婚に向けた支援の充実を図ります。 重点

出会いの少ない若者に対する婚活事業や結婚相談を実施することで出会いや結婚に向けた支援を推進します。また、経済的理由で結婚に踏み出せない方を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、引っ越し費用・住宅費用を補助します。

【主な取組】

- ・婚活イベントの実施
- ・結婚相談の実施
- ・結婚新生活の支援



施策

施策27 若者の就労支援の充実を図ります。

若者が充実した職業生活を送り、社会を支える担い手となるよう、円滑な就職支援を行い、若者の雇用安定化を推進します。

【主な取組】

・ハローワークとの連携

・ちば地域若者サポートステーションとの連携



佐倉市は、結婚や結婚生活を応援しています

全国的に未婚率が上昇している一方で、令和3年に国立社会保障・人口問題研究所が実施した「第16回出生動向基本調査」によれば、男女ともに独身者の8割以上が結婚を望んでいることが分かっています。

同調査によれば、独身者が独身でいる理由として、「適正な相手にめぐりあわないこと」、「結婚資金が足りないこと」などが挙げられています。

佐倉市では、出会いのサポートとして、婚活イベントやミレニアムセンター佐倉での結婚相談員による無料の結婚相談を実施しています。

また、結婚をきっかけに新たに住宅を賃借、購入等した際に支払った費用や、新居への引っ越しに支払った費用の一部を補助する佐倉市結婚新生活支援事業も行っており、様々な側面から結婚をサポートします。

婚活イベントは、
満員御礼の人気イベントです。



婚活イベント会場の様子

基本目標4

こども・若者を温かく見守り、支え合い、ともに成長するまち

ライフステージを通じたもの

(1) 困難な状況にあるこども・若者やその家族への支援

目指す姿

困難な状況にあるこども・若者、その家族に対して、状況に合わせた支援体制が整備されている

指標	現状 (R6年度)	目標 (R11年度)
障害のあるこども・若者などの地域社会への参加・包容（インクルージョン）が推進されていると思う人の割合	9.0%	増加

現状と課題

- 特別な支援や配慮が必要なこどもがライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられる体制が重要となっています。また、ニーズ調査結果より、こどもの発達や発育に関する悩みの割合が大きいことなどから、特別な支援や配慮が必要なこどもだけでなく、その疑いがある・少し気になるというような段階での気軽な相談体制の整備が求められており、障害の有る無しに関わらず、安心して子育てができる環境を整えていく必要があります。
- こども・若者の心の問題を背景とした問題が深刻化しており、ひとりで悩みを抱え込まずに誰かに助けを求めることができるように、適切なSOSの出し方について、啓発をしていくことが重要となっています。また、自ら外に支援を求めることが困難な家庭に対し、訪問等を通じた各種支援が重要となっています。

施策

施策28 特別な支援や配慮が必要なこども・若者への支援を推進します。 重点

特別な支援や配慮が必要なこどもの早期発見や、年齢・発達等に応じた相談支援を充実させるとともに、関係機関の連携を強化し、特別な支援等を必要とするこどもの療育環境の充実を図ります。

【主な取組】

- ・ 障害児相談支援事業の充実
- ・ 就学相談の実施
- ・ 特別支援教育支援員や看護師の派遣
- ・ ライフサポートファイルの作成



関連計画
・第7次障害者計画

施策

施策29 自殺対策を推進します。

こころの健康に関する正しい知識や、適切なSOSの出し方、各種相談先などの周知・啓発を通して自殺対策を推進します。

【主な取組】

- ・こころの健康づくり
- ・自殺対策事業

施策30 こどもの養育について支援が必要な家庭への援助を行います。

こどもの養育について支援が必要でありながら、自ら外に支援を求めることが困難な家庭や若者、ヤングケアラーなどに対する支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

- ・こども家庭センターによる相談支援
- ・子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業の実施
- ・家庭支援事業の拡充についての調査・検討
- ・ヤングケアラーの周知、把握、支援



「こども家庭センター」の役割と意義

令和6年4月に施行された改正児童福祉法において、児童の身近で福祉的支援を行う場所として市町村の責務が明確化されたこととあわせて、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化を図るため、「こども家庭センター」の設置が努力義務化されました。

佐倉市では、妊産婦や乳幼児の保護者の相談に対応する母子保健の機能と、さまざまな心配ごとを抱えた家庭の相談に対応する家庭児童相談の機能が統合した総合窓口として令和6年4月に「こども家庭センター」を設置しました。こども家庭センターには、保健師や社会福祉士などの専門職の職員が常駐し、妊産婦、こども、子育てに不安や悩みを抱える保護者、ヤングケアラーに寄り添う相談体制があります。ご家庭の困りごとや悩みがありましたら、ぜひご活用ください。

目指す姿

家庭・学校・地域が連携して
社会全体でこどもを見守り、
育てていく環境が推進されて
いる

指標	現状 (R6年度)	目標 (R11年度)
学校ボランティアに協力したことがあると答えた市民の割合	25.5%	26.9% 以上
今住んでいる地域で今後も子育てしていきたい人の割合（小・中学生保護者）	39.8%	増加

現状と課題

- 少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、地域全体でこどもたちの成長を支える地域社会の教育力も低下しています。家庭教育の自主性を尊重しつつ、家庭・学校・地域が相互に連携し、社会全体でこどもを育てていくことが求められています。
- こども・若者が社会の一員として、主体的に参画していくためには、社会で果たすべき役割や責任を自覚し、積極的に行動できる力が重要となっています。

施策

施策31 地域教育力の向上を図ります。



重点

自治会や民生委員・児童委員、青少年育成活動団体の活動を支援することにより地域社会の形成、維持、および発展を図るとともに、児童虐待の予防やこどもの養育支援などに向けて、地域全体でこどもを育てる取組を推進します。

【主な取組】

- ・自治会等活動の支援
- ・民生委員・児童委員活動の支援
- ・青少年育成活動団体の支援
- ・開かれた学校づくりの推進
- ・教育課題研究事業の実施
- ・公民館の活動



関連計画

・第3次佐倉教育ビジョン中期推進計画

施 策

施策32 地域における子育て支援の充実や地域のボランティア団体との交流を推進します。

子育て支援の拠点として、親子の交流の場を提供するとともに、地域のボランティア団体等との情報交換、交流の場を設定し、地域全体でこどもを育てていく環境を整備します。

【 主な取組 】

- ・地域における子育て支援の拠点の充実
- ・地域のボランティア団体等との情報交換、交流の場づくり
- ・ファミリーサポートセンター事業

施策33 青少年育成活動の充実を図ります。

青少年育成団体と連携や情報交換を通し、各種の青少年を対象としたイベント・事業の開催を通して、こどもたちの自主性や社会性などを育み、地域の方々と交流できる機会やこどもを取り巻く課題解決のための機会の充実を図ります。

【 主な取組 】

- ・青少年育成活動団体の支援
- ・健やかな成長を支える環境づくりの推進
- ・団体間の意見交換会の開催

ライフステージを通じたもの

(3) すべてのこども・若者が広く活躍できる機会づくり

目指す姿

生まれた環境に関わらず自分らしく生きることができ、社会全体でこどもや子育て世帯を支えていく社会に向かっている

指標	現状 (R6年度)	目標 (R11年度)
こどもまんなか社会の実現に向かっていると回答した人の割合	3.8%	増加
こどもは権利の主体であると思う人の割合	44.8%	増加
自分には自分らしさがあると思う人の割合（青少年）	61.1%	増加

現状と課題

- 本市においても外国にルーツをもつこどもがいることから、国籍、言語、文化、習慣などの違いにかかわらず、佐倉市の一員として安心して暮らすことができるために、相互理解をしながら日本の文化や生活習慣、日本語学習への支援を充実していくことが必要です。
- こどもの権利や人権に対する理解の促進や、社会の変化に対応するための男女平等参画への意識の醸成など、様々な多様性を相互に尊重しながら、誰もが自分らしく生きていくための周知・啓発が重要となっています。
- こどもや子育て中の方々が、気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、社会全体でこどもや子育て世帯を支えていく機運を醸成することが重要となっています。

施策

施策34 こどもまんなか社会を推進します。



重点

こども・若者の視点に立ち、こども・若者にとって最善の利益を第一に考え、当事者の意見を反映し、こどもまんなか社会の実現を目指します。こども・若者は未来を担う存在であり、様々な支えを受け自立していくためにも、こどもたちが健やかで幸せに成長できる環境を推進します。

【主な取組】

- ・こども・若者の意見の反映
- ・こどもまんなかまちづくりの推進
- ・必要な情報を必要な人に届けるための情報発信
- ・社会全体でこどもや子育て世帯を支えていく機運を醸成するための情報発信



施 策

施策35 外国人への支援や、人権、男女平等参画への意識を醸成します。

生まれた環境に関わらず、こどもの可能性を広げられるように、日本語学習の充実や文化、生活習慣を身に着けるために外国人のこども・若者の支援を推進します。また、こどもの権利や男女平等参画への意識を醸成し、正しい理解に向けた周知・啓発を推進します。

【主な取組】

- ・外国人のための日本語講座及び生活相談事業の実施
- ・人権施策の推進
- ・こどもの権利についての啓発



「こどもどまんなか 佐倉 のびのび育ち、笑顔咲く」 の実現に向けて

佐倉市は、こどもどまんなか社会の実現に向けて、すべてのこどもや若者が幸せに暮らせるように、常にこどもや若者の今とこれからにとって最もよいことは何かを考え、こどもや若者、子育て当事者を市全体で支えていきます。

こども大綱にも記載されているとおり、こどもどまんなか社会の実現のために重要なことのひとつが、「権利の主体であるこどもの意見を聴き、尊重すること」です。

佐倉市は、こどもの意見表明の機会を設けるために、令和7年度から佐倉市版「こども✿若者いけんぷらす」をはじめます。これは、こども・若者の意見を市の施策に反映させるための取組で、市が主催するワークショップやアンケートにて意見を出していただきます。

こどもの意見を聴き反映していくことで、こどもがのびのびと育ち笑顔でいられるまちの実現を目指します。



(佐倉市こどもどまんなかマーク)

困難な状況にあるこどもたちが、前向きで希望を持って健やかに成長できるよう、環境の整備や教育の機会均等などを進め、こどもの貧困対策を総合的に推進していきます。

詳細は、第5章をご覧ください。

●教育の支援

困難な状況にあるこどもに対する学校教育の充実や教育の機会均等に関する支援

- ・ 学校における教育の充実
- ・ 学力向上支援
- ・ 就学支援
- ・ 学習支援の充実
- ・ 幼保小連携の推進
- ・ 教育の機会均等
- ・ 幼児教育、保育の推進、
質の向上
- ・ 教育費負担の軽減
- ・ 食育の推進
- ・ 多様な体験の機会の創出
- ・ 社会性の向上



●保護者の就労・経済的支援

困難な状況にあるこどもの保護者に対する就労の支援や経済的な支援

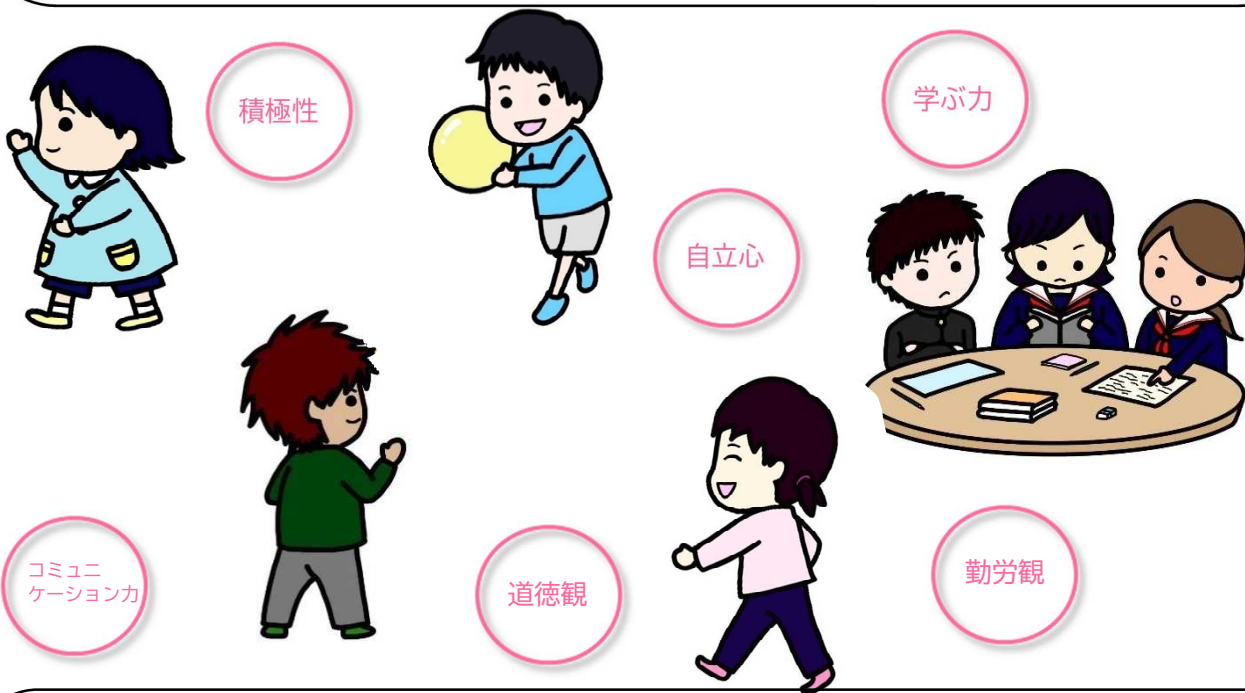
- ・ 就労支援
- ・ 職業訓練への支援
- ・ ひとり親に対する支援
- ・ 仕事と家庭の両立支援
- ・ 各種補助等の経済的支援
- ・ 教育費負担の軽減
- ・ 児童手当等の着実な実施
- ・ 多様な保育の充実



●生活の支援

困難な状況にある子どもや保護者に対する生活の安定に関する支援

- ・ 保護者、子どもへの生活支援
- ・ 社会との交流の機会の提供
- ・ 子育て支援のワンストップ化の推進
- ・ 保育等の確保
- ・ 社会的養育の充実
- ・ こどもの居場所作り
- ・ 保護者の育児負担の軽減
- ・ 親育ての支援
- ・ 多様な体験の機会の創出
- ・ 食育の推進
- ・ ヤングケアラーの把握・支援
- ・ 家庭環境改善への支援



●支援につなぐ体制整備

行政や関係機関の支援と、支援が必要な子どもをつなぐ体制の整備

- ・ 「気づき」の機会の充実
- ・ 早期の状況把握、対応
- ・ 関係機関との連携体制の構築
- ・ 相談先の充実
- ・ 支援人材の育成
- ・ こどもの貧困に関する情報収集
- ・ 相談方法の充実
- ・ 気軽に相談できる体制整備

詳細は・・・
第5章 佐倉市こどもの貧困対策計画へ

第5章

佐倉市こどもの貧困対策計画

1 こどもの貧困と日本のこどもの状況

(1) こどもの貧困について

こどもの貧困とは、こどもが経済的な困窮状態であることにより、発達の諸段階において、学習や教育の場で制約を受けるなど様々な機会が奪われた結果、不利益をこうむってしまうことをいいます。

こどもの貧困は、主に以下の3つの特徴をもってあります。こどもの成長・発達に大きな影響を及ぼし、地域社会からの孤立を招くことで、こどもの健やかな育ちを妨げるだけでなく、将来に希望を感じることができない状況になってしまうことや、進学や就職における選択肢を狭めるなど、様々な制約をもたらし、社会にとっても大きな損失につながってしまうことがあります。

- 見えにくく捉えづらい

貧困の自覚がなく、あっても表に出さないため、実態がわかりにくい

- 社会的に孤立

社会的に孤立し、必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまう

- 困難・ニーズは多様

世帯ごと、こどもごとに直面する困難やニーズは異なる

参考：内閣府資料H29「国における子供の貧困対策の取組について」

(2) こどもの貧困対策に関する国の動き

国は、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」を制定し、こどもの貧困対策について推進してきました。

近年、社会状況の変化からも、こどもの貧困が大きな社会問題として取り上げられるようになりました。平成30年度の調査では、こどもの貧困率は13.5%となっており、およそ7人に1人が貧困状態にある現状となっています。こういった状況や社会情勢の変化に対応するため、国は、令和元年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を改正し、各施策についてこどもの状況に応じ、包括的かつ早期に対策を講じることとされました。

法律の改正に伴い、令和元年11月には、子育てや貧困を家庭のみの責任とせず、こどもを第一に考えた支援を行うことを目的として、「子供の貧困対策に関する大綱」が見直されました。大綱では、こどもの将来はその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届きにくいこどもや家庭への支援などが明記されております。

そして、これらの対策を総合的に推進していくために、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの柱を重点施策として、様々な施策を推進することとされております。

なお、「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が令和6年6月に成立・公布され、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められたとともに、目的に「子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう」から「貧困により、こどもが適切な養育・教育・医療を受けられないこと、多様な体験の機会を得られないこと、権利利益を害され、社会から孤立することのないよう」と明確に盛り込まれました。

(3) こどもの貧困対策に関する千葉県の動き

千葉県では、すべてのこどもが、夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、こどもの貧困対策を総合的に推進するため、平成27年度に「千葉県子どもの貧困対策推進計画」を策定しました。この計画では、県内のこどもの貧困の現状を把握し、こどもの貧困に関する指標を設定し、指標の改善を図るため、4つの重点的支援施策として整理しています。

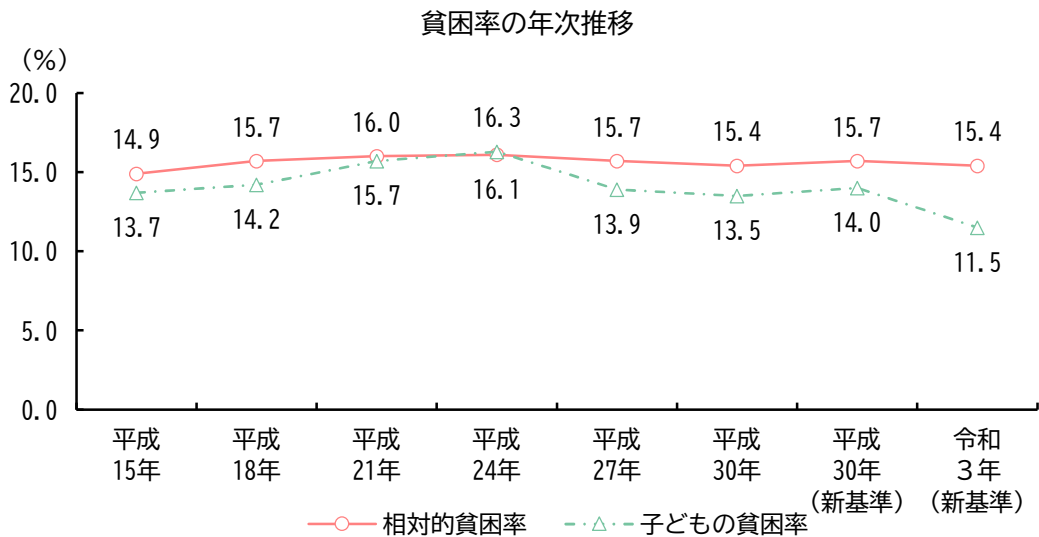
令和元年度に計画期間が満了を迎えたことから、国による「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正や、「子供の貧困対策に関する大綱」の見直し等を踏まえ、次期計画となる「千葉県子どもの貧困対策推進計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しました。

この計画では、新たに施策横断的な方針として、「親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援」、「支援が届かない、又は届きにくい子ども・家庭への支援」など、3つの基本方針を定めるとともに、重点的支援施策として、現計画にある「教育の支援」「生活の支援」などに加えて、新たに「支援につなぐ体制整備」を定め、こどもの貧困対策を総合的に推進することとしています。

(4) 全国の貧困の状況

厚生労働省が示す令和4年「国民生活基礎調査」によると、「こどもの貧困率※」は、令和3年には11.5%となっています。

「全国ひとり親世帯等調査」、「学校基本調査」によると、高校などへの進学率は父子世帯の方が高く、大学への進学率は、母子世帯の方が高くなっています。



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

貧困線の推移

単位：万円

項目	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年	平成30年(新基準)	令和3年(新基準)
貧困線	130	127	125	122	122	127	124	127

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」

ひとり親家庭のこどもの進学率

単位：%

項目	母子世帯	父子世帯	全世帯
高校などへの進学率	94.5	96.2	98.9
大学への進学率	66.5	57.9	57.4

※こどもの貧困率…17歳以下のこども全体に占める貧困線に満たない17歳以下のこどもの割合

資料：令和3年度「全国ひとり親世帯等調査」、令和3年度「学校基本調査」

■ 貧困率について

こどもの貧困にはいくつかの定義がありますが、代表的なものに「絶対的貧困」と「相対的貧困」があります。「絶対的貧困」とは、生活する上で必要最低限の生活水準が満たされていない状態を示し、発展途上国に集中しています。

その一方、日本をはじめとする先進国においては、「相対的貧困」という視点で貧困問題を捉え、その国の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態を示しています。厚生労働省においては、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯の人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分の額を貧困線とし、その貧困線を下回る等価可処分所得しか得ていない状態を「相対的貧困」としています。

また、こどもの貧困とは「相対的貧困にある18歳未満のこどもの存在及び生活状況」のことをいいます。厚生労働省が発表した令和3年の日本の相対的貧困率は、全体で15.4%、「こども貧困率（17歳以下）」で11.5%となり、特に、「こどもがいる現役世帯」のうち大人が1人の世帯（ひとり親世帯）の相対的貧困率は44.5%と、大人が2人以上いる世帯の相対的貧困率8.6%に比べて非常に高い水準にあります。

なお、本市では、貧困線を下回る所得の方を「生活困窮層」、貧困線以上かつ中央値未満の所得の方を「周辺層」とし、両者をあわせた方を「生活困難層」としています（中央値以上の所得の方は「非生活困難層」としています）。

【参考】 こどもの貧困率の状況

	平成12年	平成15年	平成18年	平成21年	平成24年	平成27年	平成30年		令和3年
							旧基準	新基準	
こどもの貧困率（%）	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9	13.5	14.0	11.5
相対的貧困率（%）	15.3	14.9	15.7	16.0	16.1	15.7	15.4	15.7	15.4
こどもがいる現役世帯（%）	13.0	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9	12.6	13.1	10.6
大人が1人（%）	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8	48.1	48.3	44.5
大人が2人以上（%）	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7	10.7	11.2	8.6
貧困線（万円）	137	130	127	125	122	122	127	124	127

資料：厚生労働省「2021年国民生活基礎調査の概況」

（注1）大人とは18歳以上の者、こどもとは17歳以下の者をいい、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう。

（注2）平成30年の「新基準」は、OECDの所得定義の新基準（従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」、「企業年金・個人年金等の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたもの）

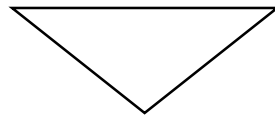
2 佐倉市の子どもや家庭を取り巻く主な現状と課題

令和3年度に実施した「佐倉市子どもの生活状況調査及び資源量調査」等に基づき、佐倉市の子どもや家庭を取り巻く主な現状と課題を整理すると、次のとおりとなります。(経済状況によらない特徴等も含む)

【子どもたちへの支援に向けて】

●現状

- ・経済的な理由などから子どもの進路について、妥協してしまうことがある
- ・保護者の生活習慣が、子どもに影響し、不規則な習慣が定着してしまうことがある
- ・子どもと接する時間や子どもに関する行事への参加が少なくなる傾向にある
- ・子どもの進学を希望する一方、早く家計を支えてほしいこともあり、理想と現実のギャップが発生している
- ・新型コロナウイルスの影響により、収入などの金銭面への不安を感じている
- ・虐待などが見られる場合、保護者自身の生活能力が乏しい、不安定な就労状況にあることが多い
- ・経済的な状況にかかわらず、子育てに対して、周りから学ぶ機会が少なく不安を感じている
- ・新型コロナウイルス感染症の影響もあり、安定的な収入が得られない、子どもとの時間が取れない



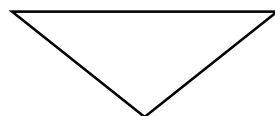
●課題

- ・家計管理等を学ぶことができる機会の充実を図っていくことが必要
- ・就労支援により、継続的に収入が得られるようライフステージやライフサイクルに応じた支援が必要
- ・保護者に親としての力を付けていくような支援が必要
- ・保護者の経済的、精神的な安定に向けた支援が必要
- ・さまざまなニーズに合わせた教育、保育の確保が必要

【関係機関との連携体制の構築に向けて】

●現状

- ・学校以外での学習の場や、交流の機会が不足している
- ・子どもに関する相談機関や団体へ相談する人が少ない
- ・関係機関や各種団体間での連携が、個人情報保護の観点から困難な部分がある
- ・問題を発見してもどのように接し、どこにつなげればよいかわからない場合が多い

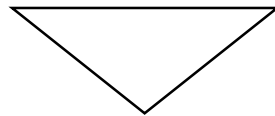


●課題

- ・子どもと常に接している関係機関や団体、さまざまな福祉や医療に関する関係機関において、子どもの貧困等に関する知識の普及や人材の確保が必要
- ・問題を発見した場合の明確な連携ネットワークの構築が必要
- ・学校以外での子どもの安全、安心な居場所作りを進めていくことが必要
- ・各機関が連携を取りやすいような環境や体制づくりが必要

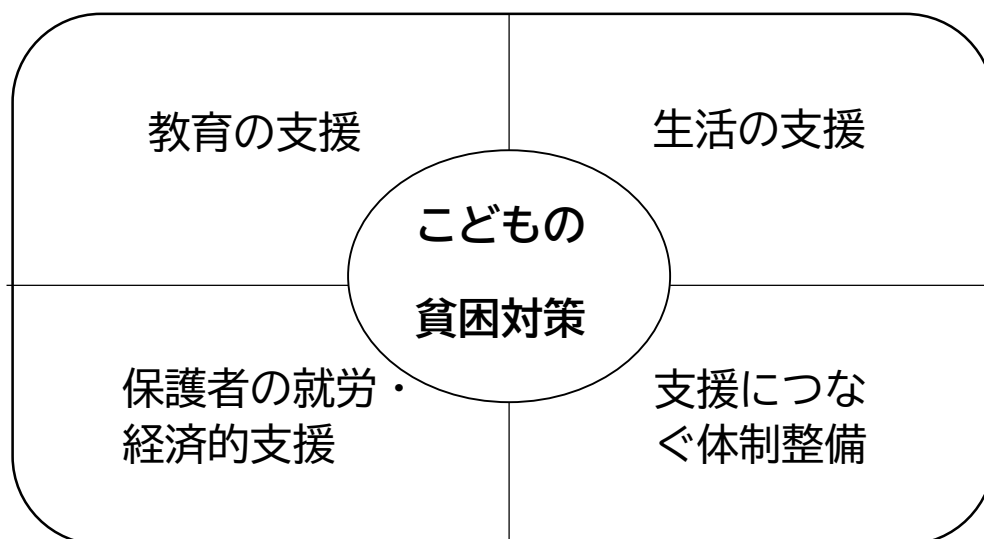
【気兼ねなく問題を打ち明けられる相談支援に向けて】

●現状
・親や友人など誰にも相談できない、したくない、自分の課題を相談してもよいのかとためらう ・こどもの相談相手としては、親の割合が高くなっている ・家庭や本人が行動を起こして、支援が始まるという流れがほとんどとなっている ・困難に直面している家庭やこどもについて、その全ての窓口を学校が担うのには限界がある ・長時間、親やきょうだいの世話をしている子が少なからずいる ・保護者もこどもも、厳しい困窮状況に置かれた場合、他の人に相談したり、助けを求めたりできないことが多くある ・支援する側として、家庭の事情やプライバシーに介入する困難さがある



●課題
・「構えた」場所だけではなく、こどもが気兼ねなく利用できる場所や保護者が普段からよく利用している場所における相談窓口や、SNS等を活用した相談環境の整備、周知が必要 ・ヤングケアラーや生理の問題など、周りが気づきにくい問題を抱えている子について、SOSを察知し適切なところにつなげられる人材や仕組みが必要 ・こどもの相談に対して、親や周囲の大人が適切に対応できるような体制の整備が必要 ・学校以外での相談窓口の充実や、支援につなげる人材の確保が必要 ・いろいろな人が気軽に利用でき、たくさんの大人の目があるような居場所作りが必要

上記現状と課題に対して、子どもの貧困対策の推進に関する法律、子供の貧困対策に関する大綱、千葉県子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、こどもの貧困対策について4つの類型に分類し、こどもの健やかな成長を応援する施策に取り組んでいきます。



3 こどもの貧困対策に関する施策の展開

(1) 教育の支援

教育の機会均等が図られるよう、学校教育の充実や就学の援助、学資の援助、学習の支援その他の貧困の状況にあるこどもの教育に関する支援のために必要な施策を講じていきます。

① 学校を中心とした教育支援

家庭の状況や生まれた環境にかかわらず、こどもの学力が保障され、こどもたちが将来望んでいる進路を自ら選択できるように、学校教育の充実を図ります。また、こどもたちの支援につなげていくために、学校関係者やこどもを取り巻く関係者に、支援に関する情報や相談先について、認識の共有を図るとともに、千葉県が任用するスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の専門性を有する人材を配置し、個々の状況に応じたきめ細やかな教育を推進します。



重点

学校における教育相談の充実、日本語適応事業の実施

② 教育や学習の機会均等の推進

家庭の状況や生まれた環境にかかわらず、こどもたちに対する教育、学習の機会均等を進め、こどもの可能性を高められるように、幼児教育、保育の推進・質の向上を図ります。

また、学校以外での学習支援体制の整備、こどもの成長を支える多様な体験の機会の創出など、教育・学習環境の充実を図ります。



重点

こどもの学習・生活支援事業、学校外における学習支援の充実に向けた検討

●佐倉市の取組の状況と方向性

No.	取組	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	方向性
1	千葉県スクールソーシャルワーカーの対応件数(千葉県による事業)	62 件	128 件	158 件	354 件	758 件	増加
2	学習支援施設(か所数)	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	8 か所	維持・増加

(2) 生活の支援

貧困の状況にあるこども及びその保護者に対する生活の相談、貧困の状況にあるこども、ヤングケアラーに対する社会との交流機会の提供、その他貧困の状況にあるこどもの生活の安定に資するための支援に関し、必要な施策を講じていきます。

① 保護者の生活支援

こどもが社会から孤立して必要な支援を受けられず、一層困難な状況に置かれてしまわないように、こどもの成長過程における原点である家庭教育の充実や、こどもの相談に対して、保護者が適切に対応できるよう「親育て」への支援を行います。また、保護者等の安定した生活や自立、健康の確保に向けて、支援体制を整備します。



重点

生活困窮者自立支援事業、家庭教育事業

② こどもの生活支援

さまざまな困難を抱えるこどもたちが健全に成長し、深刻な状況に陥ることのないように、社会的養育が必要なこどもへの支援や生活習慣及び食習慣の改善に向けた相談支援を推進します。また、こどもが安心して利用できるような居場所作りや、適切なアドバイスをしてくれる他者と接する機会の提供などを通して、こどもが自らSOSを出す力や生活力を養えるような体制整備を推進します。



重点

自然を活かした親子の居場所づくり事業、こども食堂等との連携事業

③ ヤングケアラーへの生活支援

家族の介護や日常生活上の世話をを行うヤングケアラーに対し、本人の意向、家族関係やその背景にある要因に配慮しながら、こどもや若者として必要な時間の確保や心身の負担の軽減に向け、関係機関と連携した支援を行います。



重点

ヤングケアラーへの相談支援、ヤングケアラーの周知

●佐倉市の取組の状況と方向性

No.		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	方向性
1	生活困窮者自立支援事業の支援プラン決定件数	133 件	154 件	149 件	168 件	163 件	増加
2	市内こども食堂の数	8 団体	8 団体	11 団体	16 団体	17 団体	増加
3	ヤングケアラー関係相談対応	—	—	—	—	—	質の向上

(3) 保護者の就労・経済的支援

貧困の状況にあるこどもの保護者に対する職業訓練の実施や、所得の安定と向上に資するための就労の支援のほか、各種手当の支給、資金の貸付け等、貧困の状況にあるこどもに対する経済的支援のために必要な施策を講じていきます。

① 保護者に対する就労支援

世帯の安定的な経済基盤を確保し、仕事と生活を両立し、安心してこどもを育てる環境作りを進めるため、ひとり親家庭に加え、生活が困難な状態にある世帯に対するきめ細やかな就労支援を進めるなど、職業生活の安定と向上に資する支援の充実を図ります。



重点

ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金、ひとり親家庭高等職業訓練給付金、仕事と生活の両立を支援する研修

② 経済的な支援

保護者の健康状態や就労状況にかかわらず、日々の生活を安定させるため、各種手当を支給するほか、子育てをしていくうえでのさまざまな経済的負担を軽減することにより、困難な状況にあるこどもや家庭において、貧困の連鎖を断ち切るきっかけとなる支援を行います。



重点

児童扶養手当の適切な支給、ひとり親家庭等医療費等助成、子ども医療費助成

●佐倉市の取組の状況と方向性

No.		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	方向性
1	ひとり親に対する就業・スキルアップ支援数	9件	7件	9件	12件	9件	維持
2	児童扶養手当の受給率（受給資格世帯）	83%	82%	82%	80%	80%	維持

支援者より寄せられた意見やケース（資源量調査より）

不登校の背景に経済的に困難な状況が伺えるケースがあり、経済的な支援制度を紹介し、関係機関とつながったことで、保護者の負担が軽減し、本人も学校に足が向くようになりました。

(4) 支援につなぐ体制整備

行政や関係機関の支援と、支援が必要な子どもをつなぐ体制の整備と、相談窓口の周知を図っていきます。

① 相談窓口の充実

虐待や貧困、ヤングケアラーなど、困難な状況にある子どもや家庭を早期に発見し、適切な支援につなげていくために既存相談窓口の充実を図ります。また、SNSなどさまざまなプラットフォームを活用した情報発信や相談窓口の連携促進を図り、気軽に相談できるような体制整備を図ります。



重点 こども家庭センター、ひとり親家庭における相談の充実

② 支援人材の育成

子どもを取り巻く環境に直接かかわる保育士、幼稚園教諭、学校の教職員などをはじめとして、各種相談員や支援員、ケースワーカー等に、こどもの貧困やヤングケアラーに関する理解を深め、問題の早期発見や相談に適切に対応できるような人材の育成を推進します。



重点 こども家庭センター相談員、幼稚園教諭、保育士、教職員等の資質向上

③ 社会全体でのこどもの支援と連携体制の構築

困難な状況にあるこどもの早期発見や、支援が届きにくい子どもや家庭に対してもアプローチできるように、常に子どもと接している機関や団体、福祉、教育、医療に関する関係機関の連携体制を構築し、社会全体で子どもを支援していく体制を推進します。また、このような取組や既存の制度及び施策等について積極的に情報収集、発信を行います。



重点 支援につなぐガイドブック等の作成の検討

●佐倉市の取組の状況と方向性

No.		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	方向性
1	家庭児童相談件数	890 件	761 件	785 件	851 件	874 件	質の向上

4 こどもの貧困対策に関する各種取組

(1) 教育の支援

① 学校を中心とした教育の支援

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	学校における教育相談の充実（スクールカウンセラー・心の教育相談員・スクールソーシャルワーカー）	市内の全小中学校に心の教育相談員や県が任用するスクールカウンセラーを配置し、様々な教育相談に対応します。また、必要に応じて県が配置するスクールソーシャルワーカーとも連携し、こどもや保護者への支援を充実します。	指導課 教育センター
2 重点	日本語適応事業の実施	学校に在籍する児童の国際化に対応するため、日本語の習得や教科指導を行うとともに、児童の指導を通じて家庭への支援を行います。	指導課
3	確かな学力の向上に向けた人材の配置事業（英語指導助手・小学校理科実験支援員・特別支援教育支援員）	幼稚園及び全小中学校に英語指導助手を派遣し、生きた英語に触れる機会の充実と国際理解教育を推進します。 また、小学校理科実験支援員を小学校に派遣し、授業の充実と科学への関心・意欲の向上につなげます。 さらに、特別な支援を必要とする幼児児童生徒のいる幼小中学校に特別支援教育支援員を配置し、1人1人の教育的ニーズに応じた学習や生活支援の充実を図ります。	指導課 教育センター
4	少人数指導支援推進事業	多人数の学級を抱える学校に学校支援補助教員を配置し、きめ細かな少人数指導を実施し、個々の習熟度に応じた学習支援を行います。	学務課
5	学校支援アドバイザー	教職経験及び生徒指導の経験を有する学校支援アドバイザーを市内の学校に配置し、巡回指導を行うことで、学校で発生するいじめ問題やトラブル等への適切な助言や指導の業務を行います。また、学校支援アドバイザー会議を毎月開催し、教育委員会と情報を共有していきます。	指導課
6	学校におけるアンケート調査などの実施	各学校において児童生徒向けアンケートを実施し、いじめ、虐待などの早期発見につなげます。	指導課
7	インクルーシブ教育システム推進事業	「言語やきこえ」に課題があるこどもたちをことばの教室（通級指導教室）の中で、指導、支援します。 また、インクルーシブ教育システム推進事業として、学校支援コーディネーターを派遣し、地域資源の組み合わせ（スクールクラスター）を活用し、ことば等発達に課題がある児童生徒への合理的配慮に基づく適切な支援につなげるために関係機関が連携し、継続的に支援を行うことのできる体制づくりを行います。	教育センター
8	ルームさくらの運営	学校に行けない小・中学生を対象に、学習面のサポート、集団生活への適応を促し、社会的自立に向けて支援します。	教育センター

② 教育や学習の機会均等の推進

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	生活困窮者自立支援事業 (こどもの学習・生活支援事業)	生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもに対し、学習意欲や基礎学力の向上といった学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間づくりや居場所づくりなどの必要な支援を行います。	社会福祉課
2 重点	学校外における学習支援の充実に向けた検討	経済的な事情により学習塾、スポーツ教室、教養を身に付けるための各種教室に通うことが難しい世帯のこどもたちに対する支援策について検討を進めます。	こども政策課
3	就学援助事業	生活保護を必要とする世帯、または生活保護に準じた保護が必要な世帯の児童・生徒に対し、義務教育を円滑に実施することができるよう、入学準備費や学用品費、修学旅行費など就学に必要な費用を援助します。	学務課
4	特別支援教育 就学奨励費	特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、経済的な負担を軽減するために、就学に必要な経費の一部を援助します。	学務課
5	生活保護（教育扶助・生業扶助）	＜生活保護費等給付事業＞ （教育扶助）小学生、中学生に対し、義務教育にかかる必要な学用品費や教材代、給食費等を補填するものとして支給します。 （生業扶助）高等学校等就学費として、高校生に対し、高等学校教育にかかる必要な学用品費や教材代、交通費等を補填するものとして支給します。	社会福祉課
6	佐倉市高等学校等奨学金	経済的な理由によって高等学校等で修学することが困難な修学意欲のある方に対して、一定の条件のもとに授業料以外にかかる学資の一部を支援します。	教育総務課
7	定時制高校への支援	市内に在住する千葉県立佐倉南高等学校三部制定時制課程の生徒の学習、クラブ活動等を支援するため、佐倉南高等学校定時制教育振興会に補助金を支給します。	教育総務課
8	好学チャレンジ事業	市内の全小中学校において夏季休業日に好学チャレンジ教室を実施し、補習的な学習機会を確保し、学習の支援を行います。また、佐倉市での使用教科用図書の内容に即した問題やテストを好学チャレンジプリントとして作成し、基礎・基本の確実な習得に活用する他、HP上でも公開します。	指導課 教育センター
9	夏季期間中の図書館・公民館の自習スペース開放	夏季休業期間中に、市内図書館及び公民館施設の一部を開放し、こどもたちの自習スペースを提供します。	社会教育課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
10	公民館等主催子育て事業	幼児期のこどもやその保護者を対象とした各種教室等を開催し、運動や絵本の読み聞かせ、語りなどを通して、親子のコミュニケーションの促進を図ります。	各公民館
11	学校開放	学校教育に支障がない範囲で、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション、学習その他公共活動の場として開放します。	社会教育課

(2) 生活の支援

① 保護者の生活支援

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	生活困窮者自立支援事業	佐倉市在住で、働きたくても働けない、住む所がないなど、主に経済的な理由により生活に困っている方（※生活保護世帯の方は除く）を対象に、生活全般にわたる困りごとの相談を実施します。相談窓口では相談者それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、困りごとの解決に向けた支援を行います。	社会福祉課
2 重点	家庭教育事業	子育てにおける家庭教育の重要性を認識し、問題解決を図ることができるよう各種講座や講演会を開催します。また、家庭の教育力向上のため、市立幼稚園及び小中学校に家庭教育学級を開設します。また、様々な人権への理解を深めていただくため、毎年、人権教育についての講演会を実施します。	社会教育課
3	民生委員・児童委員制度	無報酬のボランティアとして、区域に住む高齢者や障害者、児童の見守りを行います。また、区域の人からの生活上の相談に応じて、必要があれば現況の報告や相談を適切な機関に行い、その人にとって快適に暮らせるよう援助します。	社会福祉課
4	保育園・認定こども園・幼稚園での保育等の実施	保護者が就労、病気、看護、介護、出産など何らかの事情でこどもの保育等を行うことができない場合において、保護者に代わり、保育等を実施します。 ・利用料金：3歳以上は無料（給食費等の実費除く）	こども保育課
5	子育て短期支援事業（ショートステイの実施）	保護者の病気やケガ、育児不安、出産、看護等の事情により、こどもを家庭で養育できない場合に、こどもを一時的に預かります。	こども保育課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
6	病児保育事業 (病児・病後 児 保 育 の 実 施)	こどもが病気にかかり、家庭での保育や集団生活が困難な場合に、専用の施設でこどもを一時的に預かる事業を行います。 ・病児保育…病気の回復期に至らない場合で、当面の症状の急変が認められないこどもが対象 ・病後児保育…病気の回復期にあるこどもが対象	こども保育課
7	一時預かり事業	日常生活上の突発的な事情や、保護者の就労や育児疲れ等により、家庭での保育が断続または一時的に困難となる場合に、保育園等でこどもを一時的に預かります。	こども保育課
8	ファミリーサポートセンター事業	地域において、「子育てのお手伝いをしたい」提供会員と、「子育ての手助けをしてほしい」依頼会員とを紹介し、子育てが大変なときに地域で支援し合う相互援助活動をサポートする事業を行います。また、ひとり親等の方がファミリーサポートセンターを利用した場合はその一部を助成します。	こども保育課
9	子育て世帯訪問支援事業	こどもの養育について支援を必要とする家庭やヤングケアラーがいる家庭に、育児家事ヘルパーを派遣し、養育環境の改善やヤングケアラーへの支援を図ります。	こども家庭課
10	養育支援訪問事業	養育に支援が必要な家庭に対し、保健師等が居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行います。	こども家庭課
11	ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の配置	ひとり親家庭が一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員による日常生活の支援を行います。	こども家庭課
12	障害者団体活動支援事業補助金	障害者の日常生活の充実を図るため、障害者や家族が自らの権利や自立のために社会に働きかける等の活動をしている団体を支援します。	障害福祉課
13	外国人に向けた生活支援	市内在住の外国人に向けた行政情報の提供や生活相談、日本語学習の支援などを行います。	広報課

② こどもの生活支援

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	自然を活かした親子の居場所づくり事業	市内の公園を活用し、プレーパーク等の子育て世代応援イベントの開催を支援し、親子の居場所づくりを進めます。	公園緑地課 こども政策課
2 重点	こども食堂等との連携事業	こども食堂や地域食堂などといった市民の自発的な活動についての市民への周知を進め、こどもの居場所づくりを進めます。	こども政策課 社会福祉課
3	【再掲】生活困窮者自立支援事業 (こどもの学習・生活支援事業)	生活保護受給世帯のこどもを含む生活困窮世帯のこどもに対し、学習意欲や基礎学力の向上といった学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間づくりや居場所づくりなどの必要な支援を行います。	社会福祉課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
4	学童保育	保護者が就労等により昼間家庭にいない児童に、放課後の生活の場を提供し、遊びの指導を行うことにより児童の健全育成を図ります。	こども保育課
5	児童センター・老幼の館	乳幼児から18歳までの児童及び児童の保護者がいつでも自由に来て過ごすことができる児童センター・老幼の館を運営し、遊びを通してこどもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、楽しい子育て・子育てをサポートします。	こども保育課
6	ヤングプラザの運営	学校が終わった後や休みの日に、友達とちょっと寄って好きなことができる学校でもない、家庭でもない、小・中・高校生の居場所としてヤングプラザを運営します。	こども政策課
7	【再掲】学校開放	学校教育に支障がない範囲で、教育委員会の所管する学校の施設を市民のスポーツ及びレクリエーション、学習その他公共活動の場として開放します。	社会教育課
8	青少年育成事業	青少年育成団体と連携し、各種の青少年を対象としたイベント・事業の開催を通して、こどもたちの自主性や社会性などを育み地域の方々と交流できる機会を提供します。	こども政策課
9	障害児等への療育支援	日常生活における基本的動作の指導（児童発達支援）や、生活能力の向上のために必要な訓練（放課後等デイサービス）等の支援を行います。	障害福祉課
10	チャレンジどフィットネスクラブ	遊びながら、楽しく身体を動かし、こどもの健康づくりをサポートしていくことを目的として、こどもに応じた運動教室を市と、佐倉市手をつなぐ育成会、順天堂大学学生の協力のもと開催します。	障害福祉課
11	ライフサポートファイルの作成	特別な支援や配慮を必要とするこどもについて、保護者が成育歴や支援内容等を記録し、医療・保健・福祉・教育等の機関へ情報共有を行うライフサポートファイルの利用を促進し、乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて切れ目のない一貫した支援等に繋がります。	障害福祉課
12	児童発達支援センター機能の強化	児童発達支援センターにおいて、通所利用の未就学の障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを実施します。また、通所支援のほか、身近な障害児支援の拠点として、「地域で生活する障害児や家族への支援」、「地域の障害児を預かる施設に対する支援」などの地域支援を実施します。	障害福祉課

③ ヤングケアラーへの生活支援

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	ヤングケアラーへの相談、支援	ヤングケアラーに対し、本人の意向や家族関係、その背景にある要因に配慮し、関係機関と連携しながら、相談内容に応じた支援を行います。	こども家庭課
2 重点	ヤングケアラーの周知	ヤングケアラーの早期発見や必要な支援につなげていくため、ヤングケアラーに対する理解や相談窓口等について周知を行います。	こども家庭課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
3	【再掲】子育て世帯訪問支援事業	こどもの養育について支援を必要とする家庭やヤングケアラーがいる家庭に、育児家事ヘルパーを派遣し、養育環境の改善やヤングケアラーへの支援を図ります。	こども家庭課
4	こども家庭センター相談員の資質の向上	こども家庭センター相談員に対し、こどもの貧困やヤングケアラーへの気づきや対応等についての理解の促進を図ります。	こども家庭課

(3) 保護者の就労・経済的支援

① 保護者に対する就労支援

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親が、就労に必要な技能資格を取得するために教育訓練講座を受講する場合の費用の一部を助成します。	こども家庭課
2 重点	仕事と生活の両立を支援する情報提供や講座等の実施	男女平等参画推進センターミウズにおいて、男女が共に助け合い、家事・育児に関わることの重要性について理解を深め、共に働き続けられるよう、仕事と生活の両立を支援する情報提供や講座等を実施します。	自治人権推進課
3 重点	ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金	ひとり親家庭の親で、1年以上の養成機関で修業し、資格取得（看護師、保育士、調理師など）が見込まれる方を対象に訓練促進給付金等を支給します。	こども家庭課
4	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	ひとり親家庭の親または子が、高卒認定試験の対策講座を受講する場合の費用の一部を助成します。	こども家庭課
5	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭、寡婦の方が、技能習得のための通学、就職活動など自立のために必要な活動をするときや、疾病、看護、学校等の公的行事のために一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣して、食事の世話、乳幼児の保育等、日常生活の支援をします。	こども家庭課
6	再就職支援セミナー（女性向け・全年齢向け）	千葉県ジョブサポートセンターとの共催により、佐倉市及び周辺市町で再就職支援セミナーを開催します。	商工振興課
7	地域職業相談室	求職者に雇用・就業に関する情報提供や知識習得の機会の提供を行い、就業促進や職業能力向上、雇用の安定化を図ります。また、女性・高齢者等の就労促進及び定着支援を行います。	商工振興課

② 経済的な支援

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	児童扶養手当	離婚等の理由で、ひとり親世帯となった家庭や父または母に重度の障害がある家庭等の児童を養育している人に対して、生活の安定と自立支援などを目的に手当を支給します。	こども家庭課
2 重点	子ども医療費助成	0歳から高校生年代までの子ども医療費を助成し、入院1日・通院1回 200 円、調剤費を無料とすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭課
3 重点	ひとり親家庭等医療費等助成	18 歳に達する日以後の年度末までの児童（児童の心身に基準以上の障害がある場合は、20 歳の誕生日の前日まで）を養育している母子家庭・父子家庭等の方が保険医療給付を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します。	こども家庭課
4	児童手当	高校生年代までの児童を養育している方に、児童手当を支給します。	こども家庭課
5	特別児童扶養手当	一定の障害のある 20 歳未満の児童を家庭で育てている保護者（現に養育している者）に対して、特別児童扶養手当を支給します。	障害福祉課
6	障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の重度障害児に対して、障害児福祉手当を支給します。	障害福祉課
7	佐倉市心身障害児福祉年金	一定の障害のある 20 歳未満の障害児の保護者に対して、佐倉市心身障害児福祉年金を支給します。	障害福祉課
8	ひとり親家庭等児童の入学及び就職祝い金	ひとり親家庭等で、小・中・高等学校に入学する児童や中学校を卒業して就職する児童を養育している方に祝い金を支給します。	こども家庭課
9	J R 定期券の割引制度	児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、J R 東日本の通勤定期券を購入する場合、3 割引きを受けられる証明書を発行します。	こども家庭課
10	母子、父子、寡婦への資金貸付	母子・父子家庭及び寡婦の経済的自立を応援するため、各種資金を無利子又は低利子で貸付します。	こども家庭課
11	未熟児養育医療費給付	身体の発育が未熟な状態で生まれ、NICU（新生児集中治療室）等に入院を必要とするお子さんに対して、指定医療機関での医療費を公費助成します。健康保険法で対象としている医療費が給付の対象となり、入院治療における診療・医学的処置・治療等が受けられます。	母子保健課
12	予防接種事業	健康を保持するための経済的な負担を軽減し、感染症の予防と公衆衛生の向上を図るため、公費負担による定期予防接種を実施します。また、任意予防接種（おたふくかぜワクチン等）の費用の一部を助成し、こどもの健康保持と経済的な負担の軽減を図ります。	健康推進課
13	健康診査の公費助成	妊婦健診 14 回分と乳児健診 2 回分の公費助成により、病気の早期発見と経済的な負担の軽減を図ります。	母子保健課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
14	佐倉市認可外保育施設利用者助成金	認可外保育施設に通園しているこどもの保育料を一部助成します。	こども保育課
15	幼稚園給食費給付金	所得が一定以下の施設等利用給付認定を受けたこどもの保護者に対して、幼稚園に係る給食費の負担軽減を目的として、給付金を支給します。	こども政策課
16	施設等利用給付事業 幼稚園利用費等給付事業	経済的負担の軽減を目的として、幼稚園の利用料や預かり保育料、認可外保育施設等の利用料について助成します。	こども政策課

(4) 支援につなぐ体制整備

① 相談窓口の充実

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	こども家庭センター	妊娠期から18歳未満のこどもとその家庭を対象に、子育てをする中での様々な悩みや困りごとに対し、専門の相談員や保健師が相談、対応します。きめ細やかな相談や切れ目のない支援を行い、児童虐待の未然防止、再発防止のため関係機関と連携した支援体制を構築し、それぞれの家庭にあったサポートを行います。	こども家庭課 母子保健課
2 重点	ひとり親家庭の相談の充実	離婚の際など養育費、住宅、就労、子育てにおいて新しい環境に慣れるまで様々な問題を解決していただかなければならない方に対し、経済的な負担や精神的な不安を少しでも軽くするために相談の充実を図ります。	こども家庭課
3	【再掲】 ヤングケアラーへの相談、支援	ヤングケアラーに対し、本人の意向や家族関係、その背景にある要因に配慮し、関係機関と連携しながら、相談内容に応じた支援を行います。	こども家庭課
4	【再掲】 ヤングケアラーの周知	ヤングケアラーの早期発見や必要な支援につなげていくため、ヤングケアラーに対する理解や相談窓口等について周知を行います。	こども家庭課
5	児童虐待防止及びこども家庭センター紹介リーフレット配付	児童虐待防止及び家庭児童相談紹介リーフレットを窓口等で配付し、相談機関の周知を行います。	こども家庭課
6	教育相談・発達相談の実施	学校教育相談員を教育センター及びルームさくらに配置し、家庭でのしつけや、不登校、発達相談、就学相談など、学校生活における様々な不安や悩みなど、幅広く相談に対応します。	教育センター
7	子育てコンシェルジュの配置	保護者に対し、教育・保育施設や地域の子育て支援サービス等を円滑に利用できるよう相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、関係機関等との連絡調整を行います。	こども保育課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
8	くらしサポートセンター佐倉 (生活困窮者自立支援)	生活保護を受けていない方で、何らかの生活上の困りごとを抱えている方(年齢に制限はありません)が気軽に相談できるよう無料の相談窓口を開設し、様々な事情で生活に困窮する方への包括的な支援を実施します。	社会福祉課
9	健康相談事業	家庭における健康管理に資することを目的とし、専門職による、こころとからだの相談事業を実施します。相談の中で、貧困の内容があれば、こどもも含めて必要な時は、くらしサポートセンター佐倉などの関係機関に繋がります。	健康推進課
10	障害者相談支援事業所 (療育支援コーディネーター)	市内の5圏域ごとに障害者相談支援事業所を設置し、障害児等及びその家族等からの相談に対する支援を行います。また、障害者相談支援事業所に療育支援コーディネーターを配置し、各機関の連携を促進します。	障害福祉課
11	女性のための相談事業	こどもとの問題やDV、離婚、困難な問題を抱える女性などの相談に応じるため、男女平等参画推進センターミウズ「女性のための相談」(週1回)や、こども家庭課での相談を実施します。	自治人権推進課 こども家庭課

② 支援人材の育成

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	こども家庭センター相談員、保育士、保育教諭、幼稚園教諭、放課後児童支援員等の資質の向上	こども家庭センター相談員、保育園、認定こども園、幼稚園、学童保育所等に従事する職員を対象として、こどもの人権に関する内容等の研修を実施し、教育・保育の質の向上を図ります。	こども保育課 こども家庭課
2 重点	教職員の資質向上(こどもの貧困に関する理解促進)	学校で勤務する教育職員に対し、こどもの貧困・ヤングケアラーなど課題に対する気づきと対応等についての研修を行います。	指導課
3	人権について学ぶ機会の提供	小・中学校において、人権尊重のまちづくりデリバリー事業を実施するなど、こどもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。	自治人権推進課

③ 社会全体でのこどもの支援と連携体制の構築

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
1 重点	支援につなぐガイドブック等の作成の検討	支援が必要なこどもを具体的な支援につなぐためのガイドブックの作成など、ツールの検討を行います。	こども政策課
2	地域と学校等の連携体制の充実	学校等と民生委員などの地域福祉との連携により、困難な状況にあるこどもたちを早期に把握し、支援につなげる体制の充実に向けて検討を行います。	指導課 学務課

No.	取組の名称	取組の内容	主な所属
3	健康診査	産婦健診の実施により、産後うつ等の早期発見と虐待防止を図ります。また、幼児健診の実施により、病気や発育・発達の遅れの早期発見、虐待防止を図ります。また、健康診査での相談業務を通じて、心身の健康状態・生活状況の把握を行い、必要な支援につなげます。	母子保健課
4	母子保健推進事業	新生児が生まれた家庭への全戸訪問の実施やマタニティクラス・パパママクラス事業の開催を通じて、こどもや保護者の心身の健康状態・生活状況の把握を行い、必要な支援につなげます。	母子保健課
5	巡回相談事業の実施	こどもに障害や発達上の課題等が見られる場合で保育園等の施設が相談を希望する場合に、臨床心理士等の専門職が保育園等を訪問し、職員に対して保育やこどもへの対応について専門的な助言を行います。	こども保育課
6	いじめ防止対策連絡協議会	いじめ防止などの対策を関係機関や関係団体と連携して推進するための協議会を開催します。	指導課
7	佐倉市児童虐待防止ネットワーク	要保護児童対策地域協議会として佐倉市児童虐待防止ネットワークを設置し、児童虐待を未然に防止するとともに、早期に発見し適切な保護等を図るため、児童虐待防止活動を実施します。	こども家庭課
8	青少年問題協議会	青少年問題協議会を開催し、青少年関連団体や教育・福祉などの行政関係機関相互の連絡調整を行い各団体の取組からみえる青少年を取り巻く課題について協議します。	こども政策課
9	【再掲】インクルーシブ教育システム推進事業	インクルーシブ教育システム推進事業として、学校支援コーディネーターを派遣し、地域資源の組み合わせ（スクールクラスター）を活用し、ことば等発達に課題がある児童生徒への合理的配慮に基づく適切な支援につなげるために関係機関が連携し、継続的に支援を行うことのできる体制づくりを行います。	教育センター
10	市民活動団体の支援	市民公益活動サポートセンターにおいて、こども・子育てに関する団体などの市民公益活動団体に対して、情報提供や交流・活動の場の提供等を行っています。また、市民公益活動団体が行う市民協働事業に対する支援として、助成金の交付や専門家等の技術的な支援等を実施します。	自治人権推進課
11	こどもの権利についての啓発	子どもの権利条約及びこどもの権利について、講演会の開催や子育て支援情報誌等を活用して啓発活動を進めます。	こども政策課
12	人権擁護委員活動の支援	こどもが抱える様々な悩み・問題に対応する「子どもの人権SOSミニレター」や、小学校等における人権教室の開催などの人権擁護委員活動を支援します。	自治人権推進課

(5) その他関連する取組

① 佐倉市社会福祉協議会による取組

No.	取組の名称	取組の内容	支援の類型
1	生活福祉資金貸付事業 (教育支援費・就学支度費)	●教育支援費 就学するのに必要な経費について、高等学校：月3.5万円、短大・専門学校・高等専門学校：月6万円、大学：月6.5万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は随時。返済期間：原則10年以内 ●就学支度費 高等学校、大学、短期大学、専修学校（専門課程）、高等専門学校への入学に際し必要な経費について、50万円を限度に、貸付を行います。 ※受付は入学時のみ。返済期間：原則10年以内	教育の支援 保護者の就労・経済的支援
2	菊地久治勉強奨励金奨学生募集事業	佐倉市在住のひとり親世帯かつ低所得世帯に属する意欲と能力のある学生に対し、給付型の奨学金を支給します。(年間150万円を限度)	教育の支援 保護者の就労・経済的支援
3	生活困窮世帯子ども支援事業	生活困窮になった世帯に属する子どもを対象に学校等へ通うために必要な資金やその他、佐倉市社会福祉協議会会長が必要と認める返済不要の資金について、世帯当たり年間10万円を上限に給付します。	保護者の就労・経済的支援
4	さくらあったか食堂ネットワーク	社会福祉協議会が事務局となり、佐倉市内のこども食堂、地域食堂で構成され、創意工夫をしながら「食を通じて、子どもたちが、こどもをよく見てくれる地域の大人たちと出会える場づくり」を行っています。	生活の支援

第6章
こども・子育て支援施策

1 子ども・子育て支援制度の事業体系

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法により、幼児期の教育・保育の提供、地域における子育て支援の施策が位置づけられています。令和4年の児童福祉法の改正や、令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い、新たな事業も定められました。

(1) 子どものための教育・保育給付

子ども・子育て支援法の適用を受ける幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育事業等を利用することもについては、以下の3つの認定区分が設けられています。利用者への給付は、施設が代理受領し、施設の利用に充てられる仕組みとなっています。

また、令和元年10月に幼児教育・保育の無償化が始まり、3歳児クラス以上の保育料が無償化されました。(1号認定については、満3歳児クラス以上)

認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の教育のみの就学前のこども 〔保育の必要性なし〕	幼稚園 認定こども園 (幼稚園部分)
2号認定	3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就 学前のこども〔保育の必要性あり〕	保育園 認定こども園 (保育園部分)
3号認定	3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就 学前のこども〔保育の必要性あり〕	保育園 認定こども園(保育園部分) 地域型保育事業

(2) 子育てのための施設等利用給付

子どものための教育・保育給付同様、子ども・子育て支援法の適用を受けない幼稚園の満3歳児クラス以上の保育料が無償化されました。

また、次の事業の利用料についても無償化の対象として施設等利用費が支払われています。

- ・子ども・子育て支援法の適用を受けない幼稚園、子ども・子育て支援法の適用を受ける幼稚園及び認定こども園の預かり保育
- ・特別支援学校
- ・認可外保育施設、一時預かり、病児保育、ファミリーサポートセンター

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。子ども・子育て支援法、母子保健法及び児童福祉法で20の事業が定められています。

- ・延長保育事業
- ・子育て短期支援事業
- ・一時預かり事業
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・乳児家庭全戸訪問事業
- ・養育支援訪問事業
- ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業
- 子育て世帯訪問支援事業（R4改正）
- 親子関係形成支援事業（R4改正）
- ・乳児等通園支援事業（R6改正）
- ・放課後児童健全育成事業
- ・地域子育て支援拠点事業
- ・病児保育事業
- ・利用者支援事業（R4改正）
- 妊婦健康診査事業
- ・実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業
- 児童育成支援拠点事業（R4改正）
- ・妊婦等包括相談支援事業（R6改正）
- ・産後ケア事業（R6改正）

※R4 改正

令和 4 年児童福祉法改正により、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられた事業。

令和 6 年 4 月 1 日施行。

（利用者支援事業は、こども家庭センター創設）

※R6 改正

令和 6 年子ども・子育て支援法改正により、地域子ども・子育て支援事業に新たに位置づけられた事業。令和 7 年 4 月 1 日施行。

※「・」子ども・子育て支援法、「○」母子保健法、「●」児童福祉法

(4) 仕事・子育て両立支援事業

仕事と子育ての両立を支援するため、従業員のための保育園を作る企業に対して、設置や運営に要する費用を国が補助する事業です。（企業主導型保育事業）

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（ニーズ量）は、こども・子育て支援に係る地域の特徴や利用実績等を踏まえながら推計しました。人口の推計については、「第5次佐倉市総合計画中期基本計画（計画期間：令和6～9年度）」と整合性をもたせています。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域

区域設定については、現在の教育・保育の利用状況、施設整備状況、その他の条件を総合的に勘案し、対象事業ごとに市内全域を区域とする1区域、市全域と身近な区域との中間となる2区域、身近な地域で保育サービスを楽しむことができる範囲を考慮した5区域、小学校区を区域とする23区域の4種類の区域を設定しています。

< 1 区域（市内全域）の対象事業 >

子育て短期支援事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、利用者支援事業（こども家庭センター型）、乳児家庭全戸訪問事業、妊婦健康診査事業、養育支援訪問事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業、妊婦等包括相談支援事業、乳児等通園支援事業、産後ケア事業

< 1 区域（市内全域）の主な特徴 >

市内全域で見ると、西側の志津北部区域、志津南部区域に人口が多く、住宅地、マンション、商業施設が集中しており、このため教育・保育施設も多く設置されています。

一方、東側は佐倉区域、根郷・和田・弥富区域のうち和田・弥富では人口減少が進んでいます。志津北部では、マンションの開発など、根郷では、区画整理事業により住宅地や商業施設の設置が進みましたが、市内全域としては人口減少が進んでいます。

< 2 区域の対象事業 >

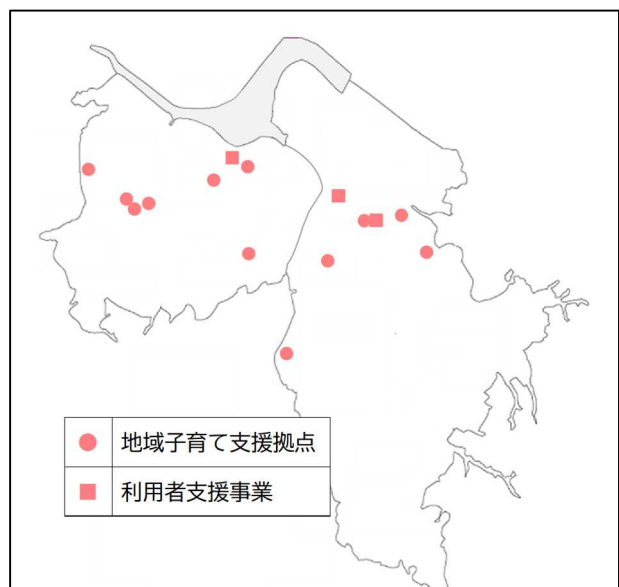
地域子育て支援拠点事業、利用者支援事業（基本型）

< 2 区域の主な特徴 >

市全域と身近な区域の中間として、東西に分けた区域となります。

地域子育て支援拠点事業は、比較的身近な地域で保育サービスを受けるため、2区域としました。

利用者支援事業は、身近な場所で相談に応じることを目的として、2区域としました。



< 5 区域の対象事業 >

教育・保育の提供、延長保育事業、一時預かり事業

* 5 区域（佐倉区域、根郷・和田・弥富区域、臼井・千代田区域、志津北部区域、志津南部区域）

< 5 区域の主な特徴 >

◆ 佐倉区域

市の北東に位置する佐倉区域は、佐倉城跡を中心とする旧城下町の雰囲気を残しており、市役所、国立歴史民俗博物館が設置されています。中心部には京成佐倉駅があり、駅南側にかけて人口が多いことから、教育・保育施設も多く整備されています。

◆ 根郷・和田・弥富区域

市の南東に位置する根郷・和田・弥富区域は、区域北部にＪＲ佐倉駅があり、近年、駅北側の寺崎地区において大規模な区画整理事業が進められました。これに伴い行われた宅地開発により、地区内の一部で人口の増加があり、これに対応する教育・保育施設が整備されています。

◆ 臼井・千代田区域

市の中西部に位置する臼井・千代田区域は、区域北部に京成臼井（うすい）駅があり、駅を中心とする住宅街、商業施設が多い地区と、印旛沼に代表される、自然環境が豊かな地区が混在しています。区域全体に住宅街が点在していることから、教育・保育施設も区域全体にバランスよく整備されています。

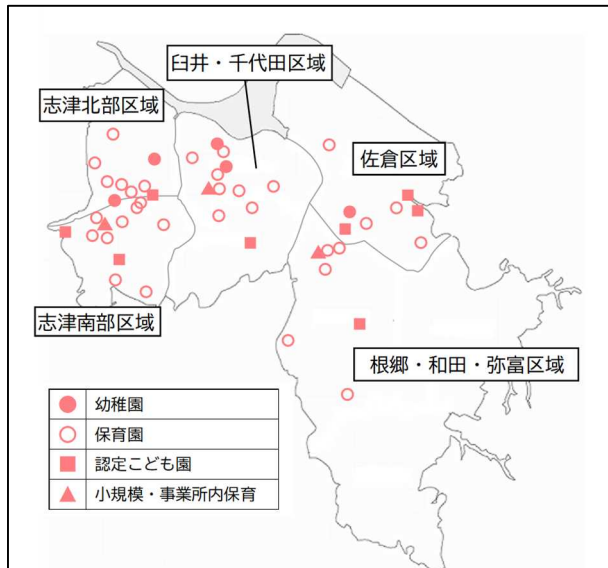
◆ 志津北部区域

市の北西部に位置する志津北部区域は、区域南部にユーカリが丘駅があり、ユーカリが丘駅を基点とする山万ユーカリが丘線が駅北側にラケット状に展開しています。

沿線には大規模マンション、住宅街が点在し、これまでも人口が多い区域でしたが、駅西側に大規模な区画整理事業が進められ、駅前にマンションが建設されるなど、今後も人口増加が見込まれています。

◆ 志津南部区域

市の南西部に位置する志津南部区域は、区域北部に志津駅があり、駅を中心とする広大な住宅街が広がっており、教育・保育施設も人口が多い地区を中心に整備されています。

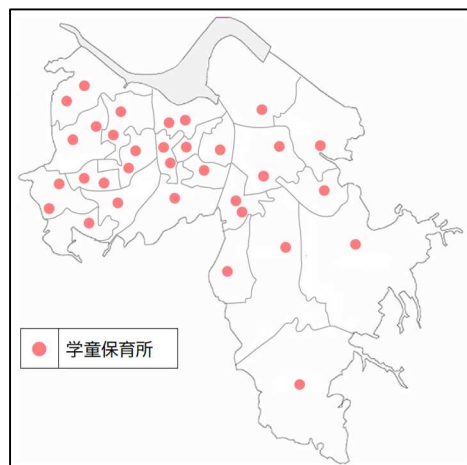


<23 区域（小学校区域）の対象事業>

放課後児童健全育成事業

<23 区域（小学校区域）の主な特徴>

学童保育所は、放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区を区域としました。



【本市における量の見込みの区域設定】

区分		区域	区域設定の理由
①教育・保育の提供		5区域	身近な地域で保育サービスを楽しむことができる範囲を考慮し、佐倉市高齢者福祉・介護計画で用いられている日常生活圏域と同様の5区域としました。※1
地域子ども・子育て支援事業	②延長保育事業	5区域	※1と同じ。
	③放課後児童健全育成事業	23区域	放課後、児童が一人で移動することが必要であることから、小学校区域としました。
	④子育て短期支援事業	1区域	市内全域のこどもを対象として事業を実施するため1区域としました。※2
	⑤地域子育て支援拠点事業	2区域	市内を東西に分け、2区域としました。※3
	⑥一時預かり事業	5区域	※1と同じ。
	⑦病児保育事業	1区域	※2と同じ。
	⑧ファミリーサポートセンター事業	1区域	※2と同じ。
	⑨利用者支援事業（基本型）	2区域	※3と同じ。
	利用者支援事業（こども家庭センター型）	1区域	※2と同じ。
	⑩乳児家庭全戸訪問事業	1区域	訪問事業であるため1区域としました。※4
	⑪妊婦健康診査事業	1区域	県内外の医療機関等を利用することを妊婦自身が選択できる事業であるため1区域としました。
	⑫養育支援訪問事業	1区域	※4と同じ。
	⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業	1区域	対象世帯への給付事業であり、地域性はないことから1区域としました。
	⑭子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	1区域	区域を分ける性質のものではないため1区域としました。※5
	⑮多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1区域	主に対象世帯への給付事業であり、地域性はないことから1区域としました。
	⑯子育て世帯訪問支援事業	1区域	※4と同じ。
	⑰児童育成支援拠点事業	1区域	※5と同じ。
	⑱親子関係形成支援事業	1区域	※5と同じ。
	⑲妊婦等包括相談支援事業	1区域	※5と同じ。
	⑳乳児等通園支援事業	1区域	※2と同じ。
	㉑産後ケア事業	1区域	※5と同じ。

4 教育・保育の提供

(1) 区域別量の見込みと確保量〈市全体〉

【1号（教育標準時間認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	1号認定こども		1,027	1,003	969	950	934
	教育利用希望の強い 2号		397	396	393	392	391
	合計（A）		1,424	1,399	1,362	1,342	1,325
確 保 方 策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	899	854	854	854	854	854
	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	1,590	1,590	1,380	1,380	1,380	1,380
	合計（B）	2,489	2,444	2,234	2,234	2,234	2,234
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			1,020	835	872	892	909

【2号（3～5歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	2号認定こども（A）		1,362	1,355	1,313	1,318	1,297
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	1,187	1,188	1,191	1,191	1,191
		認定 こども園	316	316	316	316	316
	合計（B）		1,503	1,504	1,507	1,507	1,507
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			142	152	194	189	210

【3号（2歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）		462	456	445	437	428
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	380	379	385	385	385
		認定 こども園	86	86	86	86	86
	地域型保育事業		17	17	17	17	17
	合計（B）		483	482	488	488	488
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			20	32	43	51	60

【3号（1歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み 量の 見込み	3号認定こども（A）			416	407	400	393	388
	確保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	327	329	335	335	335
		認定 こども園	65	65	65	65	65	65
地域型保育事業		15	15	15	15	15	15	
合計（B）		407	409	415	415	415	415	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A				▲7	8	15	22	27

【3号（0歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み 量の 見込み	3号認定こども（A）			201	197	193	190	185
	確保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	169	168	173	173	173
		認定 こども園	30	30	30	30	30	30
地域型保育事業		5	5	5	5	5	5	
合計（B）		204	203	208	208	208	208	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A				2	11	15	18	23

【確保方策（施設数）】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	幼稚園	1	1	0	0	0	0
	保育園	32	32	33	33	33	33
	認定こども園	8	8	8	8	8	8
地域型保育事業		3	3	3	3	3	3
幼稚園		4	4	4	4	4	4

<確保の内容>

◆ 確保量は、利用定員数です。

◆ 令和7年度 【新規開園】7月 保育園1園

◆ 令和11年度 【民間保育園へ移行】保育園1園

【 施設類型ごとの箇所数・定員数のまとめ 】（４月１日時点）

施設類型		令和６年度		令和７年度		令和８年度		令和９年度		令和10年度		令和11年度	
		か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員	か所	定員
幼稚園		5	1,590	5	1,590	4	1,380	4	1,380	4	1,380	4	1,380
	佐倉区域	1	210	1	210	0	0	0	0	0	0	0	0
	根郷・和田・弥富区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	臼井・千代田区域	2	770	2	770	2	770	2	770	2	770	2	770
	志津北部区域	2	610	2	610	2	610	2	610	2	610	2	610
	志津南部区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
保育園		32	2,063	32	2,064	33	2,084	33	2,084	33	2,084	33	2,084
	佐倉区域	4	310	4	310	4	310	4	310	4	310	4	310
	根郷・和田・弥富区域	5	288	5	288	5	288	5	288	5	288	5	288
	臼井・千代田区域	8	486	8	486	8	486	8	486	8	486	8	486
	志津北部区域	8	524	8	525	9	545	9	545	9	545	9	545
	志津南部区域	7	455	7	455	7	455	7	455	7	455	7	455
認定こども園		8	1,396	8	1,351	8	1,351	8	1,351	8	1,351	8	1,351
	佐倉区域	3	681 (465+216)	3	636 (420+216)	3	636 (420+216)	3	636 (420+216)	3	636 (420+216)	3	636 (420+216)
	根郷・和田・弥富区域	1	109 (73+36)	1	109 (73+36)	1	109 (73+36)	1	109 (73+36)	1	109 (73+36)	1	109 (73+36)
	臼井・千代田区域	1	75 (25+50)	1	75 (25+50)	1	75 (25+50)	1	75 (25+50)	1	75 (25+50)	1	75 (25+50)
	志津北部区域	1	105 (15+90)	1	105 (15+90)	1	105 (15+90)	1	105 (15+90)	1	105 (15+90)	1	105 (15+90)
	志津南部区域	2	426 (321+105)	2	426 (321+105)	2	426 (321+105)	2	426 (321+105)	2	426 (321+105)	2	426 (321+105)
地域型保育 (小規模保育事業等)		3	37	3	37	3	37	3	37	3	37	3	37
	佐倉区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	根郷・和田・弥富区域	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19	1	19
	臼井・千代田区域	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
	志津北部区域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	志津南部区域	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16	1	16

※認定こども園の（ ）の数字は、（教育＋保育）の人数内訳です。

(2) 区域別の量の見込みと確保量〈佐倉区域〉

【1号（教育標準時間認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	1号認定こども		269	267	262	258	256
	教育利用希望の強い 2号		99	101	102	103	104
	合計（A）		368	368	364	361	360
確 保 方 策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	465	420	420	420	420	420
	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	210	210	0	0	0	0
	合計（B）	675	630	420	420	420	420
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			262	52	56	59	60

【2号（3～5歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	2号認定こども（A）		271	271	268	266	265
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	182	182	182	182	182
		認定 こども園	150	150	150	150	150
	合計（B）		332	332	332	332	332
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			61	61	64	66	67

【3号（2歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量の	3号認定こども（A）			85	94	87	84	81
確保方策	特定教育・ 保育施設	保育園	57	57	57	57	57	57
		認定こども園	36	36	36	36	36	36
	地域型保育事業		0	0	0	0	0	0
	他区域からの充当		0	6	1	0	0	0
	他区域への充当		0	▲11	0	0	0	0
	合計（B）		93	88	94	93	93	93
	需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A				3	0	6	9

※令和7年度 根郷・和田・弥富区域から充当、臼井・千代田区域へ充当

【3号（1歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み 量の	3号認定こども（A）			75	69	67	65	64
確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	50	50	50	50	50	50
		認定 こども園	24	24	24	24	24	24
	地域型保育事業		0	0	0	0	0	0
	他区域からの充当		0	1	2	1	0	0
	他区域への充当		0	▲3	▲7	▲8	▲8	▲9
	合計（B）		74	72	69	67	66	65
	需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A				▲3	0	0	1

※令和7～9年度 臼井・千代田区域から充当、各年度 根郷・和田・弥富区域へ充当

【3号（0歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込みの 量	3号認定こども（A）		35	34	33	33	32
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	21	21	21	21	21	21
	保育園						
	認定 こども園	6	6	6	6	6	6
	地域型保育事業	0	0	0	0	0	0
	他区域からの充当	0	8	7	6	6	5
	合計（B）	27	35	34	33	33	32
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			0	0	0	0	0

※各年度 根郷・和田・弥富区域及び臼井・千代田区域から充当

【確保方策（施設数）】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	幼稚園	1	1	0	0	0	0
	保育園	4	4	4	4	4	4
	認定こども園	3	3	3	3	3	3
地域型保育事業		0	0	0	0	0	0
幼稚園		0	0	0	0	0	0

<確保の内容>

◆ 確保済み

(3) 区域別の量の見込みと確保量〈根郷・和田・弥富区域〉

【1号（教育標準時間認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	1号認定こども		24	23	21	21	21
	教育利用希望の強い 2号		5	4	4	4	4
	合計（A）		29	27	25	25	25
確 保 方 策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	73	73	73	73	73	73
	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	0	0	0	0	0	0
	合計（B）	73	73	73	73	73	73
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			44	46	48	48	48

【2号（3～5歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	2号認定こども（A）		162	153	145	146	146
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	165	165	165	165	165
		認定 こども園	18	18	18	18	18
	合計（B）		183	183	183	183	183
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			21	30	38	37	37

【3号（2歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）		62	66	65	66	65
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	53	53	53	53	53
		認定 こども園	6	6	6	6	6
	地域型保育事業		10	10	10	10	10
	他区域への充当		0	▲6	▲1	0	0
	合計（B）		69	63	68	69	69
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			1	2	4	3	4

※令和7・8年度 佐倉区域へ充当

【3号（1歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量の 見込み	3号認定こども（A）			68	68	69	69	70
	確保 方策	特定教育・ 保育施設		保育園	46	46	46	46
認定 こども園			6	6	6	6	6	
地域型保育事業		9	9	9	9	9		
他区域からの充当		0	3	7	8	8		
合計（B）		61	64	68	69	69		
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			▲4	0	0	0	0	

※各年度 佐倉区域から充当

【3号（0歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量の 見込み	3号認定こども（A）			28	28	27	27	26
	確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	24	24	24	24	24
認定 こども園			6	6	6	6	6	6
地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	
他区域への充当		0	▲2	▲2	▲3	▲3	▲4	
合計（B）		30	28	28	27	27	26	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A				0	0	0	0	0

※各年度 佐倉区域へ充当

【確保方策（施設数）】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	保育園	5	5	5	5	5	5
	認定こども園	1	1	1	1	1	1
地域型保育事業		1	1	1	1	1	1
幼稚園		0	0	0	0	0	0

<確保の内容>

◆ 令和11年度 【民間保育園へ移行】保育園1園

(4) 区域別の量の見込みと確保量〈臼井・千代田区域〉

【1号（教育標準時間認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	1号認定こども		266	257	249	243	236
	教育利用希望の強い 2号		116	114	111	109	107
	合計（A）		382	371	360	352	343
確 保 方 策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	25	25	25	25	25	25
	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	770	770	770	770	770	770
	合計（B）	795	795	795	795	795	795
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			413	424	435	443	452

【2号（3～5歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	2号認定こども（A）			290	297	289	300	290
	確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	286	286	286	286	286
認定 こども園			28	28	28	28	28	
合計（B）		314	314	314	314	314	314	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A				24	17	25	14	24

【3号（2歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量の 見込み	3号認定こども（A）			103	98	92	90	88
確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	85	85	85	85	85	85
		認定 こども園	9	9	9	9	9	9
	地域型保育事業		1	1	1	1	1	1
	他区域からの充当		0	11	5	0	0	0
	合計（B）		95	106	100	95	95	95
	需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			3	2	3	5	7

※令和7年度 佐倉区域から充当、令和8年度 志津北部区域から充当

【3号（1歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量の	3号認定こども（A）			96	91	88	86	84
確保方策	特定教育・ 保育施設	保育園	77	77	77	77	77	77
		認定こども園	7	7	7	7	7	7
	地域型保育事業		1	1	1	1	1	1
	他区域からの充当		0	12	8	4	2	0
	他区域への充当		0	▲1	▲2	▲1	0	0
	合計（B）		85	96	91	88	87	85
	需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A				0	0	0	1

※令和7～10年度 志津北部区域から充当、令和7～9年度 佐倉区域へ充当

【3号（0歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量の	3号認定こども（A）			44	43	42	41	40
確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	38	38	38	38	38	38
		認定 こども園	6	6	6	6	6	6
	地域型保育事業		0	0	0	0	0	0
	他区域からの充当		0	6	5	3	0	0
	他区域への充当		0	▲6	▲5	▲3	▲3	▲1
	合計（B）		44	44	44	44	41	43
	需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A				0	1	2	0

※令和7～9年度 志津北部区域から充当、各年度 佐倉区域へ充当

【確保方策（施設数）】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	保育園	8	8	8	8	8	8
	認定こども園	1	1	1	1	1	1
地域型保育事業		1	1	1	1	1	1
幼稚園		2	2	2	2	2	2

<確保の内容>

◆ 確保済み

(5) 区域別の量の見込みと確保量〈志津北部区域〉

【1号（教育標準時間認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	1号認定こども		263	260	256	252	250
	教育利用希望の強い 2号		106	108	111	113	114
	合計（A）		369	368	367	365	364
確 保 方 策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	15	15	15	15	15	15
	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	610	610	610	610	610	610
	合計（B）	625	625	625	625	625	625
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			256	257	258	260	261

【2号（3～5歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	2号認定こども（A）		327	334	333	336	332
確 保 方 策	特定教育・保育施設						
	保育園	297	298	301	301	301	301
	認定こども園	51	51	51	51	51	51
合計（B）		348	349	352	352	352	352
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			22	18	19	16	20

【3号（2歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量の 見込み	3号認定こども（A）			112	103	105	104	102
	確保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	99	98	104	104	104
認定 こども園			17	17	17	17	17	17
地域型保育事業		0	0	0	0	0	0	
他区域への充当		0	0	▲5	0	0	0	
合計（B）		116	115	116	121	121	121	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A				3	13	16	17	19

※令和8年度 臼井・千代田区域へ充当

【3号（1歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量の	3号認定こども（A）			100	100	99	98	97
確保方策	特定教育・ 保育施設	保育園	83	85	91	91	91	91
		認定こども園	16	16	16	16	16	16
	地域型保育事業		0	0	0	0	0	0
	他区域からの充当		0	11	1	0	0	0
	他区域への充当		0	▲12	▲8	▲4	▲2	0
	合計（B）		99	100	100	103	105	107
	需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			0	0	4	7	10

※令和7・8年度 志津南部区域から充当、令和7～10年度 臼井・千代田区域へ充当

【3号（0歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み 量の	3号認定こども（A）			46	45	45	44	43
確保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	45	44	49	49	49	49
		認定 こども園	6	6	6	6	6	6
	地域型保育事業		0	0	0	0	0	0
	他区域からの充当		0	4	0	0	0	0
	他区域への充当		0	▲6	▲5	▲3	0	0
	合計（B）		51	48	50	52	55	55
	需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			2	5	7	11	12

※令和7年度 志津南部区域から充当、令和7～9年度 臼井・千代田区域へ充当

【確保方策（施設数）】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	保育園	8	8	9	9	9	9
	認定こども園	1	1	1	1	1	1
地域型保育事業		0	0	0	0	0	0
幼稚園		2	2	2	2	2	2

<確保の内容>

◆ 令和7年度 【新規開園】7月 保育園1園

(6) 区域別の量の見込みと確保量〈志津南部区域〉

【1号（教育標準時間認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
量 の 見 込 み	1号認定こども		205	196	181	176	171
	教育利用希望の強い 2号		71	69	65	63	62
	合計（A）		276	265	246	239	233
確 保 方 策	特定教育・保育施設 （認定こども園）	321	321	321	321	321	321
	幼稚園及び預かり 保育（長時間・通年）	0	0	0	0	0	0
	合計（B）	321	321	321	321	321	321
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			45	56	75	82	88

【2号（3～5歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	2号認定こども（A）		312	300	278	270	264
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	257	257	257	257	257
		認定 こども園	69	69	69	69	69
	合計（B）		326	326	326	326	326
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			14	26	48	56	62

【3号（2歳・保育認定こども）】

単位：人

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見 込 の 量	3号認定こども（A）		100	95	96	93	92
確 保 方 策	特定教育・ 保育施設	保育園	86	86	86	86	86
		認定 こども園	18	18	18	18	18
	地域型保育事業		6	6	6	6	6
	合計（B）		110	110	110	110	110
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			10	15	14	17	18

【3号（1歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み 量の 見込み	3号認定こども（A）			77	79	77	75	73
	確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	71	71	71	71	71
認定 こども園			12	12	12	12	12	12
地域型保育事業		5	5	5	5	5	5	
他区域への充当		0	▲11	▲1	0	0	0	
合計（B）		88	77	87	88	88	88	
需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A				0	8	11	13	15

※令和7・8年度 志津北部区域へ充当

【3号（0歳・保育認定こども）】

単位：人

			令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
見込み量の 見込み	3号認定こども（A）			48	47	46	45	44
確保 方策	特定教育・ 保育施設	保育園	41	41	41	41	41	41
		認定 こども園	6	6	6	6	6	6
	地域型保育事業		5	5	5	5	5	5
	他区域への充当		0	▲4	0	0	0	0
	合計（B）		52	48	52	52	52	52
	需給バランス 確保（供給）B－見込み（需要）A			0	5	6	7	8

※令和7年度 志津北部区域へ充当

【確保方策（施設数）】

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
特定教育・ 保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0	0
	保育園	7	7	7	7	7	7
	認定こども園	2	2	2	2	2	2
地域型保育事業		1	1	1	1	1	1
幼稚園		0	0	0	0	0	0

<確保の内容>

◆ 確保済み

5 地域子ども・子育て支援事業の提供

(1) 延長保育事業

保育認定を受けたこどもを対象とし、通常保育時間以外の時間において、保育園、認定こども園等において保育を実施する事業です。

<提供区域> 5区域

<現状> (令和6年度時点)

◆ 延長時間は、下記のとおりとなります。

- 18時30分まで 保育園1園、認定こども園1園
- 19時まで 保育園19園、認定こども園2園、小規模保育事業所1か所
- 19時30分まで 小規模保育事業所1か所
- 20時まで 保育園12園

※開園時間も園により異なります。

<量の見込みと確保量>

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		857	849	830	829	818
B 確保量	2,274	2,239	2,259	2,259	2,259	2,259
(施設数)	37	36	37	37	37	37
B-A		1,382	1,410	1,429	1,430	1,441

<確保の内容>

- ◆ 確保量は、延長保育事業を実施している施設の利用定員数です。
- ◆ 延長保育を実施する施設では、事業を継続します。
- ◆ 令和7年度以降に開園する保育園についても、延長保育事業を実施するよう促します。
- ◆ 延長保育事業の時間拡大について検討します。

<区域別の量の見込みと確保量>

【佐倉区域】

単位：人

佐倉	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		113	110	105	102	99
B 確保量	310	310	310	310	310	310
(施設数)	4	4	4	4	4	4
B-A		197	200	205	208	211

【根郷・和田・弥富区域】

単位：人

根郷・和田・弥富	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		133	132	130	132	133
B 確保量	343	307	307	307	307	307
(施設数)	7	6	6	6	6	6
B-A		174	175	177	175	174

【臼井・千代田区域】

単位：人

臼井・千代田	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		181	181	176	179	175
B 確保量	536	536	536	536	536	536
(施設数)	9	9	9	9	9	9
B-A		355	355	360	357	361

【志津北部区域】

単位：人

志津北部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		238	237	237	237	234
B 確保量	614	615	635	635	635	635
(施設数)	9	9	10	10	10	10
B-A		377	398	398	398	401

【志津南部区域】

単位：人

志津南部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		192	189	182	179	177
B 確保量	471	471	471	471	471	471
(施設数)	8	8	8	8	8	8
B-A		279	282	289	292	294

(2) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により、日中、家庭にいない小学生に、放課後や長期休業中の遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図る事業です。

<提供区域> 23 区域（小学校区域）

<現状> （令和6年度時点）

- ◆ 高学年の受け入れができていない区域があるため、既存施設の拡張をするなど、定員を増加させる必要があります。
- ◆ 小学校の余裕教室や専用施設等を利用して37か所で実施し、1,886人の児童が在籍しています。（令和6年4月1日現在）
- ◆ 開所時間：月～金は放課後～19時、土曜日は7時～18時、長期休業期間は7時～19時です。
- ◆ 月額利用料は7,000円、ただし、8月は10,000円です。
- ◆ 運営は委託しています。

<放課後こども教室との連携について>

親の就労に関係なく参加でき、こどもたちが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験や活動ができる場の整備（放課後こども教室の整備）に着手します。

<量の見込みと確保量>

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		1,733	1,632	1,566	1,517	1,471
1年生		487	451	442	456	414
2年生		451	399	376	371	378
3年生		356	368	333	305	305
4年生		257	237	249	223	211
5年生		120	123	112	117	109
6年生		62	54	54	45	54
B 確保量	1,915	1,940	1,970	1,970	1,970	1,970
（施設数）	37	37	37	37	37	37
B-A		207	338	404	453	499

<確保の内容>

- ◆ 確保量は、定員数です。
- ◆ 高学年の受入れについては、余裕教室等を活用して場所を確保します。
- ◆ 定員を超過し過密状態になっている施設については、余裕教室の活用や専用施設の確保などを検討します。
- ◆ 令和7年度 【拡張】寺崎小学校区域 1 か所

<区域別の量の見込みと確保量>

【佐倉小学校区域】

単位：人

佐倉小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		125	120	119	116	117
1年生		36	35	35	35	33
2年生		33	31	30	30	30
3年生		25	24	25	22	22
4年生		15	14	14	14	15
5年生		11	11	10	11	12
6年生		5	5	5	4	5
B 確保量	120	120	120	120	120	120
(施設数)	2	2	2	2	2	2
B-A		▲5	0	1	4	3

【内郷小学校区域】

単位：人

内郷小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		54	49	50	46	44
1年生		16	14	14	14	12
2年生		11	9	8	8	8
3年生		5	6	6	5	5
4年生		13	11	13	11	10
5年生		4	4	4	4	4
6年生		5	5	5	4	5
B 確保量	65	65	65	65	65	65
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		11	16	15	19	21

【佐倉東小学校区域】

単位：人

佐倉東小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		41	37	36	34	33
1年生		11	9	9	9	8
2年生		11	9	8	8	8
3年生		10	11	10	9	9
4年生		6	5	6	5	5
5年生		3	3	3	3	3
6年生		0	0	0	0	0
B 確保量	60	60	60	60	60	60
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		19	23	24	26	27

【白銀小学校区域】

単位：人

白銀小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		42	40	38	36	35
1年生		14	12	12	12	10
2年生		9	8	7	7	7
3年生		8	9	8	7	7
4年生		3	3	3	3	3
5年生		5	5	5	5	5
6年生		3	3	3	2	3
B 確保量	40	40	40	40	40	40
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		▲2	0	2	4	5

【根郷小学校区域】

単位：人

根郷小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		113	107	103	99	93
1年生		26	23	23	23	20
2年生		28	25	22	22	22
3年生		19	22	19	17	17
4年生		22	19	22	20	17
5年生		11	11	10	11	10
6年生		7	7	7	6	7
B 確保量	115	115	115	115	115	115
(施設数)	2	2	2	2	2	2
B-A		2	8	12	16	22

【寺崎小学校区域】

単位：人

寺崎小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		133	124	118	113	107
1年生		44	39	39	39	33
2年生		48	42	37	37	38
3年生		23	26	23	21	21
4年生		15	14	16	14	12
5年生		1	1	1	1	1
6年生		2	2	2	1	2
B 確保量	115	140	140	140	140	140
(施設数)	3	3	3	3	3	3
B-A		7	16	22	27	33

【山王小学校区域】

単位：人

山王小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		42	39	38	36	35
1年生		12	10	10	10	9
2年生		8	7	6	6	6
3年生		5	6	6	5	5
4年生		6	5	6	5	5
5年生		9	9	8	9	8
6年生		2	2	2	1	2
B 確保量	65	65	65	65	65	65
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		23	26	27	29	30

【和田小学校区域】

単位：人

和田小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		21	19	19	17	18
1年生		3	2	2	2	2
2年生		3	2	2	2	2
3年生		5	5	5	4	4
4年生		3	3	3	3	3
5年生		3	3	3	3	3
6年生		4	4	4	3	4
B 確保量	30	30	30	30	30	30
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		9	11	11	13	12

【弥富小学校区域】

単位：人

弥富小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		21	19	19	18	18
1年生		5	4	4	4	4
2年生		3	2	2	2	2
3年生		2	2	2	2	2
4年生		5	5	5	5	4
5年生		4	4	4	4	4
6年生		2	2	2	1	2
B 確保量	50	50	50	50	50	50
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		29	31	31	32	32

【臼井小学校区域】

単位：人

臼井小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		37	36	36	34	36
1年生		9	10	10	9	10
2年生		9	8	9	9	8
3年生		12	12	11	11	12
4年生		7	6	6	5	6
5年生		0	0	0	0	0
6年生		0	0	0	0	0
B 確保量	50	50	50	50	50	50
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		13	14	14	16	14

【印南小学校区域】

単位：人

印南小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		31	31	31	30	30
1年生		12	13	13	12	13
2年生		9	8	9	9	8
3年生		2	2	2	2	2
4年生		5	4	4	4	4
5年生		3	4	3	3	3
6年生		0	0	0	0	0
B 確保量	70	70	70	70	70	70
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		39	39	39	40	40

【千代田小学校区域】

単位：人

千代田小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		54	51	50	50	51
1年生		13	14	14	13	14
2年生		12	11	12	12	11
3年生		15	14	13	14	15
4年生		10	8	8	8	8
5年生		2	3	2	2	2
6年生		2	1	1	1	1
B 確保量	65	65	65	65	65	65
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		11	14	15	15	14

【間野台小学校区域】

単位：人

間野台小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		91	89	90	90	88
1年生		28	29	29	28	28
2年生		30	28	30	31	28
3年生		20	18	18	18	18
4年生		13	14	13	13	14
5年生		0	0	0	0	0
6年生		0	0	0	0	0
B 確保量	70	70	90	90	90	90
(施設数)	2	2	2	2	2	2
B-A		▲21	1	0	0	2

※令和6・7年度 臼井老幼の館学童保育所は、王子台小学校区域と重複するが、確保量は、間野台小学校区域に10、王子台小学校区域に25計上

※令和8年度以降 確保量は、間野台学童保育所のみ計上

【王子台小学校区域】

単位：人

王子台小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		66	65	64	64	64
1年生		20	21	22	20	21
2年生		15	14	15	16	14
3年生		18	17	16	17	17
4年生		8	8	7	7	8
5年生		3	4	3	3	3
6年生		2	1	1	1	1
B 確保量	55	55	65	65	65	65
(施設数)	2	2	2	2	2	2
B-A		▲11	0	1	1	1

※令和6・7年度 臼井老幼の館学童保育所は、間野台小学校区域と重複するが、確保量は、間野台小学校区域に10、王子台小学校区域に25計上

※令和8年度以降 確保量は、王子台学童保育所及び臼井老幼の館学童保育所を計上

【染井野小学校区域】

単位：人

染井野小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		32	31	31	30	31
1年生		8	8	8	8	8
2年生		8	7	8	8	7
3年生		12	12	11	11	12
4年生		4	4	4	3	4
5年生		0	0	0	0	0
6年生		0	0	0	0	0
B 確保量	45	45	45	45	45	45
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		13	14	14	15	14

【志津小学校区域】

単位：人

志津小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		95	88	81	80	77
1年生		17	15	14	16	14
2年生		25	21	19	19	20
3年生		21	22	19	17	17
4年生		18	17	17	15	14
5年生		10	10	9	10	9
6年生		4	3	3	3	3
B 確保量	100	100	100	100	100	100
(施設数)	2	2	2	2	2	2
B-A		5	12	19	20	23

【井野小学校区域】

単位：人

井野小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		143	133	125	121	117
1年生		42	38	36	39	34
2年生		36	31	28	27	30
3年生		24	25	22	19	19
4年生		15	14	15	13	12
5年生		15	15	14	14	12
6年生		11	10	10	9	10
B 確保量	155	145	145	145	145	145
(施設数)	3	3	3	3	3	3
B-A		2	12	20	24	28

※令和6年度 第二井野学童保育所は、小竹小学校区域と重複するが、確保量は井野小学校区域に計上

※令和7年度以降 第二井野学童保育所は、小竹小学校区域と重複するが、確保量は井野小学校区域に30、小竹小学校区域に10計上

【小竹小学校区域】

単位：人

小竹小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		61	56	53	51	48
1年生		15	13	13	14	12
2年生		20	17	16	15	16
3年生		18	18	16	14	14
4年生		4	4	4	4	3
5年生		4	4	4	4	3
6年生		0	0	0	0	0
B 確保量	60	70	70	70	70	70
(施設数)	2	2	2	2	2	2
B-A		9	14	17	19	22

※令和6年度 第二井野学童保育所は、井野小学校区域と重複するが、確保量は井野小学校区域に計上

※令和7年度以降 第二井野学童保育所は、井野小学校区域と重複するが、確保量は井野小学校区域に30、小竹小学校区域に10計上

【青菅小学校区域】

単位：人

青菅小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		167	156	146	141	134
1年生		40	36	34	38	33
2年生		41	36	32	31	34
3年生		34	35	30	27	26
4年生		33	31	33	28	25
5年生		14	14	13	13	12
6年生		5	4	4	4	4
B 確保量	195	195	195	195	195	195
(施設数)	4	4	4	4	4	4
B-A		28	39	49	54	61

【上志津小学校区域】

単位：人

上志津小学校区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		82	77	71	70	66
1年生		26	23	22	24	21
2年生		17	15	13	13	14
3年生		18	19	17	15	14
4年生		11	11	11	10	9
5年生		7	7	6	6	6
6年生		3	2	2	2	2
B 確保量	110	110	110	110	110	110
(施設数)	2	2	2	2	2	2
B-A		28	33	39	40	44

【下志津小学校区域】

単位：人

下志津小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		59	53	50	48	47
1年生		16	14	14	15	13
2年生		19	16	15	14	16
3年生		11	12	10	9	9
4年生		10	9	9	8	7
5年生		1	1	1	1	1
6年生		2	1	1	1	1
B 確保量	65	65	65	65	65	65
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		6	12	15	17	18

【南志津小学校区域】

単位：人

南志津小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		70	65	61	59	56
1年生		25	22	21	23	20
2年生		16	14	13	12	13
3年生		14	15	13	11	11
4年生		9	8	9	7	7
5年生		6	6	5	6	5
6年生		0	0	0	0	0
B 確保量	65	65	65	65	65	65
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		▲5	0	4	6	9

【西志津小学校区域】

単位：人

西志津小学校 区域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		153	147	137	134	126
1年生		49	47	44	49	42
2年生		40	38	35	33	36
3年生		35	36	31	28	27
4年生		22	20	21	18	16
5年生		4	4	4	4	3
6年生		3	2	2	2	2
B 確保量	150	150	150	150	150	150
(施設数)	3	3	3	3	3	3
B-A		▲3	3	13	16	24

(3) 子育て短期支援事業

保護者が、病気やけが、育児による疲労やストレスなど、身体上、精神上、環境上の理由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行う事業です。

<提供区域> 1 区域（市内全域）

<現状> （令和6年度時点）

◆ 平成28年度から、乳児院に委託し、ショートステイを実施しています。

※3歳未満の子を対象に7日間を限度に預かり

◆ 令和5年度は、延べ4人の利用がありました。

<量の見込みと確保量>

単位：日

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		56	56	56	56	56
B 確保量	718	718	718	718	718	718
（施設数）	1	1	1	1	1	1
B-A		662	662	662	662	662

<確保の内容>

◆ 確保量は、確保日数を表し、「1日当たりの枠2枠×開所日数359日」で算出しています。

◆ 令和7年度～11年度 増減なし

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳児・幼児とその保護者が自由に利用し、遊びを通して交流する場を提供するとともに、子育てに役立つ情報を提供するほか、子育て講座の実施や子育てに関する相談を受ける事業です。

<提供区域> 2区域

<現状> (令和6年度時点)

◆ 佐倉市子育て交流センター1か所、佐倉市子育て支援センター1か所、公立保育園6園(休止中)、私立保育園6園、私立認定こども園2園、専用施設2か所において本事業を実施しています。(令和6年4月1日時点)

◆ 令和5年度は、延べ14,279組の利用がありました。

◆ 令和7年度から、事業内容に託児事業を追加します。

<量の見込みと確保量>

単位：組

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		14,976	14,976	14,976	14,976	14,976
B 確保量	34,560	29,280	29,280	29,280	29,280	29,280
(施設数)	12	10	10	10	10	10
B-A		14,304	14,304	14,304	14,304	14,304

※施設数は、休止中の施設を除く

<確保の内容>

◆ 確保量は、「1日当たりの受入れ可能な利用組数×開所日数」で算出しています。

<区域別の量の見込みと確保量>

【佐倉・根郷・和田・弥富区域】

単位：組

佐倉・根郷・ 和田・弥富	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		10,080	10,080	10,080	10,080	10,080
B 確保量	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800	16,800
(施設数)	5	5	5	5	5	5
B-A		6,720	6,720	6,720	6,720	6,720

【臼井・千代田・志津北部・志津南部区域】

単位：組

臼井・千代田・ 志津北部・ 志津南部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		4,896	4,896	4,896	4,896	4,896
B 確保量	17,760	12,480	12,480	12,480	12,480	12,480
(施設数)	7	5	5	5	5	5
B-A		7,584	7,584	7,584	7,584	7,584

(5) 一時預かり事業

病気やけが、冠婚葬祭、仕事など、保護者の事情でやむを得ず家庭での保育が困難になった時に、幼稚園及び保育園でこどもを一時的に預かる事業です。

一般型においては、日常生活上の突発的な事情や育児疲れ等の場合にも利用することができます。

<提供区域> 5区域

<現状> (令和6年度時点)

- ◆ 【幼稚園型】すべての幼稚園・認定こども園で、在園児を対象に実施しています。
- ◆ 【一般型】公立保育園全6園、私立保育園6園、小規模保育事業所1園で実施しています。(令和6年5月1日時点)
- ◆ 【余裕活用型】私立保育園2園で実施しています。
(※入園児童が定員になり次第、受入終了となることから、量の見込みと確保量には反映しておりません。)
- ◆ 令和5年度は、幼稚園型で延べ30,241人、一般型で延べ7,787人の利用がありました。

<量の見込みと確保量>

【幼稚園型（幼稚園・認定こども園）】

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		30,241	30,241	30,241	30,241	30,241
B 確保量	100,073	90,913	90,684	89,997	89,768	89,539
(施設数)	13	13	12	12	12	12
B-A		60,672	60,443	59,756	59,527	59,298

<確保の内容>

◆ 確保量は、「預かり保育の無償化の対象者数（新2号、新3号認定を受けた方の数）×全園の開所日数の平均日数」で算出しています。

◆ 量の見込み分の確保はできています。

<量の見込みと確保量>

【一般型※1】

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		9,197	11,665	11,665	11,665	11,665
B 確保量	9,360	10,800	13,680	13,680	13,680	13,680
(施設数)	13	15	19	19	19	19
B-A		1,603	2,015	2,015	2,015	2,015

※1 一般型……主に保育園等において、在園児以外の乳幼児を一時的に預かる事業

※表中の「量の見込み」は年間の延べ利用人数（見込数）を表します。

<確保の内容>

◆ 確保量は、1施設当たり保育士2人で0歳児を3人預かると仮定し、「0歳児3人×月20日間×12か月×施設数」で算出しています。

◆ 志津南部区域の確保量が不足しているため、隣接する志津北部区域から充当することで確保することとしました。

◆ 令和7年度 【施設増】 2施設、7月～1施設

◆ 令和8年度 【施設増】 3施設

<区域別の量の見込みと確保量>

【幼稚園型・佐倉区域】

単位：人

佐倉	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		6,328	6,328	6,328	6,328	6,328
B 確保量	28,396	22,671	23,129	23,358	23,587	23,816
(施設数)	4	4	3	3	3	3
B-A		16,343	16,801	17,030	17,259	17,488

【幼稚園型・根郷・和田・弥富区域】

単位：人

根郷・和田・弥富	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		550	550	550	550	550
B 確保量	1,145	1,145	916	916	916	916
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		595	366	366	366	366

【幼稚園型・臼井・千代田区域】

単位：人

臼井・千代田	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		11,021	11,021	11,021	11,021	11,021
B 確保量	28,167	26,564	26,106	25,419	24,961	24,503
(施設数)	3	3	3	3	3	3
B-A		15,543	15,085	14,398	13,940	13,482

【幼稚園型・志津北部区域】

単位：人

志津北部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		6,455	6,455	6,455	6,455	6,455
B 確保量	24,503	24,274	24,732	25,419	25,877	26,106
(施設数)	3	3	3	3	3	3
B-A		17,819	18,277	18,964	19,422	19,651

【幼稚園型・志津南部区域】

単位：人

志津南部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		5,887	5,887	5,887	5,887	5,887
B 確保量	17,862	16,259	15,801	14,885	14,427	14,198
(施設数)	2	2	2	2	2	2
B-A		10,372	9,914	8,998	8,540	8,311

【一般型・佐倉区域】

単位：人

佐倉	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		1,605	1,605	1,605	1,605	1,605
B 確保量	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160	2,160
(施設数)	3	3	3	3	3	3
B-A		555	555	555	555	555

【一般型・根郷・和田・弥富区域】

単位：人

根郷・和田・弥富	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		2,066	2,755	2,755	2,755	2,755
B 確保量	2,160	2,160	2,880	2,880	2,880	2,880
(施設数)	3	3	4	4	4	4
B-A		94	125	125	125	125

【一般型・臼井・千代田区域】

単位：人

臼井・千代田	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		530	1,060	1,060	1,060	1,060
B 確保量	720	720	1,440	1,440	1,440	1,440
(施設数)	1	1	2	2	2	2
B-A		190	380	380	380	380

【一般型・志津北部区域】

単位：人

志津北部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		1,892	2,365	2,365	2,365	2,365
B1 確保量		2,880	3,600	3,600	3,600	3,600
他区域への充当		▲250	▲300	▲300	▲300	▲300
B2 最終的な確保量	2,160	2,630	3,300	3,300	3,300	3,300
(施設数)	3	4	5	5	5	5
B2-A		738	935	935	935	935

【一般型・志津南部区域】

単位：人

志津南部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		3,104	3,880	3,880	3,880	3,880
B1 確保量		2,880	3,600	3,600	3,600	3,600
他区域からの充当		250	300	300	300	300
B2 最終的な確保量	2,160	3,130	3,900	3,900	3,900	3,900
(施設数)	3	4	5	5	5	5
B2-A		26	20	20	20	20

(6) 病児保育事業

病気や病気の回復期にあるこどもを対象に、保育園等での集団生活が困難で、かつ保護者の事情により家庭で保育できない時に、一時的に預かる事業です。

＜提供区域＞ 1 区域（市内全域）

＜現状＞ （令和6年度時点）

- ◆ 病後児保育は佐倉地区1か所（平成25年8月～）、志津地区1か所（平成24年12月～）で実施しています。
- ◆ 平成29年5月から志津地区で「病児保育事業」を開始しました。
- ◆ 令和5年度は、延べ205人の利用がありました。

＜量の見込みと確保量＞

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		250	380	400	400	400
B 確保量	2,430	2,430	3,240	3,240	3,240	3,240
（施設数）	3	3	4	4	4	4
B-A		2,180	2,860	2,840	2,840	2,840

＜確保の内容＞

- ◆ 確保量は、「定員3人×年間稼働日数270日×3施設」で算出しています。
- ◆ 利用者の利便性向上のため、施設数の増加を図ります。

(7) ファミリーサポートセンター事業

こどもの預かりや送迎などの援助を受けることを希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）が相互に助け合い、地域の中で子育てをすることを支援する事業です。

<提供区域> 1 区域（市内全域）

<現状> （令和6年度時点）

- ◆ 佐倉市ファミリーサポートセンター1か所（委託）
- ◆ 令和5年度は、延べ4,116件の利用がありました。

<量の見込みと確保量>

単位：件

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		4,745	5,475	5,475	5,475	5,475
B 確保量	6,372	6,372	6,372	6,372	6,372	6,372
（施設数）	1	1	1	1	1	1
B-A		1,627	897	897	897	897

<確保の内容>

- ◆ 確保量は、「提供会員177人×1人当たりの活動月3回×12か月」で算出しています。
- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。

(8) 利用者支援事業

◆ 基本型

こどもや保護者の身近な場所で、子育てコンシェルジュが、幼稚園、保育園、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や必要に応じて、相談・助言を行うとともに関係機関との連絡調整を行う事業です。

◆ こども家庭センター型

保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施するとともに、こども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務を行うことにより、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援や虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた対応など市町村としての相談支援体制を構築する事業です。

<提供区域> 基本型：2区域、こども家庭センター型：1区域

<現状> 令和6年度時点

◆ 基本型

平成26年10月より市内2か所（こども保育課及び民間事業者）で開始し、令和5年3月からは子育て交流センターも加わり、市内3か所で実施しています。

令和5年度の基本型の相談件数は、延べ2,519件でした。

◆ こども家庭センター型

令和6年4月1日、こども家庭課内に開設しました。

<量の見込みと確保量>

【基本型：全域】

単位：件

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		3,520	3,900	4,420	4,680	4,680
B 確保量 (相談可能人数)	3,900	2,860	4,420	4,680	5,460	5,460
(施設数)	3	3	4	4	4	4
B-A		▲660	520	260	780	780

【基本型：佐倉・根郷・和田・弥富】

単位：件

佐倉・根郷・ 和田・弥富	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		1,300	1,560	1,820	1,820	1,820
B 確保量 (相談可能人数)	2,340	1,300	1,820	1,820	2,080	2,080
(施設数)	2	2	2	2	2	2
B-A		0	260	0	260	260

【基本型：臼井・千代田・志津北部・志津南部区域】

単位：件

臼井・千代田・ 志津北部・ 志津南部	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		2,220	2,340	2,600	2,860	2,860
B 確保量 (相談可能人数)	1,560	1,560	2,600	2,860	3,380	3,380
(施設数)	1	1	2	2	2	2
B-A		▲660	260	260	520	520

【こども家庭センター型】

単位：件

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		847	847	847	847	847
B 確保量 (相談可能人数)	847	847	847	847	847	847
(施設数)	1	1	1	1	1	1
B-A		0	0	0	0	0

<確保の内容>

- ◆ 確保量について、基本型は、「施設ごとの週当たりの相談件数×52週」で算出しています。こども家庭センター型は、こども家庭センター型としての実績がないため、令和3年度から令和5年度の家庭児童相談件数の平均値としています。
- ◆ 基本型は、志津地区に1か所増設する予定です。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業 (新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問事業)

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。訪問事業を実施することで、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とし、乳児家庭の孤立を防ぎ、乳児の健全な育成環境を確保する事業です。

＜提供区域＞ 1 区域（市内全域）

＜現状＞ 令和6年度時点

- ◆ 対象者から、出生通知書（ハガキ）や電話、メール等で訪問希望の連絡があれば、約2週間以内に日程調整の電話連絡を行い、保健師や助産師等が約束した日に訪問しています。
- ◆ 通知書の返送がない場合は、電話による勧奨のほか直接訪問を行う等により、育児状況の確認を行っています。
- ◆ 令和5年度は出生したこども715人に対し、訪問人数714人、実施率は99.9%でした。

＜量の見込みと確保量＞

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		752	736	720	707	693
B 確保量	772	752	736	720	707	693
B-A		0	0	0	0	0

＜確保の内容＞

- ◆ 確保量は、第5次佐倉市総合計画中期基本計画における0歳児の人口推計値となっています。
- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。

(10) 妊婦健康診査事業

妊婦健康診査に係る費用を助成することで、妊娠期に必要な健康診査の受診を促し、疾病の早期発見、予防に努め、健やかな妊娠、出産を支援する事業です。

<提供区域> 1 区域（市内全域）

<現状> 令和6年度時点

- ◆ 国の「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に基づき、妊婦1人あたり14回の健康診査の実施に要する費用を助成する受診票を交付しています。
- ◆ 県内外の医療機関、助産所に委託して実施しています。
- ◆ 令和5年度は733人の妊婦に対して、妊婦健康診査受診券を10,262枚発券し、利用されたのは8,731枚、利用率（受診率）は85.1%でした。

<量の見込みと確保量>

単位：枚

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		8,904	8,712	8,520	8,364	8,196
B 確保量	9,144	8,904	8,712	8,520	8,364	8,196
B-A		0	0	0	0	0

<確保の内容>

- ◆ 確保量は、「（第5次佐倉市総合計画中期基本計画における0歳児の人口推計値－多胎の出生推計10人）×平均受診回数12回」で算出しています。
- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。
- ◆ 母子健康手帳交付時に受診票を渡すことで周知を図り、利用を促進します。

(11) 養育支援訪問事業

児童福祉法に基づき、養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

＜提供区域＞ 1 区域（市内全域）

＜現状＞ 令和6年度時点

- ◆ 乳児家庭全戸訪問事業や関係機関からの連絡等により、子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、虐待の恐れやリスクを抱える家庭を把握し、保健師や養育サポーター等が訪問し、相談や支援を行っています。
- ◆ 令和5年度の延べ訪問件数は288件です。
なお、令和5年度まで行っていた育児家事援助は、令和6年度から子育て世帯訪問支援事業で行うこととなります。

＜量の見込みと確保量＞

単位：件

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		294	294	294	294	294
B 確保量	294	294	294	294	294	294
B-A		0	0	0	0	0

＜確保の内容＞

- ◆ 確保量は、「令和2年度から令和5年度までの養育支援訪問事業のうち、専門的相談支援及び養育サポーターの平均件数」となっています。
- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。
- ◆ 関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の利用につなげていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ◆ 「教育・保育給付認定保護者に対する日用品・文房具等に要する費用の補助」
低所得で生計維持が困難である教育・保育認定保護者のこどもが、特定教育・保育を受けた際に、当該保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等（実費徴収額）を助成する事業です。
- ◆ 「施設等利用給付認定保護者に対する副食材料費に要する費用の補助」
幼稚園を利用する年収360万円未満世帯相当のこども、または第3子以降のこどもの保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）に係る実費徴収額に対して、一部を補助する事業です。
なお、本市では、主食費分も含めて給食費の補助を実施します。

<提供区域> 1 区域（市内全域）

<量の見込みと確保量>

本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

(13) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- ◆ 児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資するため、子どもを守る地域ネットワークの要保護児童対策調整機関の職員や子どもを守る地域ネットワークを構成する関係機関等の専門性強化及び地域ネットワーク構成員の連携強化を図る事業です。

<提供区域> 1 区域（市内全域）

<量の見込みと確保量>

本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

(14) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

◆ 「新規参入施設等への巡回支援」

保育園などの特定教育・保育施設等を新設する際に、運営や実施に関する相談・助言、手続きに関する支援等を行うことで、民間事業者の新規参入を支援する事業です。

◆ 「認定こども園特別支援教育・保育経費」

健康面や発達面において特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助する事業です。

◆ 「地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」

地域等のニーズに応えるため、就学前のこどもを対象とした野外保育等の多様な集団活動について、利用する幼児の保護者の負担軽減のため、利用料を一部補助する事業です。

<提供区域> 1 区域（市内全域）

<現状> 令和6年度時点

◆ 「新規参入施設等への巡回支援」と「認定こども園特別支援教育・保育経費」については、令和6年度時点では事業を実施しておりません。

◆ 「地域における小学校就学前のこどもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援」について、令和5年度は、1つの集団活動に在籍する児童3人の利用料の一部補助を行っています。

<量の見込みと確保量>

本事業は、市が事業の確保量を計画する性質の事業ではないことから、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

(15) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防止する事業です。

＜提供区域＞ 1 区域（市内全域）

＜現状＞ 令和6年度時点

◆ 令和6年度に開始した事業であるため、実績等はありません。

＜量の見込みと確保量＞

単位：件

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		73	73	73	73	73
B 確保量	73	73	73	73	73	73
B-A		0	0	0	0	0

＜確保の内容＞

◆ 確保量は、「令和2年度から令和5年度までの養育支援訪問事業のうち、家事支援・育児支援の平均件数」となっています。

◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。

◆ 家庭が抱える不安や悩みを丁寧に聞き取り、支援につなげていきます。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じてサポートを行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

＜提供区域＞ 1 区域（市内全域）

＜現状＞ 令和6年度時点

◆ 令和6年度時点では、事業を実施しておりませんが、今後、市の方針について検討します。

＜量の見込みと確保量＞

本事業は、今後、市の方針について検討していくため、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

(17) 親子関係形成支援事業

親子間における適切な関係性の構築を図るため、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行う事業です。

＜提供区域＞ 1 区域（市内全域）

＜現状＞ 令和6年度時点

◆ 令和6年度時点では、事業を実施しておりませんが、今後、市の方針について検討します。

＜量の見込みと確保量＞

本事業は、今後、市の方針について検討していくため、「量の見込み」と「確保量」の設定は行いません。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

＜提供区域＞ 1 区域（市内全域）

＜現状＞ 令和6年度時点

◆ 令和7年度に開始となる事業であるため、実績等はありません。

＜量の見込みと確保量＞

単位：件

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		1,781	1,742	1,704	1,673	1,639
B 確保量	1,829	1,781	1,742	1,704	1,673	1,639
B-A		0	0	0	0	0

＜確保の内容＞

- ◆ 確保量は、「(第5次佐倉市総合計画中期基本計画における0歳児の人口推計値－多胎の出生推計10人)×面談回数2.4回」で算出しています。
- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。

(19) 乳児等通園支援事業

満3歳未満のこどもに適切な遊びや生活の場を提供し、保護者の心身や養育環境を支援する事業です。この制度は、就労要件を問わず、月一定時間までの利用が可能です。

＜提供区域＞ 1 区域（市内全域）

＜現状＞ 令和6年度時点

◆ 令和8年度から開始となる事業であるため、実績等はありません。

＜量の見込みと確保量＞

単位：人／月

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み			55	54	53	51
B 確保量			24	76	76	76
（施設数）			6	19	19	19
B-A			▲31	22	23	25

＜確保の内容＞

- ◆ 確保量は、「1月当たりの利用人数」を表しています。「1月当たりの受入れ可能時間数×定員1人当たりの受入れ可能時間数176時間（8時間×22日）」で算出しています。
- ◆ 令和8年度 公立保育園6園で開始予定
- ◆ 令和9年度 民間保育園13園で開始予定

(20) 産後ケア事業

出産後の母子に対して宿泊型・日帰り型・訪問型による心身のケアや育児のサポートを行います。

＜提供区域＞ 1 区域（市内全域）

＜現状＞ 令和6年度時点

◆ 令和5年度は、355人の利用がありました。

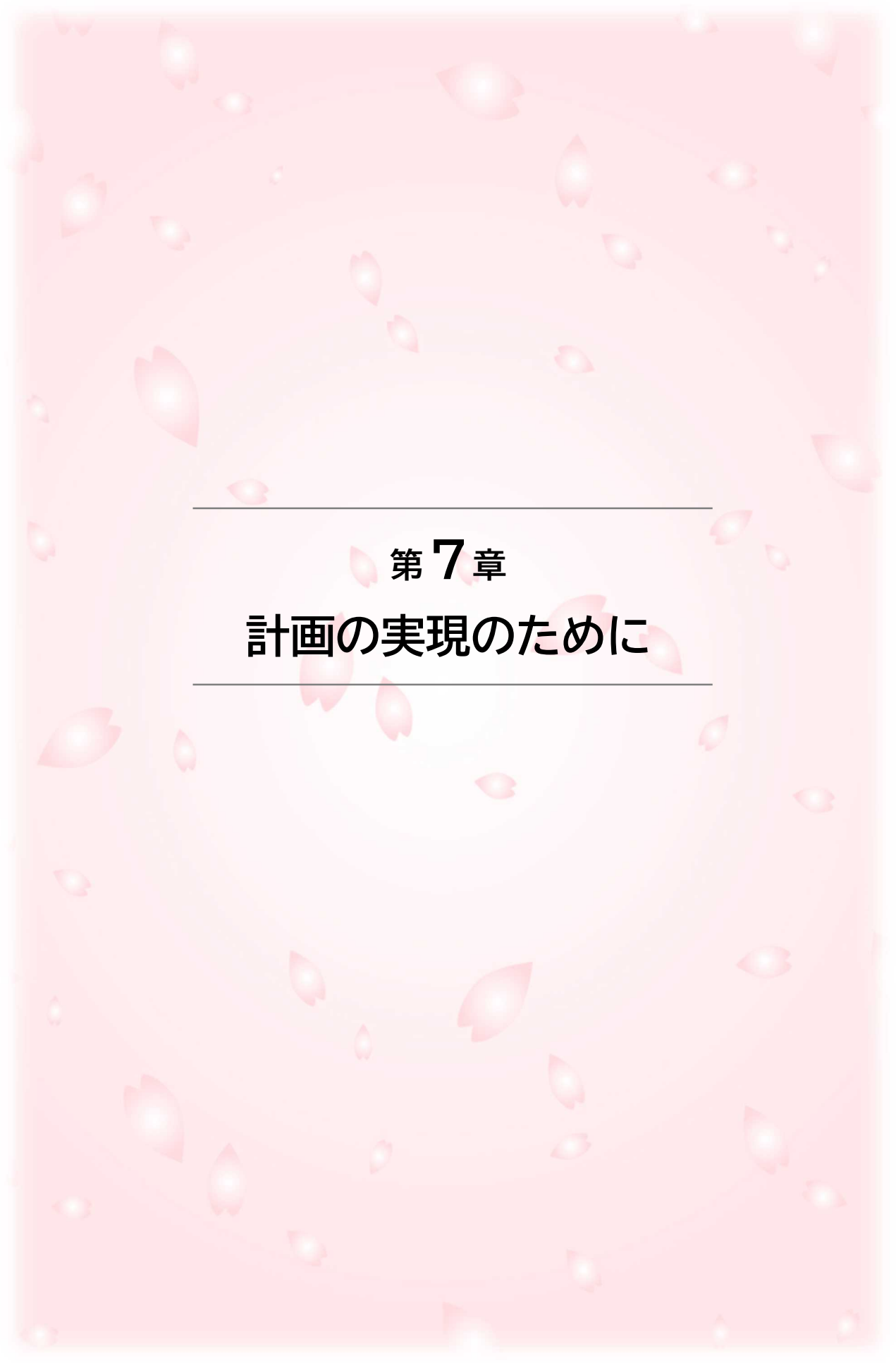
＜量の見込みと確保量＞

単位：人

市内全域	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
A 量の見込み		356	348	341	335	328
B 確保量	366	356	348	341	335	328
B-A		0	0	0	0	0

＜確保の内容＞

- ◆ 確保量は、「(第5次佐倉市総合計画中期基本計画における0歳児の人口推計値－多胎の出生推計10人) × 要支援率12% × 平均利用日数4日」で算出しています。
- ◆ 量の見込み分の確保はできている状況です。

The background is a light pink color with a subtle pattern of falling pink petals. In the center, there is a faint, multi-layered circular swirl or mandala-like design. The text is centered within this design.

第7章

計画の実現のために

第7章

計画の実現のために

1 計画の推移体制

本計画では、4つの基本目標を達成するための12の重点施策を定め、その他の取組を含めて施策を展開することとしました（第4章）。また、乳幼児期の教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容及びその時期などを定めました（第5章）。また、こどもの貧困対策に関する施策も展開していきます（第6章）。

計画の推進にあたっては、市だけでなく、これまで同様、民間活力や国・県の財政支援を最大限活用し、本計画の実現に向け、関係機関と連携して施策に取り組むとともに、幼稚園、保育園、認定こども園等、地域子ども・子育て支援事業の事業者、学校などの意見や、こども大綱の理念を踏まえ、こども・若者の意見を反映させるなど、多くの方の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

2 計画の進捗管理

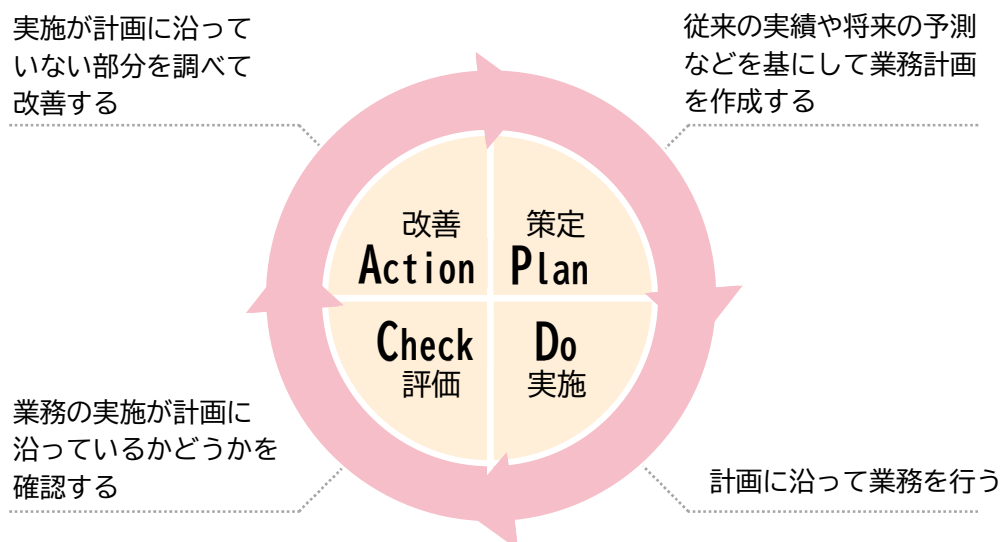
本計画を実効性のあるものとして推進するために、計画に基づく施策の進捗状況とともに、計画全体の成果を検証することが重要です。

このため、「佐倉市子育て支援推進委員会」及び「佐倉市青少年問題協議会」において、その進捗状況を確認していきます。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証結果に基づき、必要に応じて改善を図ります。

なお、計画を効果的かつ実効性のあるものとするため、こどもの意見聴取を行いながら、PDCAサイクルによる効率的な進捗管理を行います。

PDCAサイクルのイメージ



資料編 1

計画策定の経過

1 計画策定の経過

時期	経緯
令和6年5～6月	ニーズ調査実施（就学前児童保護者、小学生保護者、中学生保護者、小学生本人、中学生本人、青少年）
令和6年6月7日	第1回佐倉市子育て支援推進委員会
令和6年7月26日	第1回佐倉市青少年問題協議会
令和6年8月2日	第2回佐倉市子育て支援推進委員会
令和6年8月23日	第1回庁内検討会議（関係課長）
令和6年8月24日	高校生ワークショップ（公募）
令和6年9月27日	第2回庁内検討会議（関係課長）
令和6年10月3日	印旛特別支援学校ワークショップ
令和6年11月8日	第3回佐倉市子育て支援推進委員会
令和6年11月14日	第3回庁内検討会議（関係課長）
令和6年12月	第4回佐倉市子育て支援推進委員会（書面開催）
令和6年12月19日	第4回庁内検討会議（関係課長）
令和6年12月27日	第2回佐倉市青少年問題協議会
令和7年1月12日	第5回佐倉市子育て支援推進委員会
令和7年2月14日～ 3月16日	パブリックコメント
令和7年3月21日	第6回佐倉市子育て支援推進委員会

資料編 2

第4章 活動指標

2 第4章 活動指標

基本方針ごとの成果指標の達成に向け、毎年の施策の進捗状況を評価していく指標（計画値）です。

【妊娠・出産・乳幼児期】

① 基本目標１（１）妊娠から子育てまでの切れ目のない支援【本編 51 頁掲載】

取組名	現状 (R5年度)	R 7	R 8	R 9	R10	R11
妊娠届出時の妊婦全数面接実施率	99.7%	100%	100%	100%	100%	100%
乳児家庭全戸訪問実施率	99.9%	100%	100%	100%	100%	100%
赤ちゃんの駅の数	25 施設	30 施設	32 施設	34 施設	36 施設	38 施設

② 基本目標１（２）教育・保育環境の整備・充実【本編 53 頁掲載】

取組名	現状 (R5年度)	R 7	R 8	R 9	R10	R11
子育て交流センターの相談延べ件数	574 件	1,274 件	1,794 件	1,794 件	1,794 件	1,794 件
地域子育て支援拠点事業の相談延べ件数	2,066 件	1,969 件	1,969 件	1,969 件	1,969 件	1,969 件
子育てコンシェルジュの相談延べ件数	2,519 件	2,860 件	4,420 件	4,680 件	5,460 件	5,460 件
共働き・共育での推進と普及啓発回数	—	3 回	3 回	3 回	3 回	3 回

③ 基本目標１（３）すべての家庭が安心して子育てができる環境の充実【本編 55 頁掲載】

取組名	現状 (R5年度)	R 7	R 8	R 9	R10	R11
こども家庭センター児童虐待相談件数	314 件	566 件	566 件	566 件	566 件	566 件
児童虐待防止ネットワーク会議件数	72 件	80 件	80 件	80 件	80 件	80 件
子育て世帯訪問支援事業 派遣回数	70 回	73 回	73 回	73 回	73 回	73 回
幼稚園や保育園等で無償化を受けている児童の割合	95.6% (R6年度)	95.7%	95.8%	95.9%	96.0%	96.1%
小学校入学時における合理的配慮の合意形成ができた割合	100%	100%	100%	100%	100%	100%

【学童期・思春期】

④ 基本目標２（１）こどもの居場所づくり【本編 57 頁掲載】

取組名	現状 (R5年度)	R 7	R 8	R 9	R10	R11
ヤングプラザ事業参加人数	5,924 人	6,000 人	6,000 人	6,000 人	6,000 人	6,000 人
児童センターの利用者人数	93,057 人	110,000 人	110,000 人	110,000 人	110,000 人	110,000 人
公民館事業参加人数	2,131 人	2,131 人	2,131 人	2,131 人	2,131 人	2,131 人
放課後こども教室実施学校数	－	4 校	4 校	4 校	4 校	4 校
放課後こども教室利用者数	－	13,200 人	13,200 人	13,200 人	13,200 人	13,200 人
プレーパークの開催回数	12 回	14 回	14 回	16 回	16 回	16 回
プレーパークの参加人数	840 人	980 人	980 人	1,120 人	1,120 人	1,120 人

⑤ 基本目標２（２）こどもの生きる力と豊かな心を育む【本編 59 頁掲載】

取組名	現状 (R5年度)	R 7	R 8	R 9	R10	R11
こどもの権利について小学5年生に啓発した割合	－	100%	100%	100%	100%	100%
SNS でできる相談について中学生に周知した割合	－	100%	100%	100%	100%	100%

⑥ 基本目標２（３）社会を生き抜く力の育成【本編 61 頁掲載】

取組名	現状 (R5年度)	R 7	R 8	R 9	R10	R11
授業に ICT を活用して指導できる教員の割合	80.2%	90.0%	95.0%	100.0%	100.0%	100.0%
プレーパークの開催回数（再掲）	12 回	14 回	14 回	16 回	16 回	16 回
プレーパークの参加人数（再掲）	840 人	980 人	980 人	1,120 人	1,120 人	1,120 人

⑦ 基本目標２（４）こども・若者の健康と安全の確保【本編 63 頁掲載】

取組名	現状 (R 6年度)	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
ルームさくら利用者の個別の支援計画作成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
校内教育支援センター利用者の個別の支援計画作成率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
インターネットや SNS の適正利用や危険性についての啓発回数	1 回	2 回	2 回	3 回	3 回	4 回

【青年期】

⑧ 基本目標３（１）社会参加・更生活動への支援【本編 65 頁掲載】

取組名	現状 (R 6年度)	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
ひきこもりの状態にある方への訪問支援件数	90 件	92 件	94 件	96 件	98 件	100 件
こども ♡ 若者いけん ぷらすさくらの人数	—	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
こども・若者からの意見聴取回数	3 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回

⑨ 基本目標３（２）就労及び結婚を希望する方への支援【本編 67 頁掲載】

取組名	現状 (R 5年度)	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
婚活イベント開催数	3 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回
婚活イベント参加者数	125 人	110 人	110 人	110 人	110 人	110 人
結婚相談の相談件数	1,033 件	750 件	750 件	750 件	750 件	750 件
結婚新生活支援事業補助件数	18 件	14 件	14 件	14 件	14 件	14 件

【ライフステージを通じたもの】

⑩ 基本目標４（１）困難な状況にある子ども・若者やその家族への支援【本編 69 頁掲載】

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
障害児相談支援事業の相談者数	292 件 (R5年度)	300 人	300 人	300 人	300 人	300 人
学校生活において合理的配慮の合意形成ができた割合	100% (R6年度)	100%	100%	100%	100%	100%

⑪ 基本目標４（２）家庭・学校・地域が協力して子育てを行う支援の輪の拡大【本編 71 頁掲載】

取組名	現状	R 7	R 8	R 9	R10	R11
学校運営委員会設置校数	10 校 (R6年度)	10 校	10 校	10 校	10 校	10 校
学校と地域の連携事業回数	85 回 (R5年度)	128 回	128 回	128 回	128 回	128 回
青少年育成事業への参加人数	5,024 人 (R5年度)	5,500 人	5,500 人	5,500 人	5,500 人	5,500 人

⑫ 基本目標４（３）すべての子ども・若者が広く活躍できる機会づくり【本編 73 頁掲載】

取組名	現状 (R6年度)	R 7	R 8	R 9	R10	R11
こども  若者いけん ぷらすさくらの人数 (再掲)	—	20 人	20 人	20 人	20 人	20 人
こども・若者からの意見聴取回数 (再掲)	3 回	4 回	4 回	4 回	4 回	4 回
こどもの権利についての周知回数	4 回	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回

資料編 3

第4章 主な取組一覧

3 第4章 主な取組一覧

① 妊娠・出産・乳幼児期

頁	施策	主な取組	内容	担当課
51	1	こども家庭センターによる相談支援	こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、こどもと保護者を支援します。また、全てのこどもが、心身ともに健やかに育てられるように、こどもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接・訪問などにより相談に応じて、対象者に合わせた支援を実施します。	こども家庭課 母子保健課
		伴走型相談支援の実施	妊娠期から身近な場所で相談に応じ、多様なニーズに応じた支援につなぐ伴走型相談支援体制を充実させ、医療機関や関係機関と連携し、支援を行います。	母子保健課
		地域子育て相談機関の調査・検討	妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関として、地域子育て相談機関の調査・検討を進めます。	こども政策課 こども保育課 こども家庭課
52	2	妊娠届出及び母子健康手帳の交付	妊娠届出及び母子健康手帳交付時に妊婦と面談し、妊婦健康診査や乳児健康診査等の受診の案内や妊娠・出産・育児に関する相談に応じます。	母子保健課
		妊娠・出産・育児に関する知識の普及	妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及をすすめます。 こどもの社会性の発達や発達に応じた対応についての知識の普及を行い、育てにくさを感じる保護者・乳幼児への支援を充実させます。	母子保健課
		乳幼児健康診査の実施	乳幼児の発育・発達や健康の維持・増進、疾病の予防のため、健康診査を行います。	母子保健課
		乳児家庭全戸訪問の実施	保健師、助産師の訪問を実施し、育児不安の軽減、子育て関連情報の周知を図ります。	母子保健課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		妊婦等支援給付	妊娠届出や出生届を行った妊婦・子育て家庭に対し、出産育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用にかかる負担の軽減を図る経済的支援を行います。	母子保健課
		産後ケア事業の実施	産後の母子を対象に、宿泊、通所、訪問サービスを利用して心身のケアや育児サポートを行います。	母子保健課
		妊産婦健康診査の実施	妊婦健康診査及び産婦健康診査の受診票の交付を行い、健康管理の充実や経済的負担を軽減します。	母子保健課
		プレコンセプションケアの推進	若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。	母子保健課
		多胎家庭支援	多胎妊娠の健康診査に係る費用の助成や、サポーター事業による支援、交流できる場の確保により、孤立化を防ぎます。	母子保健課
		養育者のメンタルヘルスに係る取組の実施	マタニティクラスやパパママクラスにおいて、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けます。産婦健康診査を実施します。	母子保健課
52	3	小児初期急病診療所の運営	医療機関が休診となる平日の夜間、日曜、祝日、年末年始の昼夜間において、小児の急病に対応します。多くの医療機関が休診となる夜間や休日等における小児の救急医療を確保するため、小児科（内科系疾患）専門の初期救急医療機関として、印旛市郡小児初期急病診療所を開設し、診療を行います。	健康推進課
		子ども医療費の助成	0歳から高校生年代（18歳の年度末）までの子どもの医療費を助成し、入院1日・通院1回200円、調剤費を無料とすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
52	4	赤ちゃんの駅の拡充	乳幼児を連れたママやパパが、安心して外出を楽しめる環境を整備するため、授乳やおむつ替え等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録する取組を進め、子育て世代が外出しやすい環境づくりを推進します。	こども政策課
		子育て交流センター事業の実施	子育て世帯への交流支援・育児相談・子育てに関する情報提供・子育て講座を年間通して実施します。	子育て交流センター
		マタニティマークの普及	妊産婦が交通機関等を利用する際に身につけるマタニティマークを配布するとともに、周囲の妊産婦への配慮を推進します。	母子保健課
		地域子育て支援拠点事業の実施	子育て中の親子が交流できる場を提供するとともに、子育てに関する相談・講座・情報提供を行います。本市においては、託児機能を有した事業として実施しており、多様化する子育て支援のニーズに対応します。	こども保育課
		WE ラブ赤ちゃんプロジェクトの推進	周囲の人の「大丈夫、泣いてもいいよ」という、赤ちゃんへの思いを可視化し、ママ・パパ・赤ちゃんを地域ぐるみで温かく見守ることで、子育てしやすい環境の整備を推進します。	こども政策課
53	5	子育て交流センター事業の実施	子育て世帯への交流支援・育児相談・子育てに関する情報提供・子育て講座を年間通して実施します。	子育て交流センター
		地域子育て支援拠点事業の実施	子育て中の親子が交流できる場を提供するとともに、子育てに関する相談・講座・情報提供を行います。本市においては、託児機能を有した事業として実施しており、多様化する子育て支援のニーズに対応します。	こども保育課
		子育てコンシェルジュの配置	子育て支援の情報や保育サービスをわかりやすく案内するなど、様々な子育ての相談に応じる支援を行います。	こども保育課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
54	6	幼稚園、保育園、認定こども園と小学校の接続	小学校就学後も、家庭や幼稚園、保育園、認定こども園で培った力を発揮できるよう、連携会議を開催して幼保小の連携を深め、幼児期におけるこどもの育ちと学びを、園から学校へつないでいきます。	指導課 こども政策課
		教育・保育従事者の人材確保施策の充実	保育士等の資格がありながらも保育園等の現状がわからず、働くことに不安がある方などを対象にした研修の実施や、認定こども園に勤務する保育士資格がない方が資格を取得した場合、取得のためにかかった費用を補助する事業等を実施することにより、教育・保育従事者の人材確保に努めます。	こども政策課
		給食内容の充実と、食物アレルギーへの対応の推進	こどもの健康の増進、食育の観点から、保育園、認定こども園等における給食内容の充実（有機野菜等の活用や地場産物の活用等）を図るとともに、食物アレルギーをもつこどもが安心して給食を食べることができるために、「佐倉市食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、保育園、認定こども園等に対して、組織的に安全・安心な食物アレルギー対応が行えるよう周知します。	こども保育課
		幼稚園教諭、保育士等の資質の向上	乳幼児期の発達段階に応じた質の高い教育・保育を提供するため、研修を充実させることにより、教育・保育従事者の専門性と資質の向上を図り、こどもたちが心身ともに健やかに成長する環境づくりを行います。	こども保育課 学務課
		こども・子育て支援機能の強化、子育て関連施設的环境改善	こども・子育て支援事業債を活用して地方公共団体が実施するこども・子育て支援機能強化に係る施設整備や、子育て連施設の環境改善事業に努めます。	各担当課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		ちば・うみやま保育 (千葉県自然環境保育認証制度)の推進	自然体験活動を通じて、こどもの主体性や創造性等を育む幼稚園・保育所・認定こども園等の活動を支援する「ちば・うみやま保育(千葉県自然環境保育認証制度)」を周知し、佐倉市の豊かな自然を生かした自然環境保育を推進します。	こども政策課
54	7	多様な保育サービスの充実	幼稚園における預かり保育や保育園等における延長保育、こども誰でも通園制度の実施や拡充をすることにより、さまざまな働き方に対応した多様な保育サービスの充実を図ります。	こども保育課
		子育て短期支援事業の実施	保護者の病気やケガ、育児不安、出産、看護等の事情により、こどもを家庭で養育できない場合に、こどもを一時的に預かります。	こども保育課
		一時預かり事業	日常生活上の突発的な事情や、保護者の就労や育児疲れ等により、家庭での保育が断続または一時的に困難となる場合に、保育園等でこどもを一時的に預かります。	こども保育課
		ファミリーサポートセンター事業	「子育てのお手伝いをしたい」、「子育ての手助けをしてほしい」人たちが会員となり、子育てが大変なときに、地域で子育てを支援します。	こども保育課
		病児保育事業	病気や病気の回復期にあるこどもを対象に、保育園等での集団生活が困難で、保護者の事情により家庭で保育できない時に、一時的に預かります。	こども保育課
		保育施設、学童保育所における待機児童の解消	働きながら子育てしやすい環境を充実させるために、保育の受け皿を整備し、待機児童ゼロを目指します。	こども政策課 こども保育課
		共働き・共育での推進と普及啓発	夫婦が共に働く場合に、共に子育てを行うライフスタイルを確立できるよう、ともに育児や家事に積極的に参加する意識の醸成を図ります。	こども政策課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
55	8	こども家庭センターによる相談支援	こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、こどもと保護者を支援します。また、全てのこどもが、心身ともに健やかに育てられるように、こどもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接・訪問などにより相談に応じて、対象者に合わせた支援を実施します。	こども家庭課 母子保健課
		入園の支援	養育状況が心配な家庭について、こども家庭課と情報共有の上、必要に応じて保育園への入園支援を行います。	こども保育課
		子育てに関する講座・研修の実施	子育て講座や研修の開催により、こどもとうまくコミュニケーションをとる方法を学ぶことで、子育ての不安や孤立感の軽減を図ります。	こども保育課
		親子関係形成支援事業の調査・検討	児童福祉法に基づく親子関係形成支援事業の実施に係る市の方針について、検討を進めます。	こども家庭課
		一時預かり事業、子育て短期支援事業の実施	【一時預かり事業】日常生活上の突発的な事情や、保護者の就労や育児疲れ等により、家庭での保育が断続または一時的に困難となる場合に、保育園等でこどもを一時的に預かります。 【子育て短期支援事業】保護者が、病気やけが、育児による疲労やストレスなど、身体上、精神上、環境上の理由によりこどもの養育が一時的に困難となった場合等に、一定期間、養育・保護を行います。	こども保育課
		子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業の実施	出産後の養育について出産前から支援が必要な妊婦がいる家庭、こどもの養育について支援が必要な家庭、ヤングケアラーがいる家庭に対し、保健師等が訪問して相談、指導、助言等を行うほか、家事・育児支援ヘルパーの派遣を行います。	こども家庭課
		乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診、訪問指導等の実施	悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげ、児童虐待の予防や早期発見を行います。	母子保健課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
56	9	幼児教育・保育の無償化	幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全てのこどもたちの利用料を支援、幼児教育・保育の経済的負担を軽減します。	こども政策課 こども保育課
		児童手当の支給	子育て家庭の経済的負担の解消と児童の健やかな成長を支援するため、0歳から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を養育している保護者に対して、児童手当を支給します。	こども家庭課
		子ども医療費の助成	0歳から高校生年代（18歳の年度末）までのこどもの医療費を助成し、入院1日・通院1回200円、調剤費を無料とすることにより、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	こども家庭課
56	10	ひとり親家庭等医療費等の助成	児童を養育している母子家庭・父子家庭等のかたが保険診療を受けた場合、医療費の自己負担額の一部を助成します。	こども家庭課
		児童扶養手当の支給	ひとり親家庭で18歳の年度末までの児童（基準以上の障害がある場合は20歳未満）を養育する母及び父、養育者に対して、児童扶養手当を支給します。	こども家庭課
		ひとり親家庭に対する家庭生活支援員の配置	ひとり親家庭が一時的に支援を必要とする場合に、家庭生活支援員による日常生活の支援を行います。	こども家庭課
		ひとり親家庭に対する経済的支援・就労支援の実施	児童扶養手当の支給等による経済的負担の軽減、ひとり親家庭自立支援員等による就労支援を実施します。	こども家庭課
56	11	巡回相談支援事業の実施	保育園等から依頼を受けて臨床心理士等の専門職が訪問し、こどもの対応等について助言を行います。	こども保育課
		障害児通所支援の実施	児童発達支援センター等の職員が障害児に対し、集団生活への適応や生活能力の向上のための訓練等に係る支援を行います。	障害福祉課
		就学相談の実施	学校教育相談員等が、こどもの成長や学習等の相談に応じ、必要に応じて学校（園）と連携を図りながら支援を行います。	教育センター

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		こどもの成長・発達に関する相談支援の実施	小児発達の専門医や言語聴覚士等が、こどもの成長・発達に関する相談に応じ、適切な支援に結びつけることで保護者の不安軽減を図ります。	母子保健課
		保育所等における要配慮児童・医療的ケア児の受入体制の充実	配慮が必要な児童や医療的ケアが必要な児童が安心して保育園に通い、社会的なつながりを築けるよう、保育園等での受入れ体制を充実します。	こども政策課 こども保育課

② 学童期・思春期

頁	施策	主な取組	内容	担当課
57	12	こどもの居場所の充実	こどもたちが楽しく安心して過ごすことができるよう、ヤングプラザや児童センター、公民館、図書館等を活用して、気軽に参加できるさまざまな活動を実施します。また、公園へのインクルーシブ遊具等導入の検討や、施設の適切な管理により、すべてのこどもたちが安全に安心して遊べる、過ごせる場所の確保・充実を図ります。	こども政策課 こども保育課 公園緑地課 社会教育課
		学校開放の実施	体育館や校庭等の学校施設を開放し、こどもたちが安心して外遊びができる場を確保します。また、「新・放課後こども総合プラン」に定める事業の充実を図ります。	社会教育課
		自然を活かした居場所づくり	豊かな自然を活かした子育て環境を創出する方策として、市内で開催する民間のプレーパークの活動経費の一部を補助し、安全・安心な居場所づくりを推進します。	こども政策課 公園緑地課
		児童センターの管理運営事業	児童センターで体験活動を実施します。	こども保育課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		こども食堂等地域のこどもの居場所づくり	こども食堂・学習支援団体等、地域で運営している居場所について、多くのこどもたちが利用できるようなる周知を行います。また、既に市内にあるこども食堂・学習支援団体等のネットワークの会議等に参加し、情報提供・情報収集・課題共有等に努め、市の施策検討に活かします。	こども政策課 社会福祉課
		地域において親子で集える場の周知	親子を対象とした集いの場を子育て支援ガイドブックや SNS 等を活用し周知します。	こども政策課 こども保育課 社会教育課
59	13	こどもの権利についての啓発	子どもの権利条約及びこどもの権利について小学生に周知するとともに、子育て支援情報誌等を活用して啓発活動を進めます。	こども政策課
		人権について学ぶ機会の提供	小・中学校において、人権週間の期間を中心に、人権尊重のまちづくりデリバリー事業を実施する等、こどもや保護者が人権について学ぶ機会を提供します。	自治人権推進課
		障害に対する理解の促進と、共に育つ取組の実施	特別支援学校との交流・共同学習を行い、障害に対する理解を深めるとともに、合理的配慮の更なる推進を図ります。	教育センター
60	14	道徳教育の研究	学校の道徳授業研究会に、指導主事を派遣し、指導・助言を行います。また、研究指定校に対し、道徳教育の研究について助言を行います。 道徳教材活用状況調査を実施します。また、指導案や読み物教材等を活用の手引きのリンクシートで配布します。	指導課、教育センター
		「佐倉学道徳副読本と教材活用の手引き」の作成・配布	定期的に佐倉学道徳教材検討委員会を開催し、佐倉学道徳副読本と教材の活用の手引きを作成、配布します。	指導課、教育センター
60	15	スクールカウンセラーの配置	市内全校にスクールカウンセラーを配置し、心のケアのための相談体制の充実に努めます。また、必要に応じてスクールソーシャルワーカーや心の教育相談員の活用を促します。	指導課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		学校教育相談員の配置	学校教育相談員を教育センターと教育支援センターに配置し、児童生徒や保護者に対しての面談や電話による相談を行うとともに、保護者や学校、関係機関と連携をして、支援や助言を行います。	教育センター
		心の教育相談員の配置	心の教育相談員を小・中学校に配置することで、不登校や人間関係等の不安や悩みに対して、児童生徒及び保護者に支援・助言を行い、早期対応につなげます。	教育センター
60	16	家庭教育学級事業の実施	家庭教育学級事業について、幼稚園及び小中学校で開設します。	社会教育課
		公民館活動の実施	親子で参加する事業等を実施します。	公民館
61	17	乳幼児とのふれあい体験の推進	育児に対する関心、知識等を高めるために、中学生等を対象として乳幼児とのふれあい体験の場を設けます。	社会教育課
		公民館での体験活動	各公民館で体験学習を実施します。	公民館
		平和施策事業の推進	平和使節団を被爆地などに派遣します。	広報課、指導課
		自然を活かした居場所づくり	豊かな自然を活かした子育て環境を創出する方策として、市内で開催する民間のプレーパークの活動経費の一部を補助し、安全・安心な居場所づくりを推進します。	こども政策課 公園緑地課
		青少年健全育成推進事業の実施	市内の3つの青少年育成団体に補助金・交付金を支給し、活動を支援します。	こども政策課
		歴史体験活動の実施	甲冑試着会や国史跡井野長割遺跡で縄文時代体験を実施します。	文化課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
62	18	教育課題研究事業の実施	市内 15 校を研究モデル校に指定し、小中学校教育課程の効果的な展開、学習指導の内容や指導方法の改善等を図ります。また、各校が児童生徒の実態をもとに研修計画を立て、教職員の指導力向上及び児童生徒の学力向上に取り組みます。	指導課
		好学チャレンジ教室の実施	市内各校で夏季休業中に、好学チャレンジ教室を実施し、児童生徒の学力向上の充実を図ります。	指導課
		情報教育の推進	全小中学校において情報教育の推進を図り、情報活用能力の育成を進めます。すべての児童生徒がその状況に応じて効果的に情報教育を受けることができる環境を整備し、GIGA スクール構想の推進を図ります。	指導課 学務課
		日本語適応事業の実施	学校に在籍する児童の国際化に対応するため、日本語の習得や教科指導を行うとともに、児童の指導を通じて家庭への支援を行います。	指導課
		佐倉市学習状況調査の結果分析と指導改善	佐倉市学習状況調査の結果を分析し、全校に向けて、報告書を配付し、誤答の多い問題や改善点などをまとめた教育センター便りを配付します。また、学習指導要領の内容に合うように、佐倉市学習状況調査の問題作成を行い、問題の CBT 化を進めます。	教育センター
62	19	読書の普及推進	小中学生を対象におすすめの本リストを配布するなど、児童から中学生までのこどもに対して読書の推進を行います。	図書館
		公共図書館の利用促進	おはなしきゃらばんやこども向けのイベントなどの読書普及活動の充実及びこども向け図書の充実を図ることで、こどもが図書館に足を運ぶ機会を増やし、公共図書館の利用促進を図ります。	各図書館
		学校図書館の図書整備	こどもの読書活動、学習活動を支える学校図書館に図書を購入します。	学務課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		学校図書館の利用促進	学校図書館において蔵書の整理・電算管理・貸出業務を行い、図書館利用の促進を図ります。また、学校図書館司書の専門的な知識を生かし、児童生徒への的確な支援を行い、読書量を増やすよう努めます。	教育センター
		国語科学習の推進	国語科の学習が読書活動に結び付くよう発達の段階に応じて系統的に指導をします。	指導課
		文化の普及	風媒花を発行し、市内の芸術文化活動に関する情報発信を行います。	文化課
		美術館企画展事業等の実施	収蔵作品展や企画展を開催するほか、対話型鑑賞会やワークショップなど各種普及事業を実施します。	美術館
		部活動地域移行の推進	「地域のこどもたちは地域で育てる」という意識の下、生徒の望ましい成長を目指すとともに、教職員の働き方改革も踏まえ、学校部活動の地域移行を推進します。	指導課
		市民音楽ホール自主文化事業の実施	市民音楽ホール主催コンサートで、音楽芸術に触れる機会を提供します。	音楽ホール
		食育をテーマとした読書啓発の実施	食育と併せた読書啓発事業として、市内小中学校と連携し、本の中に登場する料理を再現する模様を動画作成し、佐倉市公式チャンネルにおいて、動画配信を行います。	社会教育課
62	20	ボランティアセンターの活用	佐倉市社会福祉協議会のボランティアセンターを活用し、市民活動団体の活動のお手伝いやこれから活動を始めたい人々をサポートし、こどもが参加できるボランティア活動に取り組みます。	社会福祉課
		ボランティア講座の実施	これから市民公益活動やボランティア活動を始めたい方を支援する講座等を実施します。	自治人権推進課
		各種媒体を活用した情報発信	広報紙やホームページ、SNS などを活用し、こども・若者の社会参加につながる情報を発信します。	各担当課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		市民活動の周知	市民活動を広く周知するため、「市民公益活動ポスター展」や市民活動発表会を実施します。	自治人権推進課
		小中高連携交流事業の実施	市内にある高等学校等が有するそれぞれの強みを活かして、小中学校の児童、生徒と交流事業を実施します。	社会教育課
		高等学校等連携事業の推進	市内5校の県立高等学校等との連携事業を推進します。	社会教育課
		各種スポーツイベントの開催	佐倉マラソン等において、学生やボーイスカウト・ガールスカウト、演奏応援団体等に協力を呼びかけます。	生涯スポーツ課
63	21	ルームさくらの設置運営	「ルームさくら」を設置し、学校教育相談員を配置します。また、ルームさくらの運営を通して、不登校児童生徒の居場所づくりを行うとともに、保護者、学校、関係機関と連携して児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けた指導支援を行います。	教育センター
		いじめ防止対策の推進	4月から5月に、全小中学校をオンラインでつなぎ、全教職員を対象に生徒指導研修会を行い、いじめ防止基本方針の確認を含めいじめ防止対策に係る指導助言を行います。	指導課
		校内教育支援センターの設置運営	学校内に教育支援センターを設置し、自分のクラスに入れない児童に寄り添い、相談や学習サポートを行います。	教育センター
64	22	学校開放の実施	学校の校庭や体育館を開放することで、市民のスポーツやレクリエーション等の活動の場を提供し、体力向上及び健康増進を推進します。	社会教育課
		佐倉市文化祭小学校体育大会の開催	体力向上と健康増進を図る、佐倉市文化祭小学校体育大会を小学校5・6年生対象とし実施します。	指導課
		プレコンセプションケアの推進	若い男女が将来のライフプランを考えて日々の生活や健康と向き合うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進します。	母子保健課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		体力テストの実施	体力優良証を交付する体力テストを実施します。	指導課
		競技大会への参加費用の助成	競技大会などへの参加費用を助成します。	指導課
		早寝・早起き・朝ごはん運動の推進	乳幼児期の相談や健診事業を通して、基本的な生活習慣や生活リズムについての助言を行います。 食育月間や第3次佐倉市食育推進計画、食育に関する周知・啓発を行います。	指導課 母子保健課
		教職員のスポーツ実技研修	教職員の指導力と資質の向上を図るため、必要に応じて各競技の専門家を講師として招き、実技研修を実施します。	指導課
		各種スポーツイベントの開催	ニュースポーツまつり、長嶋茂雄少年野球教室、佐倉市制記念駅伝競走大会、スポーツ推進委員冬季事業（さくらミニバレー）、佐倉マラソン、さくらスポーツフェスティバル、子ども相撲大会などを実施し、スポーツに親しむ機会を提供します。また、スポーツ教室を実施します。	生涯スポーツ課
		学校給食応援事業の実施	地元農家の協力により、直売所を通して佐倉産の野菜を学校給食で提供します。	農政課
64	23	地域防犯活動の推進	自治会等が設置する防犯カメラへの設置費補助や、青色防犯パトロール、自治会との合同パトロール等を、警察と協力して実施します。 通学路巡回警備を実施します。 市内の巡回警備を実施します。 不審者等の情報により、重点警備を実施します。	危機管理課 学務課
		アイアイプロジェクト活動の推進	スクールガードボランティアによる児童・生徒の見守り活動を実施します。また、学校と地域の連携を図り、学校を核とした地域コミュニティの向上を目指します。	学務課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		通学路巡視の実施	通学路の巡回を実施します。	学務課
		交通安全移動教室の実施	警察や交通安全関係団体と協力し、道路の横断方法や自転車の運転方法などについて教育します。	道路維持課、指導課
		交通安全啓発事業の実施	警察や交通安全関係団体と協力し、主要な交差点で街頭啓発活動を行います。また、交通安全啓発電柱幕等を設置します。	道路維持課
		薬物乱用防止等の啓発	千葉県薬物乱用防止指導員、青少年相談員と連携し、事業実施にあたり、薬物乱用防止に係るパンフレット等を配布し、啓発活動を推進します。また、南部地区薬物乱用防止対策協議会と連携しパネル展示を行います。	こども政策課 指導課
		インターネットやSNSの適正利用や危険性についての啓発	千葉県が作成した啓発チラシを、市内小中学生に配布します。 また、特にスマートフォンやインターネットの適切な利用や危険性について、各種会議及び通知文などで注意喚起を行います。また、各学校から保護者への啓発活動も進めます。	こども政策課 指導課
		20歳未満の飲酒・喫煙の防止、飲酒や喫煙の害についての啓発	各地区青少年育成住民会議と連携し、夜間パトロールを実施するなど、20歳未満の方の喫煙防止活動に努めます。また、喫煙の健康への害などについて、SNSやホームページを通じて周知・啓発を行います。 市内小中学校のこども及び保護者に飲酒、喫煙、薬物の健康への影響について知識の普及を行います。 飲酒や喫煙の害について、県のリーフレットや外部機関を利活用するなどして、啓発を実施します。また、小学校では主に各学級担任より、中学校は保健体育科の教諭より指導し、学校だよりやほけんだより等で、児童生徒及び保護者への啓発を行います。	こども政策課 健康推進課 指導課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		青少年育成活動団体の支援	各地区青少年育成住民会議と連携し、夜間パトロールを実施するなど、地域の防犯力向上に努めます。	こども政策課

③ 青年期

頁	施策	主な取組	内容	担当課
65	24	くらしサポートセンター佐倉の設置運営	働きたくても働けない、住む所がないなど、主に経済的な理由により生活に困っている方（※生活保護世帯の方は除く）を対象に、生活全般にわたる困りごとの相談を実施します。相談窓口では相談者それぞれの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、困りごとの解決に向けた支援を行います。	社会福祉課
		ちば地域若者サポートステーションとの連携	北総サポートステーションに毎月1回、相談業務を行う場の提供を行います。	こども政策課
		ひきこもり訪問サポーター派遣事業の実施	ひきこもりの状態にある者やその家族に対し、ひきこもりサポーターが相談対応や支援計画の作成等を行い、自立及び社会参加の促進を図ります。	障害福祉課
66	25	成人式の運営・開催	成人式については、成人式対象者による成人式運営委員会により式典の内容などを検討し、式典の運営を行います。	こども政策課
		こども  若者いけん ぷらすさくら	こどもや若者が自分の意見を表明し、社会に参加することを促進する取組。この取組を通じて、こどもや若者の声を市の施策に反映させることを目指す。 具体的には、意見を表明してくれる方を募集し、市が主催するワークショップやアンケート調査にて意見を表明してもらったり、市のイベント等に協力してもらったりする。	こども政策課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		保護司会等の活動支援と「社会を明るくする運動」の実施	保護司会や更生保護女性会の活動の場として更生保護サポートセンターを開設し、団体の活動を支援します。 また、犯罪や非行をした人の立ち直りを支え、再犯を防止することの大切さや、更生保護の活動について、広く知ってもらい、理解を深めてもらうための取組として、「社会を明るくする運動」を実施します。	社会福祉課
67	26	婚活イベントの実施	佐倉市婚活支援協議会（市役所・商工会議所・青年会議所・社会福祉協議会・ＪＡ・観光協会からの委員で構成）による各種婚活イベントを実施します。	自治人権推進課
		結婚相談の実施	結婚相談員による結婚相談を実施します。	自治人権推進課
		結婚新生活の支援	経済的理由で結婚に踏み出せないかたを対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援するため、引っ越し費用・住宅費用を補助します。	住宅課
68	27	ハローワークとの連携	ハローワーク、佐倉商工会議所との共催で、若者を含めた就職希望者に対して、佐倉市内の工業団地に立地する企業の会社説明会・面接会を開催します。また、ジョブカフェちば、近隣市町村との共催で若年求職者就職活動相談会を開催します。	商工振興課
		ちば地域若者サポートステーションとの連携	北総サポートステーションに毎月１回、相談業務を行う場の提供を行います。	こども政策課

④ ライフステージを通じたもの

頁	施策	主な取組	内容	担当課
69	28	障害児相談支援事業の充実	市内の5圏域ごとに障害児相談支援事業所を設置し、障害児等及びその家族からの相談に対する支援を行います。また、障害者相談支援事業所に療育支援コーディネーターを配置し、各機関の連携を促進します。	障害福祉課
		就学相談の実施	特別な支援や配慮が必要なこどもに対する、就学相談を年間通して実施します。	教育センター
		特別支援教育支援員や看護師の派遣	障害を抱える児童生徒を支援するため、特別支援教育支援員と看護師を、小中学校へ派遣します。	教育センター
		ライフサポートファイルの作成	特別な支援や配慮を必要とする障害児等にライフサポートファイルを作成し、乳幼児期から成人期までのライフステージにおいて、医療、保健、福祉及び教育等の機関の連携の下、途切れることのない一貫した支援に繋がります。	障害福祉課
70	29	こころの健康づくり	精神科医、カウンセラーによるこころの健康相談を実施します。 また、こころの健康づくりや各種相談先について SNS やホームページを通じて周知・啓発を行います。	健康推進課、指導課
		自殺対策事業	9月の自殺予防週間や3月の自殺対策強化月間において、自殺予防の周知啓発を強化します。	健康推進課
70	30	こども家庭センターによる相談支援	こども家庭センターにおいて、妊娠期から子育て期まで切れ目なく、こどもと保護者を支援します。また、全てのこどもが、心身ともに健やかに育てられるように、こどもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接・訪問などにより相談に応じて、対象者に合わせた支援を実施します。	こども家庭課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
		子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業の実施	出産後の養育について出産前から支援が必要な妊婦がいる家庭、こどもの養育について支援が必要な家庭、ヤングケアラーがいる家庭に対し、保健師等が訪問して相談、指導、助言等を行うほか、家事・育児支援ヘルパーの派遣を行います。	こども家庭課
		家庭支援事業の拡充についての調査・検討	家庭支援事業のうち新設されたものについて、事業実施について調査・検討を行います。	こども政策課 こども保育課 こども家庭課
		ヤングケアラーの周知、把握、支援	ヤングケアラーに対する理解や相談窓口等について周知を行い、実態把握にむけた効果的な方法を検討します。また、ヤングケアラー本人の意向、家族関係やその背景にある要因に配慮しながら、こどもや若者として必要な時間の確保や心身の負担の軽減に向け、関係機関と連携した支援を行います。	こども家庭課
		自治会等活動の支援	地域社会の形成、維持及び発展を図るため、自治会等が行うコミュニティ形成や公益的活動に対して、「自治会等自治振興交付金」を交付し、活動を支援します。	自治人権推進課
71	31	開かれた学校づくりの推進	市内幼稚園及び小中学校において、学校評議員を委嘱、設置します。学校・園で、授業参観や運動会、文化祭等で意見聴取の機会を設け、学校に対する外部からの意見等を伺います。	学務課
		民生委員・児童委員活動の支援	民生委員は児童委員を兼ねており、地域のこども、妊産婦、母子家庭に関する相談支援、情報提供に応じるほか、地域全体でこどもを育てる取組の展開や児童虐待の防止などの活動に取り組んでおり、活動を支援します。	社会福祉課
		教育課題研究事業の実施	学校運営委員会を佐倉市内の小・中学校に設置し、保護者及び地域住民の学校運営の参画の促進や連携強化を進め、学	指導課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
			校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組めます。	
		青少年育成活動団体の支援	佐倉市青少年市民会議に対して交付金を交付して財政的な支援を行うとともに、団体事務局として活動の支援を行います。	こども政策課
		公民館の活動	各公民館で、地域の団体、学校等と連携し、事業を実施します。	公民館
72	32	地域における子育て支援の拠点を充実	子育て支援の拠点として、児童センターや老幼の館において親子の交流の場を提供するとともに、地域の方と共同してイベントを企画・運営する等、地域とこどもの交流が図れる事情を実施します。	こども保育課
		地域ボランティア団体等との情報交換、交流の場づくり	地域のボランティア団体等との情報交換、交流の場を設定します。	こども政策課
		ファミリーサポートセンター事業	「子育てのお手伝いをしたい」、「子育ての手助けをしてほしい」人たちが会員となり、子育てが大変なときに、地域で子育てを支援します。	こども保育課
72	33	青少年育成活動団体の支援	市内の青少年育成団体に補助金・交付金を支給し、活動を支援します。	こども政策課
		健やかな成長を支える環境づくりの推進	ジュニアリーダー初級認定講習会を実施し、青少年育成活動の担い手の育成に努めます。	こども政策課
		団体間の意見交換会の開催	市民活動団体同士の連携や情報交換、こどもを取り巻く課題解決のための意見交換の場を設けます。	こども政策課
73	34	こども・若者の意見の反映	こども・若者から意見を聴取し、市の取組・政策に反映します	こども政策課 各課
		こどもまんなかまちづくりの推進	こどもや子育て世帯が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、住まいと周辺環境の観点から支援する「こどもまんなかまちづくり」を進めます。	各課

頁	施策	主な取組	内容	担当課
74		必要な情報を必要な人に届けるための情報発信	こども・若者や子育て当事者に必要な情報が届くよう、必要な情報が分かりやすくまとまって確認できるような情報発信を、SNS等を活用したプッシュ型広報等により行います。	各課
		社会全体でこどもや子育て世帯を支えていく機運を醸成するための情報発信	企業や地域社会、こどもから高齢者を含めた幅広い層へ、社会全体でこどもや子育て世帯を支えていく機運を醸成するための情報発信を行います。	各課
	35	外国人のための日本語講座及び生活相談事業の実施	外国人ための日本語講座及び生活相談事業を行います。	広報課
		人権施策の推進	小中学生を対象とした人権尊重のまちづくりデリバリー事業を実施します。 小学生人権標語コンテストを実施します。 成人式にてデートDVの啓発資料を配布します。 「子どもの人権SOSミニレター」や、小学校等における人権教室の開催などの人権擁護委員活動を支援します。 年間1回、佐倉市人権研修会を各校人権担当者を対象に実施しています。 学校の要請に応じて教職員を対象に指導主事が講話を行います。 人権について学ぶ機会を提供します	自治人権推進課 こども家庭課 指導課
		こどもの権利についての啓発	子どもの権利条約及びこどもの権利について、子育て支援情報誌等を活用して啓発活動を進めます。	こども政策課

資料編 4
用語集

4 用語集

用語	説明
あ	
アイアイプロジェクト活動	地域の皆さんによる安全確保のための巡視：eye（目）、こどもと地域の皆さんとの心の通い合い：愛（heart）を取り入れた活動。登下校の見守りや交通安全指導などを行う。
赤ちゃんの駅	授乳やおむつ替え等ができる施設。安心して外出を楽しめる環境を整備するため、「赤ちゃんの駅」として登録する取組。
医療的ケア児	日常的に医療的なケアが必要なこどものことを指す。具体的には、人工呼吸器や胃ろう、たんの吸引などの医療行為が日常的に必要なこどもを指す。
インクルージョン	性別、年齢、障害、人種、宗教などの違いに関わらず、すべての人が社会の一員として受け入れられ、尊重され、平等に参加できる状態。
ウェルビーイング	身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態。
か	
家庭生活支援員	母子家庭、父子家庭及び寡婦の方が、就学、病気などの事情により、一時的に生活援助・保育サービスが必要な場合に派遣される職。
学校教育相談員	児童の不登校や、小中学校内での様々な問題に対応する専門職。
くらしサポートセンター佐倉	働きたくても働けない、住む所がないなど、主に経済的な理由により生活に困っている方（※生活保護世帯の方は除く）を対象に、生活全般にわたる困りごとの相談を実施する。
心の教育相談員	スクールカウンセラーの業務を補完し、学校や日常生活の様々な悩みを抱える児童の相談に応じる相談員。
子育てコンシェルジュ	子育て支援の情報や保育サービスをわかりやすく案内するなど、様々な子育ての相談に応じる専門知識を有した者。

用語	説明
こども家庭センター	妊娠期から子育て期まで切れ目なく、こどもと保護者を支援する施設。こどもや家庭の様々な問題に対し、電話や面接・訪問などにより相談に応じて、対象者に合わせた支援を実施する。
こども基本法	こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進するための包括的な基本法。
こども食堂	地域のこどもたちなどに食事の提供をするもの。こどもの居場所や、地域住民のコミュニケーションの場としての役割を持つものも。地域食堂とも。
こども大綱	こども基本法に基づいて、政府全体のこども施策の基本的な方針や重要事項を定めたもの。
こどもまんなか社会	全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会。
こどもまんなかまちづくり	こどもや子育てをする人々が安心して快適に暮らせるように、都市計画や生活環境を整備する取組。 具体的には、こどもや子育てをする方が交流できる場所を整備し、ベビーカー利用者や妊娠中の方にとって便利な施設を作ったり、こどもが安全に遊べる公園や水辺空間を作ったりする活動がある。
こども🌸若者いけん ぷらすさくら	こどもや若者が自分の意見を表明し、社会に参加することを促進する取組。この取組を通じて、こどもや若者の声を市の施策に反映させることを目指す。 具体的には、意見を表明してくれる方を募集し、市が主催するワークショップやアンケート調査にて意見を表明してもらったり、市のイベント等に協力してもらったりする。
子どもの権利条約	世界の多くのこどもが貧困・飢餓などの困難な状況に置かれていることにかんがみ、世界的な視野から児童の人権の尊重、保護の促進を目指した条約。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられるこどもの数。

用語	説明
さ	
児童センター	遊びを通して、こどもたちの健やかな成長を保護者や地域の方々と一緒に育み、子育てをサポートする施設。
小規模保育事業	少人数（定員6～19人）を対象に、家庭に近い雰囲気のもと、こどもを保育する事業。
スクールカウンセラー	心理学の専門知識を活かし、学校において児童や保護者をサポートしていく専門職。
た	
ちば・うみやま保育（千葉県自然環境保育認証制度）	自然体験活動を通じて、こどもの主体性や創造性等を育む幼稚園・保育所・認定こども園等の活動を支援する千葉県独自の制度。
ちば地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱える15歳から49歳までの方及びその親・家族を対象とした就業支援施設。
特別支援学校	特別な支援や配慮が必要なこどもを対象に、生活や学習上の困難を改善するために適切な指導や必要な支援を行う学校。
な	
乳児院	虐待や育児放棄などの理由により、乳児を入院させて養育し、退院した人への相談援助を行う児童福祉施設。
認定こども園	教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育園の両方の良さを持つ施設。
認可外保育施設	保育を行うことを目的とする施設であって、県や市が認可する保育施設以外の施設。
は	
伴走型相談支援	妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ相談支援事業。
パブリックコメント	市の機関が施策等の案を公表して広く意見を求め、提出された意見の内容や意見に対する考え方などを公表するもの。
ファミリーサポートセンター	「子育てのお手伝いをしたい」、「子育ての手助けをしてほしい」人たちが会員となり、子育てが大変なときに、地域で子育てを支援する事業。

用語	説明
プレコンセプションケア	将来のライフプランを考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合うこと。
プレーパーク	こどもが自主的に工夫して遊びを作り出す等、自発的に自由な遊びを実現させる活動の場所。
放課後こども教室	すべての放課後の児童を対象として、学校の余裕教室や体育館等を活用して、地域の人達の協力を得ながら、安全・安心な環境の中で、様々な学習・体験活動を行う拠点（居場所）。
や	
ヤングケアラー	本来大人が担うべき家事や家族の世話を日常的に行っているこどもを指す。例えば、病気や障害のある家族の介護、若い兄弟姉妹の世話、家事全般などを行うことが多い。
ヤングプラザ	こどもたちの放課後や休日の居場所として設置された施設で、友だちと気軽に寄れる場所。
ら	
ライフサポートファイル	一貫して適切な支援を受けることができるように、こどもの生育歴や受けてきた支援内容などを継続して記録するもの。
ルームさくら	適応指導教室で、学校に行けない小学生や中学生を対象に、教育相談やグループ活動を通じて学習や集団生活への適応を支援する施設。
アルファベット	
WE ラブ赤ちゃんプロジェクト	子育て中のママやパパ、赤ちゃんを見守り応援するプロジェクト。ママ・パパたちへ周囲の人の「大丈夫、泣いてもいいよ」という思いを可視化するため、「泣いてもいいよ」ステッカーなどの啓発グッズを作成。

資料編 5
施設一覧

5 施設一覧

① 幼稚園一覧

(令和7年4月予定)

区域	No	施設名	定員	住所
佐倉	1	佐倉幼稚園	210	鎗木町 934
臼井・千代田	2	臼井たんぽぽ幼稚園	370	王子台 1-10-7
	3	臼井幼稚園	400	臼井田 2435
志津北部	4	小竹幼稚園	210	小竹 795-1
	5	志津幼稚園	400	井野 1362

② 認定こども園一覧

(令和7年4月予定)

区域	No	施設名	定員		住所
佐倉	1	幼稚園型認定こども園 佐倉城南幼稚園	1号	75	鎗木町 1-5
			2,3号	30	
	2	幼稚園型認定こども園 慈光幼稚園	1号	150	本町 54
			2,3号	90	
	3	幼保連携型認定こども園 千成幼稚園	1号	195	千成 3-4-3
			2,3号	96	
根郷・和田・弥富	4	幼保連携型認定こども園 佐倉くるみ幼稚園	1号	73	石川 551-1
			2,3号	36	
臼井・千代田	5	吉見光の子モンテッソーリ 子どもの家（幼保連携型）	1号	25	吉見 193-1
			2,3号	50	
志津北部	6	モンテッソーリ光の子 （幼保連携型）	1号	15	上座 1219-4
			2,3号	90	
志津南部	7	幼稚園型認定こども園 さくら幼稚園	1号	81	西志津 2-23-19
			2,3号	9	
	8	幼保連携型認定こども園 志津わかば幼稚園	1号	240	上志津 874
			2,3号	96	

③ 保育園等一覧

(令和7年4月予定 ※は公立)

区域	No	施設名	定員	住所
佐倉	1	佐倉保育園 ※	90	鎗木町 198-3
	2	生活クラブ風の村保育園佐倉東	100	本町 142-1
	3	にじいろ保育園佐倉	60	白銀 1-24-5
	4	はくすい保育園	60	岩名 961-2
根郷・ 和田・ 弥富・	5	根郷保育園 ※	70	大崎台 4-3-2
	6	馬渡保育園 ※	60	馬渡 818-2
	7	さくら敬愛保育園	60	山王 1-9-8
	8	陽の木さくら保育園	68	寺崎北 2-13-1
	9	かえで保育園さくら駅前	30	表町 1-13-21
	10	アンファンひのきさくら(小規模保育事業)	19	寺崎北 2-12-1
臼井・ 千代田	11	臼井保育園 ※	60	臼井田 2379
	12	すみれ保育園	80	臼井台 1201
	13	青葉保育園	70	臼井台 1351-4
	14	第二青葉保育園	27	染井野 1-21
	15	まなびの森 おひさま保育園	90	王子台 4-10-1
	16	レイクサイドインターナショナルチャイルドケア	60	生谷 1515-30
	17	森と自然の保育園のびのびハウス	49	江原新田 103
	18	臼井はくすい保育園	50	王子台 1-23 レイクピアウスイ 3 階
	19	Bon ami 保育園(事業所内保育施設)	2	王子台 3-12-14
志津 北部	20	北志津保育園 ※	95	井野 869-9
	21	ユーカリハローキッズ	90	上座 383-1
	22	みやのもりハローキッズ	60	宮ノ台 3-1-1
	23	えがおの森保育園・いの	60	井野 972-2
	24	AIAI NURSERY ユーカリが丘	70	上座 700
	25	ウェルネス保育園ユーカリが丘	60	西ユーカリが丘 6-12-3 西街区 1 階
	26	ユーカリの森マイキッズ	50	南ユーカリが丘 1-1 T-205
	27	ウエスト・デイリーキッズ	30	ユーカリが丘 4-1-1 W201
志津 南部	28	志津保育園 ※	95	西志津 4-26-1
	29	みくに保育園	50	下志津原 61-2
	30	ソラストさくら保育園	120	上志津 1704-6
	31	マミーさくら保育園	20	上志津 1656-9
	32	AIAI NURSERY 上志津	60	上志津 1770-8
	33	ウェルネス保育園佐倉	70	上志津原 351-8
	34	AIAI NURSERY 下志津	40	下志津 795-1
	35	Kid's Patio しづ園(小規模保育事業)	16	上志津 1663 志津 ステーションビル 3F

④ 学童保育所一覧

(令和7年4月予定 *は私立)

区域	N0	施設名	定員	住所
佐倉	1	佐倉学童保育所	65	新町 78-4 (佐倉小学校内)
	2	佐倉老幼の館学童保育所	55	弥勒町 229-2 (佐倉老幼の館内)
	3	内郷学童保育所	65	岩名 870 (内郷小学校内)
	4	佐倉東学童保育所	60	将門町 7 (佐倉東小学校内)
	5	白銀学童保育所	40	白銀 1-4 (白銀小学校内)
根郷・ 和田・ 弥富	6	根郷学童保育所	55	根郷 454 (根郷小学校内)
	7	第二根郷学童保育所	60	根郷 454 (根郷小学校内)
	8	寺崎学童保育所	40	大崎台 4-4-1 (寺崎小学校内)
	9	第二寺崎学童保育所	45	大崎台 4-4-1 (寺崎小学校内)
	10	大崎台学童保育所	55	大崎台 4-3-2 (根郷保育園内)
	11	山王学童保育所	65	山王 1-44 (山王小学校内)
	12	和田学童保育所	30	直弥 59 (和田公民館内)
	13	弥富学童保育所	50	岩富町 151 (弥富公民館内)
臼井・ 千代田	14	すみれにこにこホーム *	50	臼井台 1253-3
	15	印南学童保育所	70	印南 223-1 (印南小学校内)
	16	千代田学童保育所	65	吉見 553 (千代田小学校内)
	17	間野台学童保育所	60	王子台 2-18 (間野台小学校内)
	18	臼井老幼の館学童保育所	35	王子台 6-25-1 (臼井老幼の館内)
	19	王子台学童保育所	30	王子台 5-19 (王子台小学校内)
	20	染井野学童保育所	45	染井野 1-19 (染井野小学校内)
志津 北部	21	志津学童保育所	40	上座 1156-2 (志津小学校内)
	22	志津光の子児童センター *	60	上座 1148-1
	23	井野学童保育所	50	西ユーカーリが丘 3-1-6 (井野小学校内)
	24	第二井野学童保育所	40	ユーカーリが丘 6-4-1-103
	25	北志津児童センター学童保育所	65	井野 794-1 (北志津児童センター内)
	26	小竹学童保育所	60	ユーカーリが丘 5-5-1 (小竹小学校内)
	27	青菅学童保育所	35	宮ノ台 1-17-1 (青菅小学校内)
	28	第二青菅学童保育所	50	宮ノ台 1-17-1 (青菅小学校内)
	29	第三青菅学童保育所	50	宮ノ台 1-17-1 (青菅小学校内)
	30	ユーカーリ優都ぴあ *	60	青菅 1023-6
志津 南部	31	上志津学童保育所	60	上志津 1764-6
	32	第二上志津学童保育所	50	上志津 1752 (上志津小学校内)
	33	下志津学童保育所	65	中志津 4-26-10 (下志津小学校内)
	34	南志津学童保育所	65	下志津原 164-2 (南志津小学校内)
	35	第二西志津学童保育所	50	西志津 7-2-1 (西志津小学校内)
	36	第三西志津学童保育所	70	西志津 7-2-1 (西志津小学校内)
	37	西志津学童保育所	30	西志津 4-26-1 (志津保育園内)

⑤ 児童家庭支援センター

(令和7年4月予定)

No	施設名	住所
1	子ども家庭支援センターSakura	大崎台 1-2-5 志志久良第貳ビル 2 階

資料編 6
委員名簿

6 委員名簿

① 佐倉市子育て支援推進委員会 委員名簿

(令和6年5月現在)

区分	氏名	備考
学識経験者	阿部 孝志	委員長 敬愛短期大学准教授
//	佐藤 慎二	植草学園短期大学特別教授
医師	越部 融	印旛市郡医師会佐倉地区医師会推薦
歯科医師	秀島 潔	印旛郡市歯科医師会佐倉地区推薦
民生委員・児童委員	荒畑 恵子	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
主任児童委員	和泉 久美江	佐倉市民生委員・児童委員協議会推薦
保育園の園長（私立）	本間 仁美	陽の木さくら保育園長 （私立保育園長会推薦）
幼稚園の園長（私立）	飯田 真弓	学校法人青木学園 志津幼稚園理事長 （私立幼稚園協会推薦）
小学校長	田中 雅明	山王小学校長（教育委員会推薦）
保育園、幼稚園、認定こども園、小学校又は中学校の保護者	大西 侑士	公募
//	中間 愛美	公募
//	藤平 美千代	公募
市民	桑原 牧子	公募
//	中川 加奈子	公募
児童センター又は学童保育所長	斉藤 英晴	臼井老幼の館施設長

② 佐倉市青少年問題協議会 委員名簿

(令和6年7月現在)

区分	氏名	備考
市長	西田 三十五	会長
教育長	圓城寺 一雄	副会長
副市長	石井 健司	
市教育委員会委員	吉村 真理子	佐倉市教育委員会教育長職務代理者
市の事務部局の関係職員	佐藤 鈴子	佐倉市こども支援部こども家庭課長
市教育委員会の事務局の職員	榎本 泰之	佐倉市教育委員会教育部 参事指導課長事務取扱
警察関係職員	西山 将平	佐倉警察署生活安全課係長
家庭裁判所の職員	新井 玲子	千葉家庭裁判所家庭裁判所調査官
社会教育委員	藤崎 言行	佐倉市社会教育委員会議議長
民生委員・児童委員	松本 博子	佐倉市民生委員・児童委員協議会理事
保護司	石渡 康郎	保護司会佐倉市分会会長
社会福祉協議会運営委員	岡本 祥子	佐倉市社会福祉協議会事務局 生活支援グループ主査
小学校長	小坂井 靖史	佐倉市立佐倉東小学校長
中学校長	佐藤 克巳	佐倉市立佐倉東中学校長
高等学校長	佐藤 道広	千葉県立佐倉西高等学校長
高等学校長	相澤 直幹	千葉県立佐倉東高等学校長
青少年相談員	喜澤 雄悟	佐倉市青少年相談員連絡協議会会長
識見を有する者	久保 秀一	印旛健康福祉センター長
//	山口 裕司	成田公共職業安定所長
//	藤寄 秀秋	少年警察ボランティア佐倉地区副会長
//	片岡 正臣	佐倉市青少年育成市民会議会長
//	斉藤 英晴	佐倉市スポーツ協会事務局長
//	溝渕 哲雄	佐倉市スポーツ推進委員連絡協議会会長
//	中村 真悟	佐倉市PTA連絡協議会、弥富小学校PTA会長
//	新田 司	敬愛短期大学教授
//	吉森 文男	佐倉人権擁護委員

The background of the page is a light pink color. It features a series of concentric circles in a slightly darker shade of pink, creating a subtle pattern. Scattered throughout the background are numerous small, stylized pink petals, some of which are slightly larger and more detailed than others, giving the impression of falling cherry blossoms.

資料編 7

子どもの権利条約

7 子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）

子どもの権利条約とは

「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、世界中のこどもが健やかに成長できるようにとの願いを込めて、1989年11月に国際連合の総会で採択されました。日本は1994年にこの条約を批准、発効しています。

「子どもの権利条約」は、こどもは「弱くておとなから守られる存在」という考え方だけではなく、こどもも「ひとりの人間として人権（権利）をもっている」、つまり、「権利の主体」だという考え方に大きく転換させた条約です。こどもを権利の主体ととらえ、おとなと同様にひとりの人間としてもつ様々な権利を認めると同時に、成長の過程にあって保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めているというのが、子どもの権利条約の特徴です。

「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、次の4つで表されます（4つの原則）。これらの原則は、「こども基本法」にも取り入れられています。

差別の禁止

（差別のないこと）

- ◆ すべてのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障害、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

こどもの最善の利益

（こどもにとって最もよいこと）

- ◆ こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利

（命を守られ成長できること）

- ◆ すべてのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重

（こどもが意味のある参加ができること）

- ◆ こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

資料編 8

こども基本法

8 こども基本法

発令 : 令和 4 年 6 月 22 日号外法律第 77 号

最終改正 : 令和 6 年 6 月 26 日号外法律第 68 号

改正内容 : 令和 6 年 6 月 26 日号外法律第 68 号[令和 6 年 9 月 25 日]

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに

に、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、子どもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。

（国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（事業主の努力）

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

（国民の努力）

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

（こども施策に関する大綱）

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項

4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。

7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

（こども施策に対するこども等の意見の反映）

第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等）

第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

（関係者相互の有機的な連携の確保等）

第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。

4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うことにも関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 こども大綱の案を作成すること。

二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。

三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務

3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの

二 会長及び前号に掲げる者以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

（資料提出の要求等）

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（政令への委任）

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

一 附則第十条の規定 こども家庭庁設置法（令和四年法律第七十五号）

二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和四年法律第七十六号）

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(少子化社会対策基本法の一部改正)

第三条 少子化社会対策基本法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正)

第四条 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成二十年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 次条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が前条の規定による改正前の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画は、この法律の施行後は、会議が前条の規定による改正後の青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律第八条第一項の規定により作成した同項の基本計画とみなす。

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正)

第六条 子ども・若者育成支援推進法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(子ども・若者育成支援推進法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 前条の規定による改正前の子ども・若者育成支援推進法第二十六条に規定する本部が同法第八条第一項の規定により作成した同項の子ども・若者育成支援推進大綱は、この法律の施行後は、政府が前条の規定による改正後の子ども・若者育成支援推進法第八条第一項の規定により定めた同項の子ども・若者育成支援推進大綱とみなす。

(復興庁設置法の一部改正)

第八条 復興庁設置法（平成二十三年法律第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正）

第九条 子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（こども家庭庁設置法の一部改正）

第十条 こども家庭庁設置法の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正）

第十一条 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則〔令和六年六月二六日法律第六八号抄〕

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

〔令和六年九月政令二九〇号により、令和六・九・二五から施行〕

佐倉市こども計画
令和7年3月 策定

【発行】

佐倉市こども支援部こども政策課

〒285-8501

千葉県佐倉市海隣寺町 97 番地

TEL 043-484-6139

FAX 043-486-2118

<https://www.city.sakura.lg.jp/>